

# 浅口市総合計画

## 後期基本計画

「快適・安心・思いやり 活力あふれる文化創造都市」





# 浅口市総合計画

## 後期基本計画

岡山県浅口市



## はじめに



浅口市は、平成18年3月21日、金光町・鴨方町・寄島町が合併して誕生しました。そして、平成19年3月に策定した浅口市総合計画では、「快適・安心・思いやり 活力あふれる文化創造都市」という将来像の実現に向け、前期基本計画（平成19年度～23年度）に掲げた施策に取り組んでまいりました。

このたび、前期基本計画の計画年度終了に伴い、今後、5ヵ年で取り組むべき主要な施策の目的や方針などを分野ごとに示した後期基本計画（平成24年度～28年度）を策定いたしました。

今、浅口市は、生産年齢人口の減少、産業の衰退等をはじめとした様々な問題を抱えています。さらには、少子高齢化や高度情報化の進展など社会全体の変化に伴い、市民ニーズや価値観が多様化するなど、行政だけでは解決できない地域課題が増えてきています。

そうした中、先人によって築かれた個性と魅力、育んできた文化、伝統、歴史を十分に活かし、市民の誰もがふるさとに自信と誇りが持て、未来に大きな夢と希望が描けるまち、そして、私たちの次の世代に胸を張ってバトンタッチできる浅口市を市民の力を結集して創造していかなければなりません。

そのためにも、今後さらに様々な分野において、市民の皆さまと行政がともに知恵を出し合う協働のまちづくりを進め、市民の皆さまが主役となるまちづくりの実現に向け、本計画の推進に皆さまのご理解、ご協力、そして積極的な参画をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、市民アンケート調査や中学生アンケート調査などで貴重なご意見をいただきました市民の皆さまをはじめ、様々な観点から熱心なご審議を賜りました総合計画審議会委員の皆さま並びに関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成24年3月

浅口市長 栗山 康彦

# 目 次

<b>第1部 総論</b> .....	1
第1章 はじめに .....	3
1 計画策定の目的 .....	3
2 計画立案の視点 .....	3
3 計画の構成と期間 .....	4
第2章 浅口市の地域特性 .....	5
1 位置的・自然的特性 .....	5
2 歴史的・文化的特性 .....	6
3 社会的・経済的特性 .....	6
(1) 人口・世帯 .....	6
(2) 産業 .....	8
(3) 通勤・通学 .....	9
(4) 道路・交通体系 .....	10
(5) 土地利用 .....	11
4 アンケート結果の概要 .....	11
第3章 本市を取り巻く諸情勢と課題 .....	16
1 地方分権の推進 .....	16
2 少子高齢化の進行 .....	16
3 地域間競争時代への対応 .....	16
4 高度情報化の進展 .....	16
5 厳しい財政状況への対応 .....	17
6 安全・安心のまちづくり .....	17
<b>第2部 基本構想</b> .....	19
第1章 まちづくり・行政運営の方針 .....	21
1 まちづくり・行政運営の理念 .....	21
2 まちづくり・行政運営の基本方向 .....	22
3 将来像 .....	22
第2章 土地利用構想 .....	23
1 都市構造とまちづくり .....	23
2 地域別整備と土地利用 .....	24
第3章 主要指標の目標 .....	26
第4章 施策の大綱 .....	28
1 暮らし、経済、交流が都市基盤に支えられるまち（都市基盤） .....	29
2 資源を活かし、活力を育てる産業のまち（産業） .....	29
3 安全・安心、ゆとりある生活のまち（生活環境） .....	30
4 自然、環境が大切にされ、活かされるまち（自然と環境） .....	30
5 健やかさがはじけ、笑顔がひろがるまち（保健・医療・福祉） .....	31
6 豊かな心、広い視野、地域文化を育むまち（教育・文化） .....	31
7 市民、グループや組織の活動が活いき輝くまち（市民と自治） .....	32
8 効率的で機動的な行財政の運営（行財政運営） .....	32

<b>第3部 後期基本計画</b> .....	33
第1章 暮らし、経済、交流が都市基盤に支えられるまち .....	34
1 地域の中心となる拠点の整備 .....	34
2 広域・地域間交流を担う道路網の整備 .....	36
3 計画的な土地利用の推進 .....	38
4 情報化の推進 .....	40
5 公共交通体系の充実 .....	42
第2章 資源を活かし、活力を育てる産業のまち .....	44
1 活力ある商工業の振興 .....	44
2 地域の特性を活かした農林漁業の振興 .....	46
3 魅力ある観光の振興 .....	48
第3章 安全・安心、ゆとりある生活のまち .....	50
1 安全を確保する防災体制の整備 .....	50
2 治水・治山等防災対策の推進 .....	52
3 地域安全対策の推進 .....	54
4 ゆとりある住環境の形成 .....	56
5 上・下水道の整備 .....	58
第4章 自然、環境が大切にされ、活かされるまち .....	60
1 豊かな自然環境の保全 .....	60
2 資源を大切に作る社会の形成 .....	62
第5章 健やかさがはじけ、笑顔がひろがるまち .....	64
1 生きいきと暮らせる保健・医療体制の充実 .....	64
2 支えあう地域福祉の充実 .....	66
3 安心して暮らせる高齢者福祉の充実 .....	68
4 きめ細かな障害者福祉の充実 .....	70
5 安心できる子育て支援の推進 .....	72
6 社会保障の充実 .....	74
第6章 豊かな心、広い視野、地域文化を育むまち .....	76
1 健やかな心を育む学校教育の充実 .....	76
2 豊かな人生を育む生涯学習の充実 .....	78
3 スポーツ活動の振興 .....	80
4 文化の薫る地域の振興 .....	82
5 グローバルな感性を育む国際交流・理解 .....	84
6 人権の尊重・男女共同参画社会の確立 .....	86
第7章 市民、グループや組織の活動が生きいき輝くまち .....	88
1 市民参画の推進 .....	88
2 まちづくりを担う市民組織の充実 .....	90
第8章 効率的で機動的な行財政の運営 .....	92
1 効率的な行政運営 .....	92
2 健全な財政運営の推進 .....	94
<b>資料編</b> .....	97





# 第 1 部 総論



# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の目的

浅口市は、平成18年3月21日に浅口郡金光町、鴨方町及び寄島町の3町が合併して誕生し、平成19年3月にまちづくりの指針となる「浅口市総合計画」を策定しました。

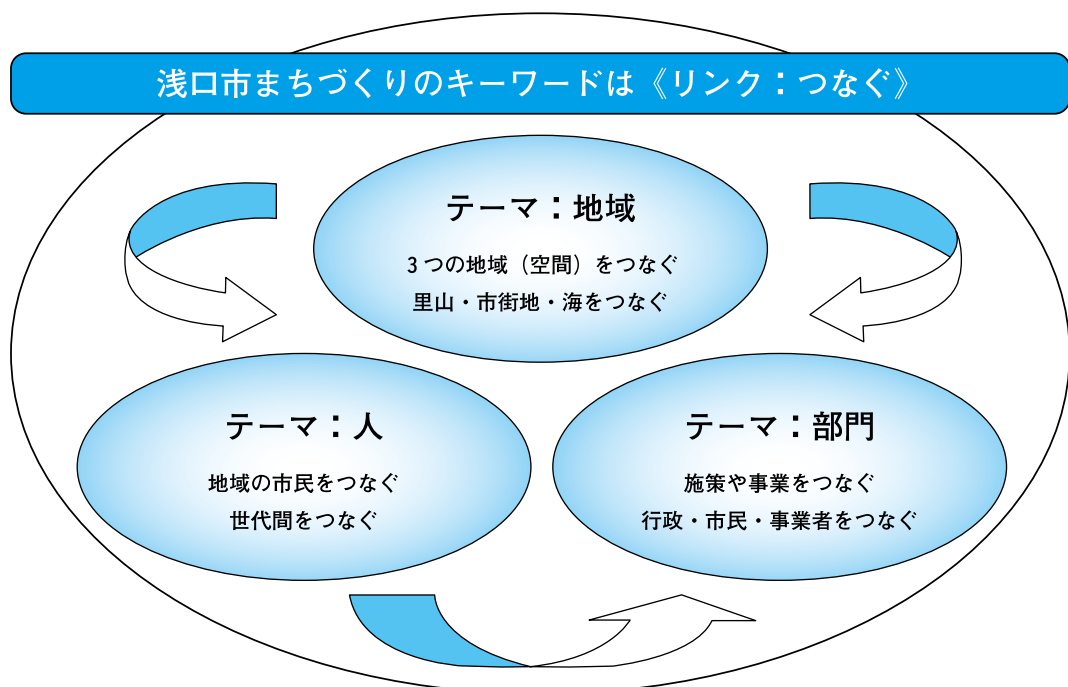
この総合計画は、地域特性、市民要望や社会経済情勢の変化を踏まえ、金光町・鴨方町・寄島町合併協議会によって策定された「新市建設計画」を尊重し、新たな市政の目標とその実現に向けた方策を明確化し、計画的、持続的な行政運営を推進するための指針として、第一次となる総合計画を策定したもので、10年間の基本的なまちづくりの方向を示す「基本構想」と、5年間の具体的な施策の展開を示す「前期基本計画」で構成されています。

今回、新たに策定する計画は「前期基本計画」が平成23年度で計画年度が終了することを受け、平成24年度から平成28年度までの「後期基本計画」を策定することを目的としています。

## 2 計画立案の視点

現在の総合計画では、まちづくりのキーワードとして『リンク：つなぐ』を掲げ、旧3町の特性を活かしつつ、「地域」「人」「部門」が相互に繋がってまちづくりを推進していくことを目指しています。

後期基本計画策定においても、この視点を継承し、今後のまちづくりを展開していくものとします。



### 3

## 計画の構成と期間

浅口市総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成します。

### 基本構想

市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、まちづくりの基本理念、将来都市像及びそれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものです。

合併協議会において策定された「新市建設計画」では、合併後概ね10カ年の長期的視野に立った新市の発展や施策などの方向性が示されています。そこに掲げられた将来像、基本理念をもとに、本市の将来像とそれを実現するための基本的な施策の大綱を示すものです。

基本構想の計画期間は、平成19年度から平成28年度までの10カ年とします。

### 基本計画

基本構想に掲げる将来像を達成するため、施策大綱に従い、今後取り組むべき主要な施策・事業を分野ごとに明らかにするものです。

「新市建設計画」の主要施策（事業）などを踏まえたものとし、厳しい財政状況の中であっても、実効性のある計画を目指し、計画年度や適切な指標、数値目標を設定するものとします。

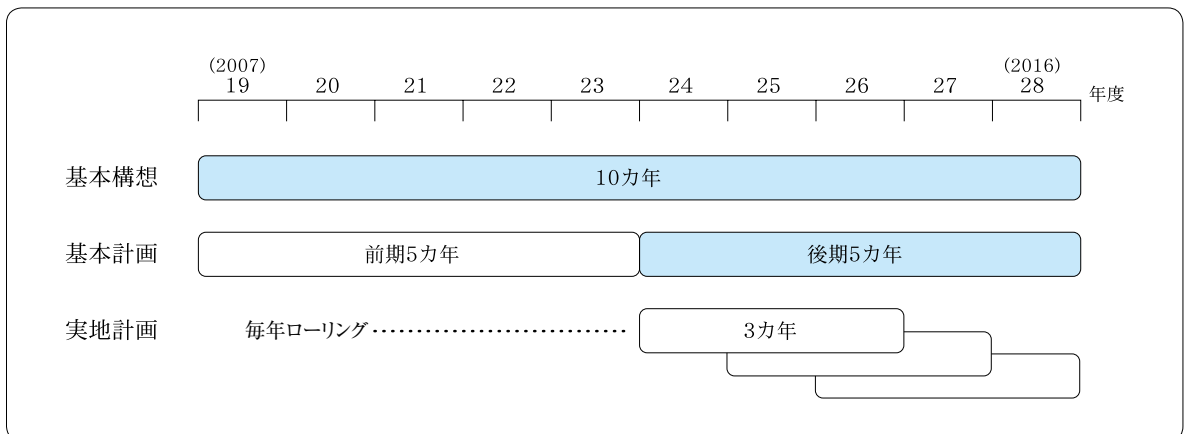
前期基本計画の計画期間は、平成19年度から平成23年度までの5カ年とし、後期基本計画は、平成24年度から平成28年度までの5カ年とします。

### 実施計画

基本計画に示された主要事業の具体的な実施内容を明らかにするもので、毎年度の予算編成、組織機構、人事計画などの本市の経営方針となるものです。

基本計画に掲げられた事業の実効性を担保するため、財政計画との整合を図り、可能な限り具体的な事業内容、財源、時期などを示すものとします。

計画期間は3カ年とし、毎年度の事業の評価・検証を行いながら見直しするローリング方式により事業の進行管理を行うこととします。





## 2 歴史的・文化的特性

勅撰史書である「続日本紀」に記されている歴史ある地名「浅口（あさくち）」を継承している本市には、祖先が築き上げてきた歴史と文化が息づいています。

古代からの歴史を語る神功皇后や安倍晴明伝説が残されているほか、鴨方城址や市街地部に残る江戸時代の町並みなどの歴史的建造物、そして地域の歴史と文化を伝える多くの文化遺産が市の貴重な財産として残されています。

また、地域には先人たちから引き継がれてきた多くの貴重な伝統芸能や習慣があります。

市内には、こうした歴史や民俗を学ぶ郷土資料館や歴史民俗資料館、更には生涯学習活動や文化・芸術活動の拠点である図書館などの文化・交流施設が多彩にあり、様々な文化活動や学習などに活用されています。

## 3 社会的・経済的特性

### (1) 人口・世帯

人口については平成22年国勢調査では、市の人口総数36,114人で、平成2年以降減少傾向が続いています。

年齢階層別にみると、年少人口（14歳以下）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合がともに減少し、老年人口（65歳以上）が割合を伸ばし、平成22年国勢調査では30.1%を占め、岡山県平均値（25.1%）を5ポイント上回っています。

世帯数は平成17年までは着実に増えてきましたが、平成22年国勢調査では微増の12,280世帯となっています。一世帯当たり人員は減少を続け、2.94人/世帯となっています。

人口・世帯

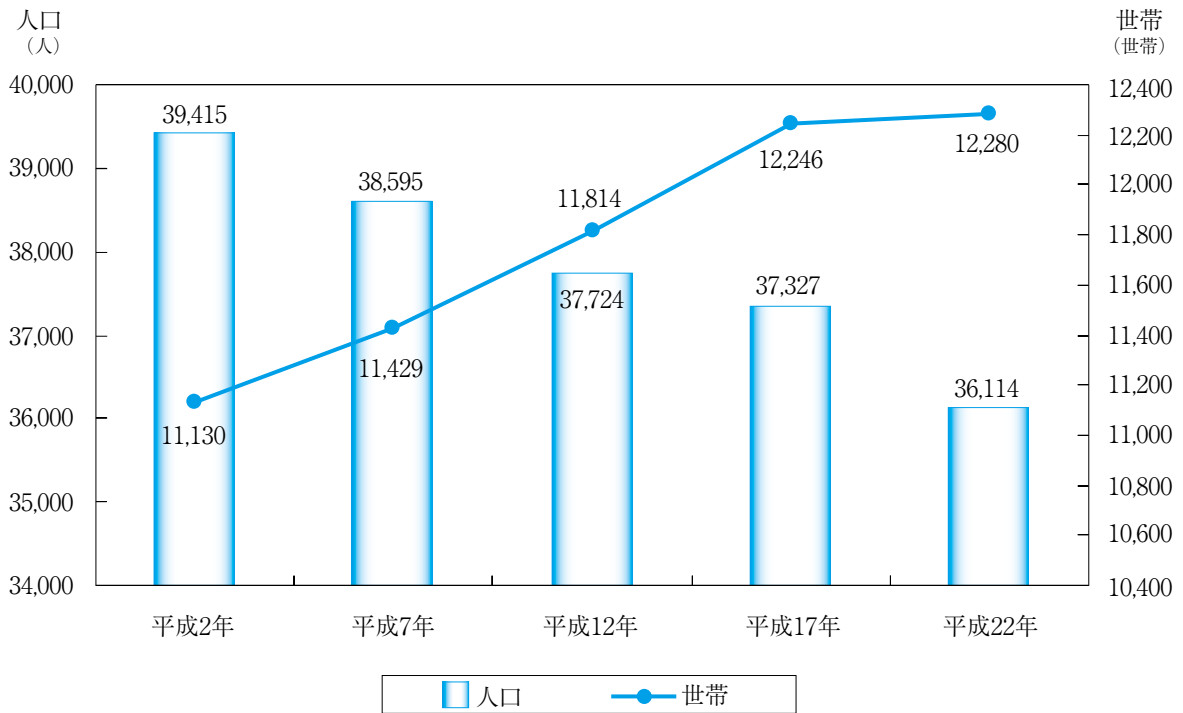
(単位：人、世帯)

項目	年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	増減率			
							H2⇒H7	H7⇒H12	H12⇒H17	H17⇒H22
人口総数		39,415	38,595	37,724	37,327	36,114	△ 2.1%	△ 2.3%	△ 1.1%	△ 3.2%
年少人口 (14歳以下)		6,578 (16.7%)	5,604 (14.5%)	4,959 (13.1%)	4,700 (12.6%)	4,370 (12.1%)	△ 14.8%	△ 11.5%	△ 5.2%	△ 7.0%
生産年齢人口 (15～64歳)		26,143 (66.3%)	25,208 (65.3%)	23,988 (63.6%)	22,854 (61.2%)	20,845 (57.7%)	△ 3.6%	△ 4.8%	△ 4.7%	△ 8.8%
老年人口 (65歳以上)		6,694 (17.0%)	7,783 (20.2%)	8,777 (23.3%)	9,753 (26.1%)	10,882 (30.1%)	16.3%	12.8%	11.1%	11.6%
世帯数		11,130	11,429	11,814	12,246	12,280	2.7%	3.4%	3.7%	0.3%
一世帯当たり人員		3.54	3.38	3.19	3.05	2.94	—	—	—	—

注) 平成17・22年の人口総数には年齢不詳人口が含まれています。

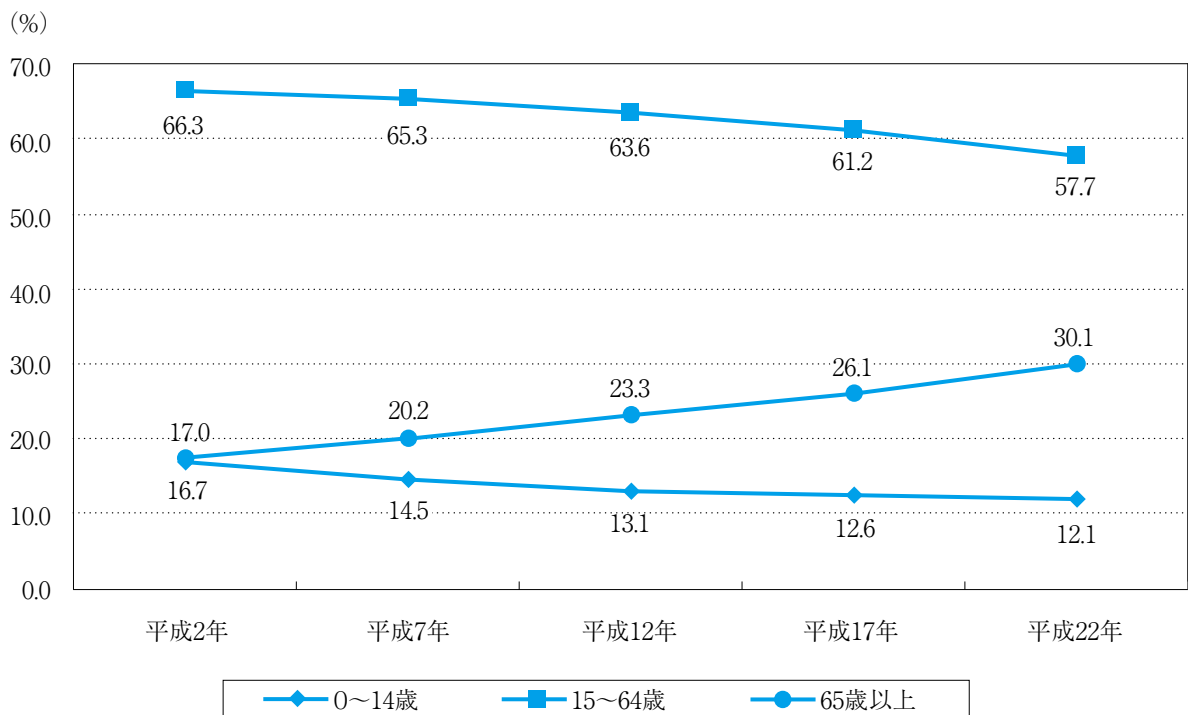
資料：国勢調査

## 人口・世帯



資料：国勢調査

## 年齢3区分人口構成比の推移

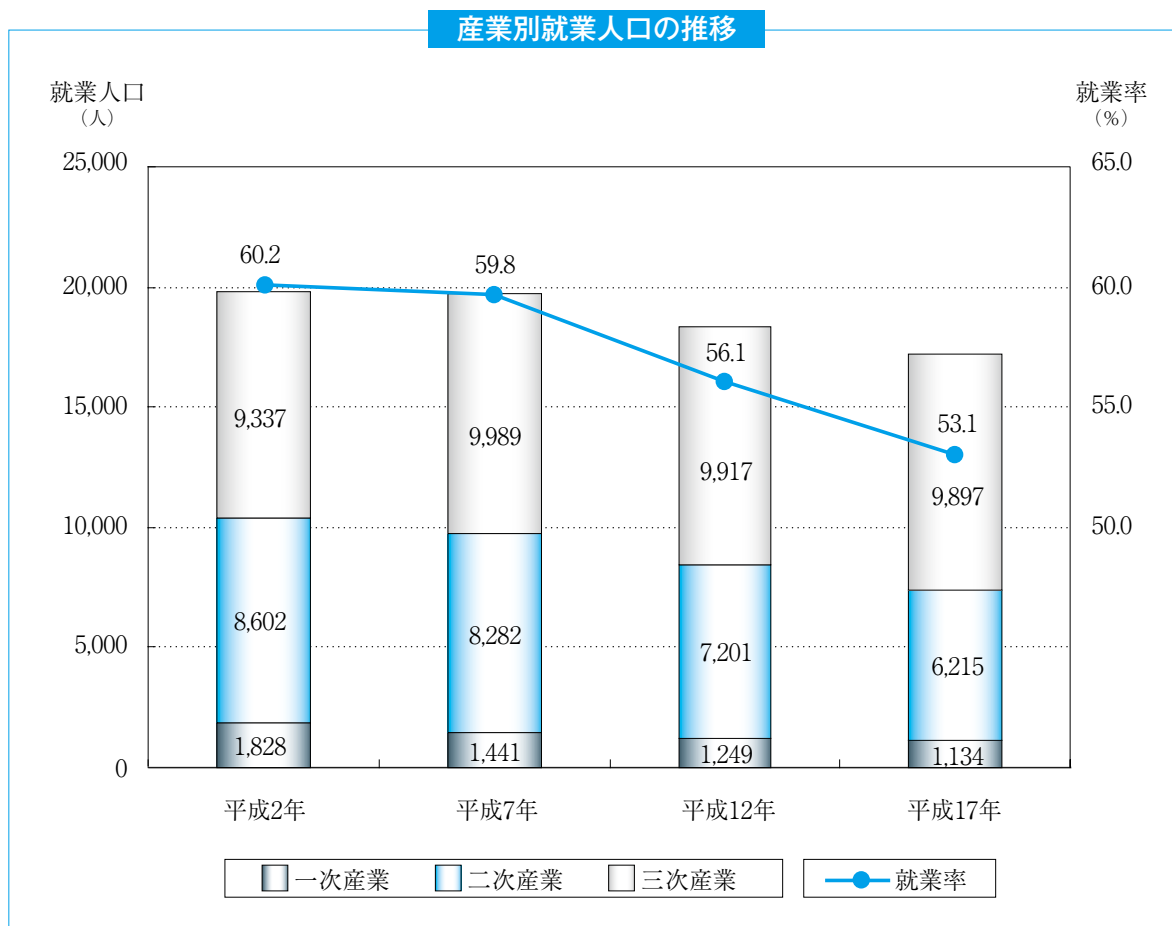


資料：国勢調査

## (2) 産業

産業就業人口は平成17年国勢調査で17,302人で、就業率は53.1%となっています。過去15カ年の動きでみると、就業人口・就業率ともに減少傾向にあります。

産業別では、第一次産業及び第二次産業就業人口はともに平成2年以降、一貫して減少しており、産業別就業人口の構成比は第三次産業の比率が大きくなっています。



(単位: 人、%)

	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成2年→平成17年の増加率
	就業人口	構成比	就業人口	構成比	就業人口	構成比	就業人口	構成比	
人口総数	39,415		38,595		37,724		37,327		△ 5.3
総就業人口	19,775	100.0	19,725	100.0	18,380	100.0	17,302	100.0	△ 12.5
一次産業	1,828	9.2	1,441	7.3	1,249	6.8	1,134	6.6	△ 38.0
二次産業	8,602	43.5	8,282	42.0	7,201	39.2	6,215	35.9	△ 27.7
三次産業	9,337	47.2	9,989	50.6	9,917	54.0	9,897	57.2	6.0
就業率	60.2	—	59.8	—	56.1	—	53.1	—	

(注1: 産業別に分類不能の産業があるため、産業別合計人口と総数が一致しない場合があります。)

(注2: 構成比は、少数第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。)

(注3: 就業率は、15歳以上人口に占める就業者の割合)

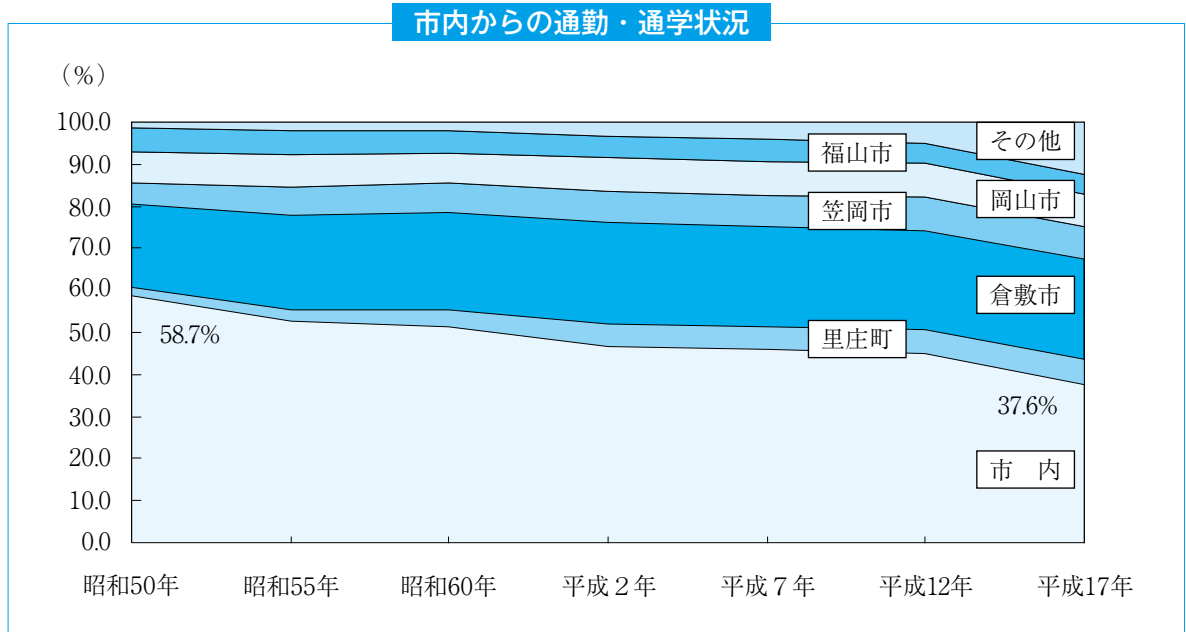
資料: 国勢調査



### (3) 通勤・通学

浅口市に居住する人の通勤・通学の状況は、市内での動きが最も多くなっています。その他の市町村への通勤・通学は倉敷市が最も多くなっていますが、隣接する笠岡市や里庄町、県都の岡山市への流動も多くみられます。また、他市町村から浅口市への通勤・通学状況をみると、倉敷市からの通勤・通学が最も多くなっています。なお、市内に公立・私立高校が3校あり通学者が多い状況となっています。

昭和50年から平成17年までの通勤・通学先の推移をみると、市内の割合が58.7%から37.6%へと少なくなっている代わりに、里庄町や倉敷市をはじめとして、他市町村への流動が多くなっています。また、通勤・通学先となる市町村も多様化しており、浅口市の生活圏は拡大しつつあると言えます。



#### <通勤・通学者数>

(単位：人)

	合計	市内	里庄町	倉敷市	笠岡市	岡山市	福山市	その他
昭和50年	20,641	12,119	409	4,082	1,033	1,529	1,161	308
昭和55年	21,517	11,302	620	4,865	1,375	1,694	1,246	415
昭和60年	22,264	11,404	937	5,167	1,548	1,570	1,203	435
平成2年	22,845	10,639	1,248	5,480	1,732	1,846	1,149	751
平成7年	22,196	10,190	1,221	5,281	1,639	1,811	1,130	924
平成12年	20,502	9,208	1,202	4,810	1,624	1,685	973	1,000
平成17年	19,342	7,279	1,191	4,583	1,461	1,491	917	2,420

#### <構成比>

(単位：%)

	合計	市内	里庄町	倉敷市	笠岡市	岡山市	福山市	その他
昭和50年	100.0	58.7	2.0	19.8	5.0	7.4	5.6	1.5
昭和55年	100.0	52.5	2.9	22.6	6.4	7.9	5.8	1.9
昭和60年	100.0	51.2	4.2	23.2	7.0	7.1	5.4	2.0
平成2年	100.0	46.6	5.5	24.0	7.6	8.1	5.0	3.3
平成7年	100.0	45.9	5.5	23.8	7.4	8.2	5.1	4.2
平成12年	100.0	44.9	5.9	23.5	7.9	8.2	4.7	4.9
平成17年	100.0	37.6	6.2	23.7	7.6	7.7	4.7	12.5

(注：構成比は、少数第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。)

資料：国勢調査

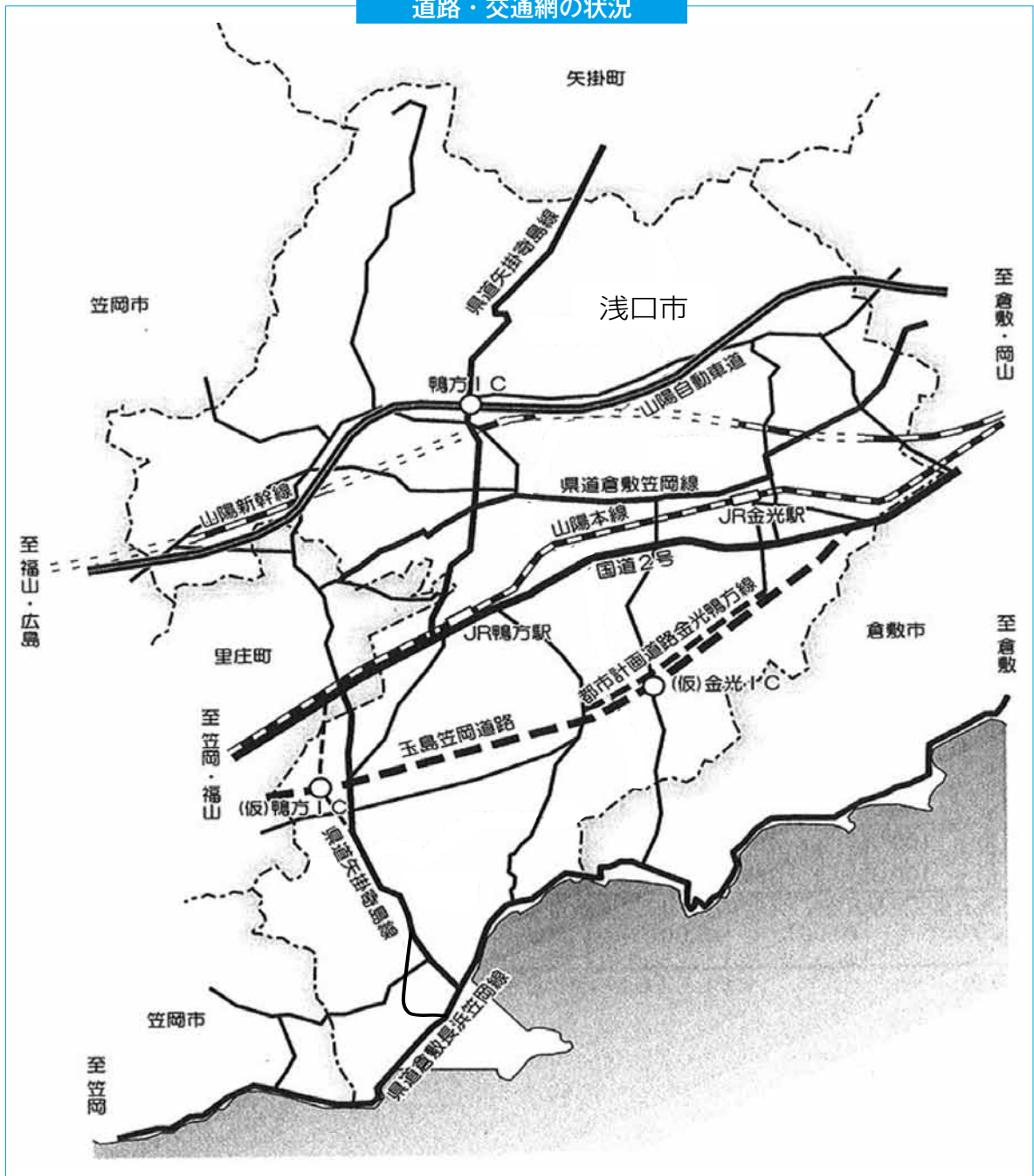
#### (4) 道路・交通体系

浅口市の道路状況については、広域交通を担う幹線道路として、市中央部を山陽自動車道と国道2号が通っており、鴨方IC（インターチェンジ）もあります。また、現在国道2号玉島笠岡道路の整備が進められており、市内2カ所にICの設置が予定されています。

その他の幹線道路として、東西には市中央部を県道倉敷笠岡線が、沿岸部に県道倉敷長浜笠岡線が通っています。また、南北には矢掛町から沿岸部まで県道矢掛寄島線が通るなど、東西南北に市内や近隣市町が結ばれています。また、国道2号玉島笠岡道路の連絡道として、都市計画道路金光鴨方線の整備も予定されています。

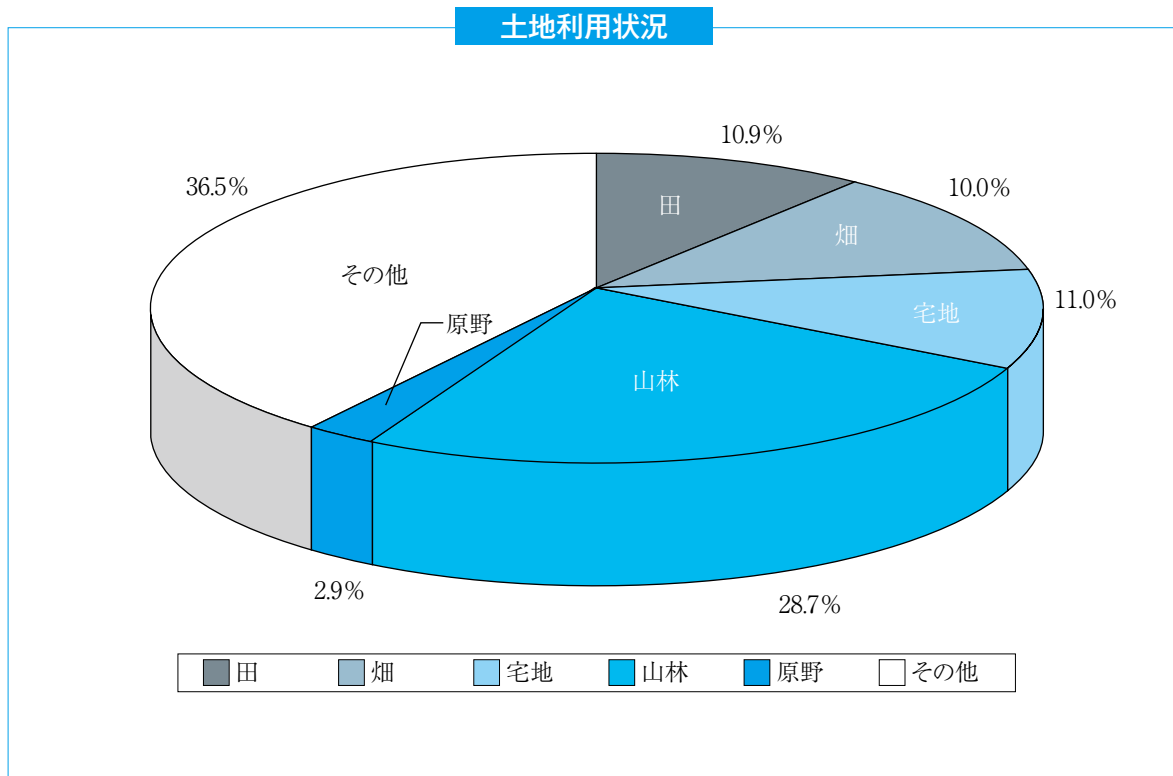
鉄道駅は、市内にJR金光駅及びJR鴨方駅があり、それぞれ通勤・通学の中心となっています。

道路・交通網の状況



## (5) 土地利用

浅口市の土地利用状況は、山林が28.7%を占めており、遙照山をはじめとする緑豊かな自然環境に恵まれている地域特性が表れています。また、「田・畑・宅地」がそれぞれ10%程度を占めています。



	田	畑	宅地	山林	原野	その他	合計
面積 (ha)	723	666	732	1,906	196	2,423	6,646
構成比 (%)	10.9	10.0	11.0	28.7	2.9	36.5	100.0

(注1：その他：雑種地、公衆用道路、河川、池沼、鉄軌道など)

資料：平成23年度土地に関する概要調査

## 4 アンケート結果の概要

総合計画後期基本計画を策定するにあたり、市民の意見を幅広く反映させるため、市民アンケート調査及び中学生アンケート調査を実施しました。

その実施概要は以下のとおりです。

	市民アンケート調査	中学生アンケート調査
調査対象及び配布数	18歳以上の市民から2,000名を無作為抽出	市立中学2年生、303名
実施時期	平成23年7月上旬～7月中旬	
回収数（有効回答数）	917票（913票）	300票（288票）
回収率（有効回収率）	45.9%（45.7%）	99.0%（95.0%）

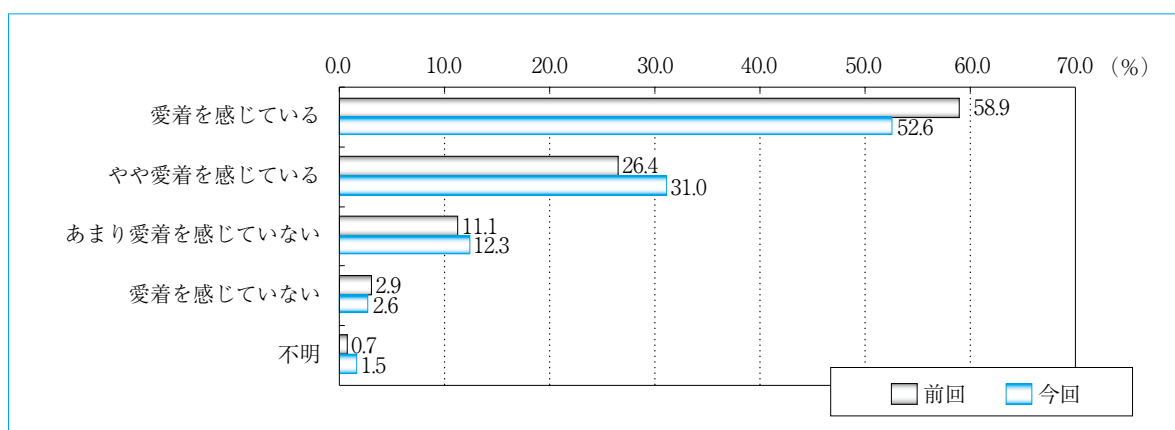
調査の主な結果概要は、以下のとおりです。

## 市民アンケート調査

### ■ 今住んでいる地域への愛着

今住んでいる地域に「愛着を感じている」と回答した人は52.6%、「やや愛着を感じている」という人は31.0%で、これらを合わせた“愛着を感じている”という人は83.6%となります。ちなみに前回のアンケート調査（平成18年度実施）では、“愛着を感じている”という人は85.3%ですから、若干下がっていますが地域への愛着度はほとんど変わっていないとみることができます。

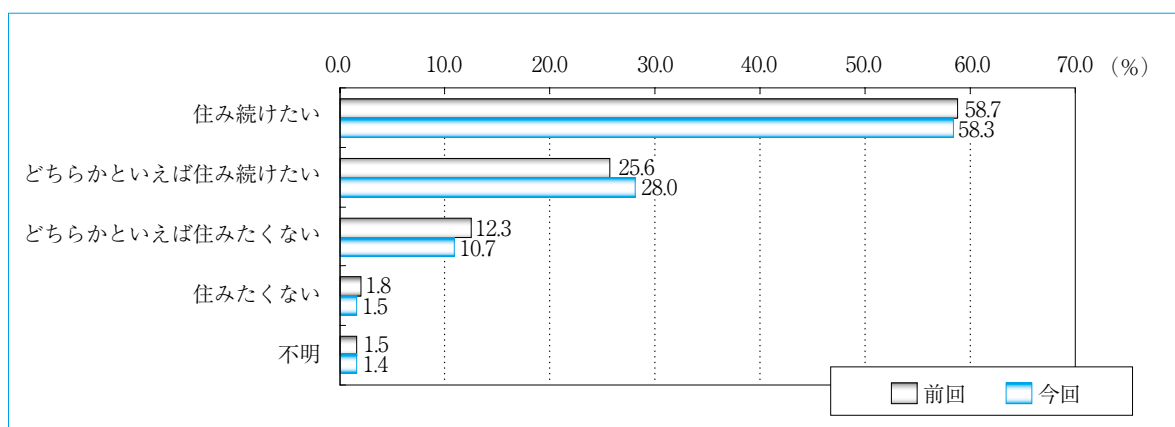
また、年齢別にみると、概して高齢な層ほど愛着度は高まる傾向にありますが、「20～29歳」では全年齢層を通じ86.7%と最も高い数字となっており、若い世代にも地元への愛着が強い層があることを伺わせます。



### ■ 今住んでいる地域への定住意向

今住んでいる地域に「住み続けたい」と回答した人は58.3%、「どちらかといえば住み続けたい」という人が28.0%で、これらを合わせた“住み続けたい”という人は86.3%となります。ちなみに前回のアンケート調査では84.3%であり、わずかではありますが、定住意向は高まっていることとなります。

また、年齢別にみると、愛着度と同じように高齢な層ほど定住意向は高まる傾向にあります。ちなみに「住み続けたい」の年齢別割合では「18～19歳」では22.2%に対し、「70歳以上」では72.0%という大きな開きがみられます。



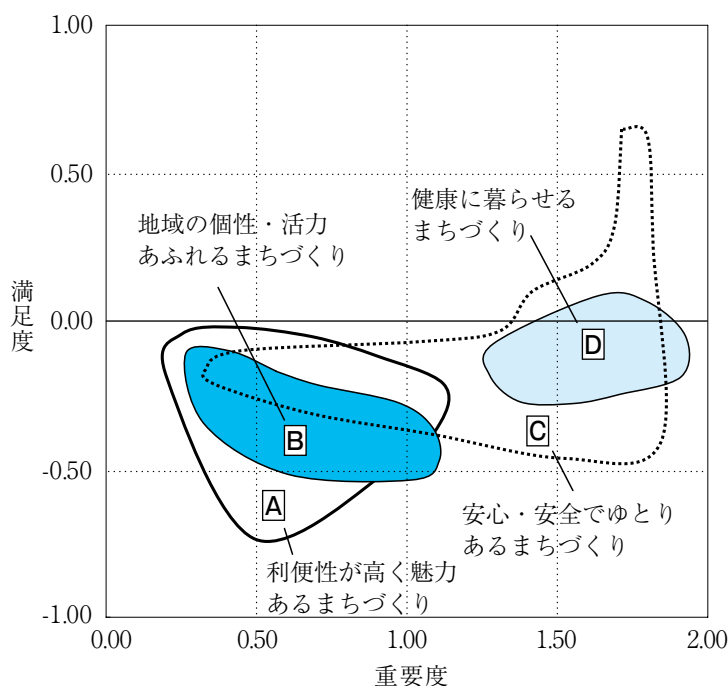
## ■ まちづくり施策への評価

前回も同様の調査をおこなっていますが、今回は評価項目が「新市建設計画」を元にし、今回は「前期基本計画」を元としているため、幾分施策内容等の違いがありますが、概ね同様の設問内容とみることができます。

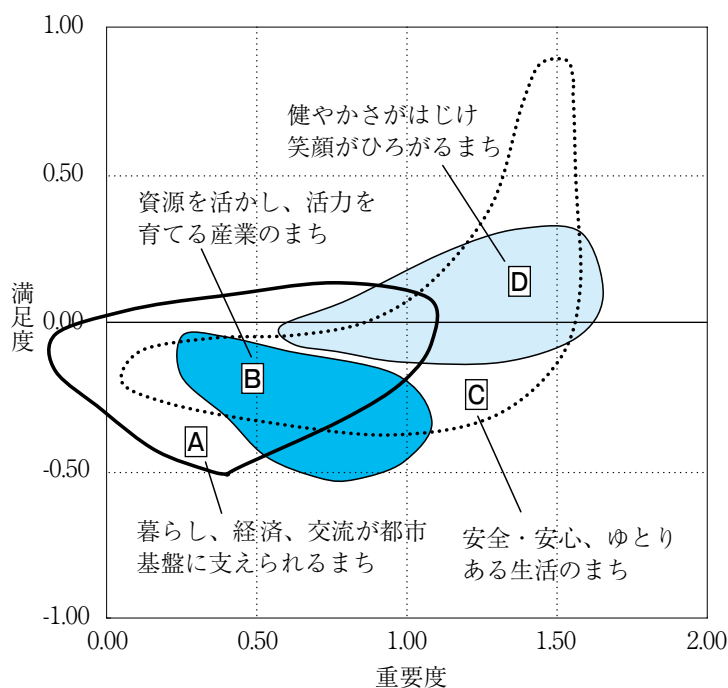
その結果をみてみると、全体的な傾向として、重要度のポイントは前回に比べやや低くなり、逆に満足度のポイントはやや高くなっています。

この傾向は、全分野を通してみられますが、その中で「H 効率的で機動的な行財政の運営」は、前回に比べ満足度はやや高まっていますが、全体の中では重要度が高く満足度は低い施策群となっています。

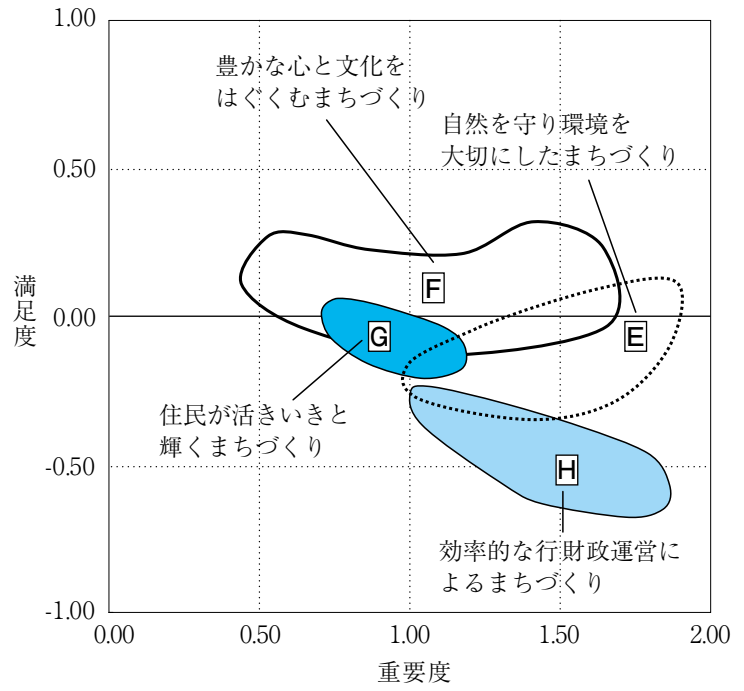
### グループ1の前回調査



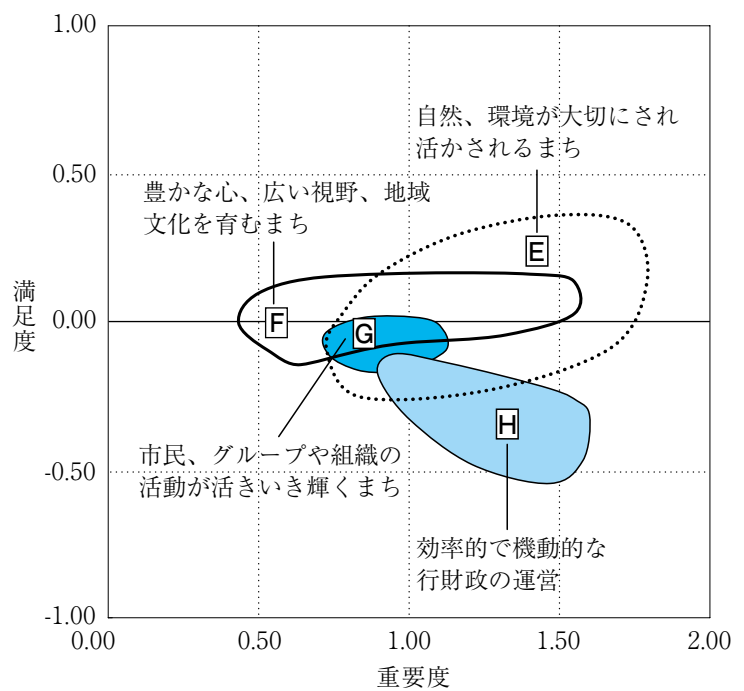
### グループ1の今回調査



### グループ2の前回調査



### グループ2の今回調査

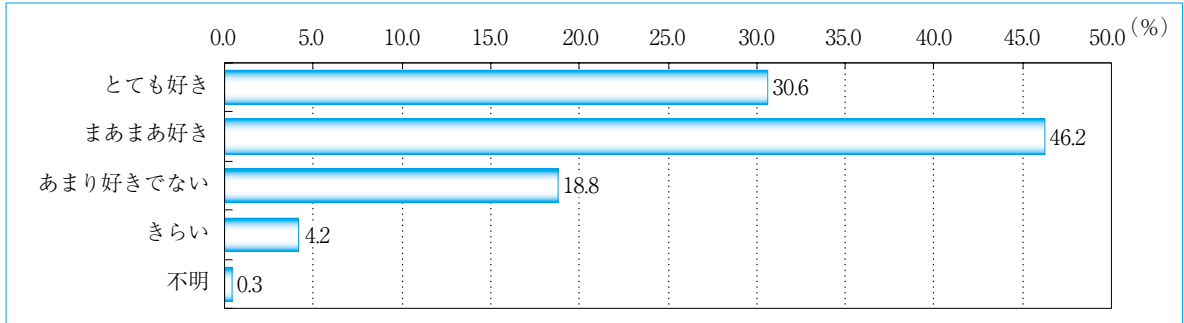


注) 重要度・満足度とは、ある施策に対して、その施策の重要度と現在の満足度を聞いたもので、グラフは双方の関係を示しています。重要でありかつ現在満足しているという回答が多ければグラフの右上に、逆に重要とも思わないし現在の満足度も低いという回答が多ければグラフの左下に分布が現れます。

## 中学生アンケート調査

### ■ 浅口市が好きですか

浅口市が「とても好き」が30.6%、「まあまあ好き」が46.2%で、両者を合わせると76.8%の子どもが浅口市を好きと回答しています。

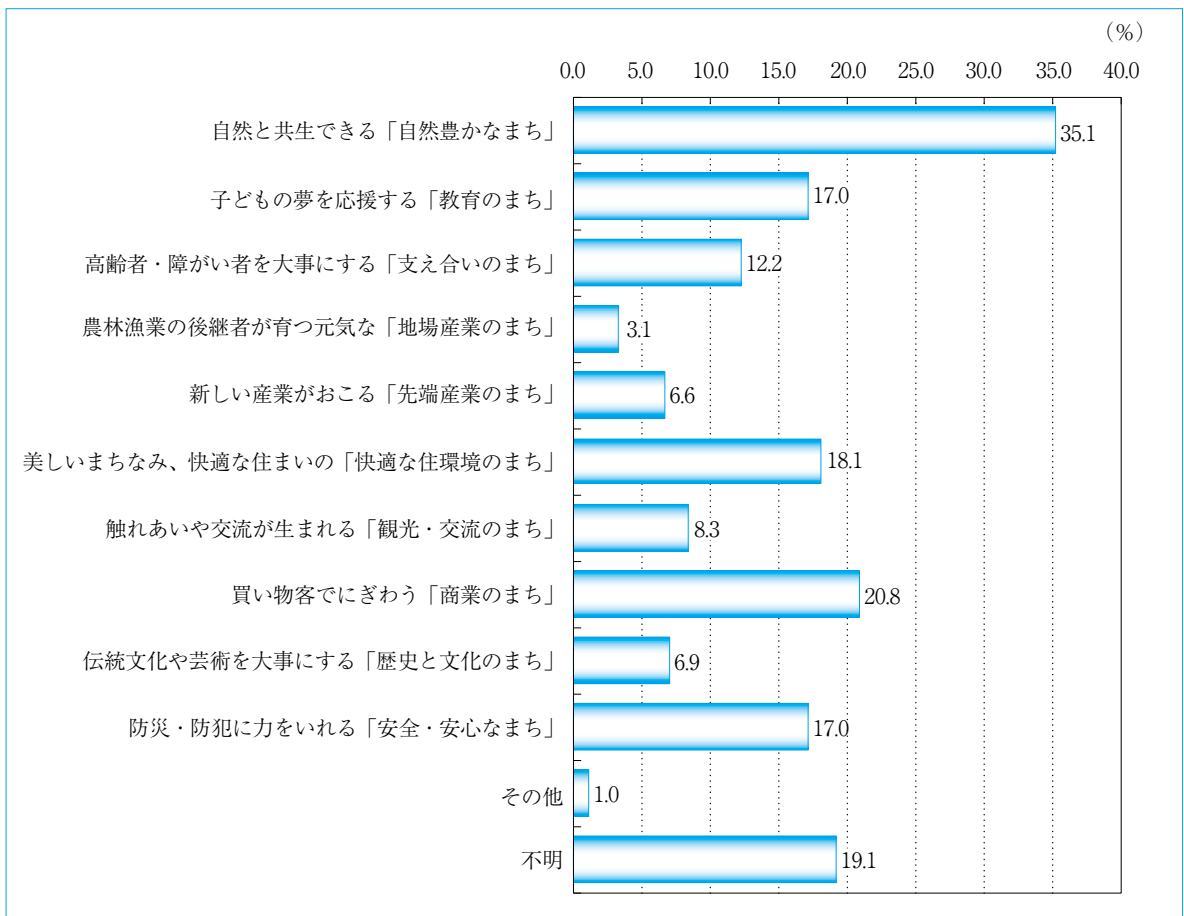


### ■ 浅口市で自慢したい・次世代に伝えたいこと

中学生から多くの回答が寄せられましたが、最も多かった回答は「うどんやそうめんなどの麺類」と「自然環境」という回答であり、中学生にとっても、地元の名産は誇りであり、自然環境は次世代に引き継ぐ財産であるという認識がみられます。

### ■ 浅口市が目指すべきまちづくり

「自然と共生できる「自然豊かなまち」」が第一位となっており、先の設問の結果とも併せて考えると、浅口市の多彩な自然環境に対する意識の高さが窺えます。



## 1 地方分権の推進

地方分権は、住民に身近な行政の権限や財源をできる限り地方自治体に移し、地域の創意工夫による行政運営を推進できるようにするための取り組みです。

そのためには、「自己決定・自己責任」の原則のもと、地域の実情やニーズに応じた個性的で特色あるまちづくりや、安定した行政サービスが提供できる体制づくりや権限の移譲に対応可能な人材の育成・確保が必要です。また、NPO\*・地域コミュニティ\*などとの連携による市民と行政との協働の推進など、体制の整備を行う必要があります。

## 2 少子高齢化の進行

我が国では、出生率の低下や平均寿命の伸長に伴って、少子高齢化が進行しており、本格的な人口減少社会に突入しつつあります。少子化の指標である合計特殊出生率の低下と老年人口の割合の増加傾向が進む中で、地域全体で子どもを安心して生み育てることができる環境づくりや、高齢者が元気で暮らせるやさしいまちづくりのため、子育て支援、地域医療体制の整備、高齢者の健康・生きがい対策や介護保険など、保健・医療・福祉部門の各種施策の充実が強く求められています。

## 3 地域間競争時代への対応

企業誘致や観光振興をはじめ、様々な分野で地域間の格差が大きくなっています。今後とも活力ある地域として発展していくためには、他の地域にはない独自の魅力づくりを、より一層強力に進めていく必要があります。

このため、これまでに守り、育んできた地域の資源を融合することにより、うるおいと安らぎがあり、活力と躍動感にあふれ、歴史と文化の薫る個性的な地域づくりを進め、魅力あふれる浅口市を目指すことが必要です。

## 4 高度情報化の進展

インターネットやケーブルテレビをはじめとするネットワークの拡大や携帯電話の急速な普及など情報通信技術の飛躍的な進歩は、今日、社会のあらゆる分野に大きな変革をもたらしています。こうした流れは、今後ますます加速することが予想され、「情報」は、私たちの日常生活にとっても必要不可欠なライフライン\*となりつつあります。

このため、こうした高度情報化の進展に対応した高度情報通信基盤の整備・充実とともに、情報通信手段を活用した行政サービスの提供に取り組む必要があります。



## 5 厳しい財政状況への対応

現在、国・地方ともに極めて厳しい財政状況に直面している中で、景気低迷による地方税収の落ち込みなど、地方自治体は今後も更に厳しい財政運営が避けられない状況にあります。

こうした状況の中で、従来の行政サービスの水準を維持・向上していくとともに、今後ますます高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応していくためには、行政組織・制度の整理統合、スケールメリット\*を活かした業務の効率化などにより、行財政基盤をより強固で安定したものにすることが必要です。

## 6 安全・安心のまちづくり

自然災害や犯罪に対する安全性の確保は、現代社会の中で最重要課題のひとつとなっており、近年の大規模災害の発生や子ども被害の犯罪等が増加する中、これまで以上に防災・防犯面での総合的な対策や体制づくりが求められています。特に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、東北地方の太平洋沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらし、自然災害の脅威をあらためて認識させられました。

このため、地域のコミュニティと市民そして行政が連携・協働して防災・防犯の維持に努めるとともに、災害時・緊急時への対応力を高めるなど、誰もが安心して暮らせる安全なまちづくりへの取り組みが求められます。

- \* NPO：政府・自治体や私企業とは独立した存在として、住民や民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。
- \* コミュニティ：人々が共同体意識を持って生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。
- \* ライフライン：電気・ガス・水道・通信・輸送などの生活維持に必要な手段。
- \* スケールメリット：規模を大きくすることで得られる利益。





# 第2部

## 基本構想



## 1 まちづくり・行政運営の理念

新しいまちづくり・行政運営の理念を以下のとおり定め、まちづくりの全ての分野における基本とします。これら一つひとつが、まちづくりと行政運営に活かされると同時に、全体としてつながりを持ち、より大きなまちづくりに結実することが期待されています。

## ○あふれる活力

新しい都市としての市民生活とまちづくりは、10年後の都市に向け、力強い足どりで進めることが大切です。快適な住環境の形成のもと、ここに住み、働き、学び、憩うといった市民生活に活気があり、地域の産業・経済が活力を維持し、夢や価値が創り出されることを重視します。

## ○安全・安心

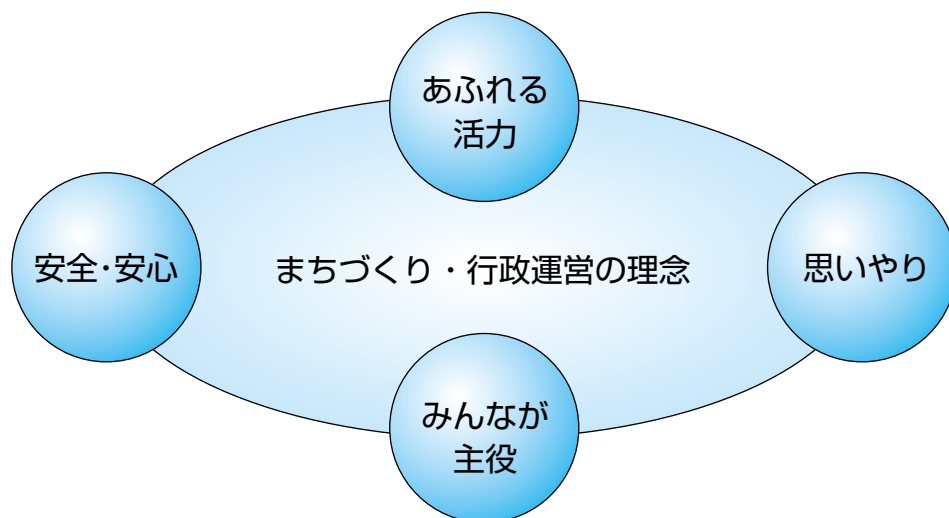
これまでも増して市民の暮らしを災害や犯罪から守られるまちであり、安心して健やかに生きがいのある地域社会生活が実現できることを重視します。

## ○思いやり

豊かな自然環境や歴史的資源に恵まれた中で、市民それぞれが暮らしの充実や幸せを感じられる社会とするために、家族、隣人、子どもやお年寄りを思いやり、助け合い励まし合いが生まれることを重視します。

## ○みんなが主役

価値観の多様化が進む中、市民一人ひとりにこだわりや志向が生まれています。新しい都市は、こうした市民一人ひとりが主人公として生活し、自己実現が図られていくことを重視します。



## 2 まちづくり・行政運営の基本方向

本市域は、南は瀬戸内海、北は天文台を持つ遙照山系の山々に縁取られ、東西に広がり、岡山市や倉敷市、広島県福山市などの地域に近接するため、住宅・宅地需要を受け止めつつ、地域経済が拡大してきました。

また、J R山陽本線や山陽自動車道が走る国土交通軸上にあるため、東西に伸びる広域交通網が整備されてきました。

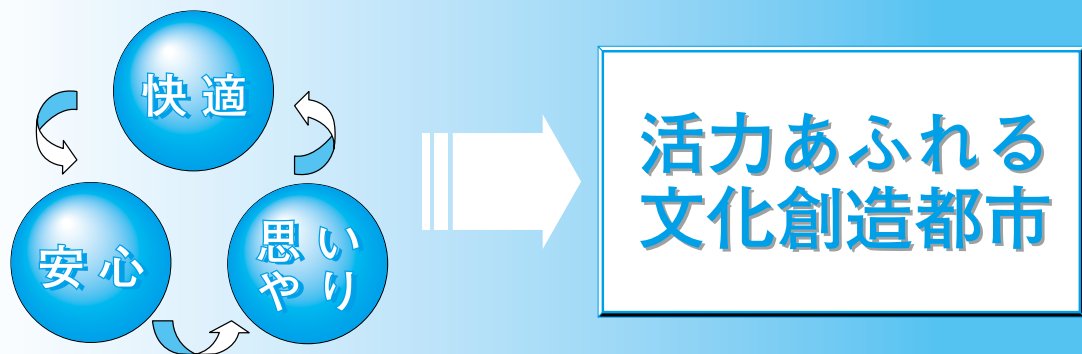
こうした立地の特性を踏まえ、県西部の拠点都市として、時代の要請や近隣都市における関係の変化に対応し、その役割を担いつつ、都市としての機能の強化、市民にとって住みよく、魅力と刺激に満ちたまちづくり、新しいライフスタイルづくりの支援、そして、従来の市民と行政の関係を越えた協働の実現と、まちづくり・価値づくりを実現していくことを目指します。

## 3 将来像

これからのまちづくりと行政運営に関する基本理念と本市域の特性を踏まえ、10年後のまちと市民生活の姿を以下のように構想します。

### 「快適・安心・思いやり 活力あふれる文化創造都市」

この将来像に示されるまちは、道路や下水道などの都市基盤が整備され、海・山と川をつくり出す快適な環境や景観が維持され活かされるまちです。また、医療、福祉が整い、犯罪や災害への備えが厚みを増し、健康・食の安全が図られる安心の暮らしのまちです。家族、隣人や交流する人たちを含め、あらゆる人に対する思いやりの心が注がれる人間関係が築かれ、自然、生物などへの慈しみが大切にされるまちです。そして、先人の英知と努力により創られ培われた歴史や自然を次の世代に継承し、地域の文化を受け継ぎ、創造されるまちであり、活気を生み出す暮らしや産業活動を通して、多様な世代の人々が集い、交流する活力あふれる都市を目指します。



新市としての一体性を構築し、均衡ある発展と魅力的なまちづくりを推進するため、拠点と都市軸からなる新市の都市構造及び市街地形成、田園居住、海浜居住、自然緑地、産業流通の各ゾーンにおける地域別整備の方針を定めます。

## 1 都市構造とまちづくり

### (1) 拠点

#### ① 主要拠点（生活交流拠点）

J R鴨方駅及びJ R金光駅周辺、寄島総合支所周辺の中心市街地を、本市の“主要拠点”として位置づけ、これからのまちの均衡ある発展を先導します。

#### ② 広域交流拠点

山陽自動車道や国道2号、J R山陽本線、国道2号玉島笠岡道路などの広域交通網の結節点として、山陽自動車道鴨方I C及び国道2号玉島笠岡道路の（仮）金光I Cと（仮）鴨方I Cを、“広域交流拠点”と位置づけ、整備と周辺の土地利用を進めます。

#### ③ 観光・レクリエーション拠点

市域には、天文博物館や運動公園・キャンプ場などが配置される遙照山周辺や、丸山公園、かもがた町家公園、寄島園地などがあります。これらを、“観光・レクリエーション拠点”として位置づけ、アクセスの向上や機能充実に努めます。

### (2) 都市軸

#### ① 広域連携軸

山陽自動車道や国道2号、国道2号玉島笠岡道路、J R山陽本線などを、他都市と広域的に連携し、広域交流拠点を形成する動脈として位置づけます。

#### ② 生活連携軸

生活交流拠点と広域交流拠点を結ぶ国道2号や県道矢掛寄島線などを、均衡あるまちの発展と一体性を構築するシンボルラインとして位置づけます。

#### ③ 交通拠点連携軸

広域交流拠点である山陽自動車道鴨方I Cと国道2号玉島笠岡道路の（仮）金光I C間を、商業などの立地するにぎわいの軸として位置づけます。

### ① 市街地形成ゾーン

市街地形成ゾーンにおいては、下水道や身近な公園の整備など住環境の向上とともに、商工業や市民活動を支える都市基盤を整備し、田園環境と調和した市街地を形成します。特に、駅周辺においては、市民の利便性を向上させる都市機能の充実を推進します。

### ② 田園居住ゾーン

田畑・樹園地と農村集落により形成される田園居住ゾーンにおいては、食糧生産の場であるとともに、景観や防災など多面的機能を有する農地の保全に努めます。また、集落内の狭隘道路の整備や生活排水対策など住環境の向上を図り、快適でうるおいと安らぎのある環境の創出を進めます。

### ③ 海浜居住ゾーン

漁港と住宅により形成される海浜居住ゾーンでは、海辺の景観を活かすとともに、狭隘道路の整備や高潮などの防災対策を進めるなど、安心して生活できる環境の整備を進めます。

### ④ 自然緑地ゾーン

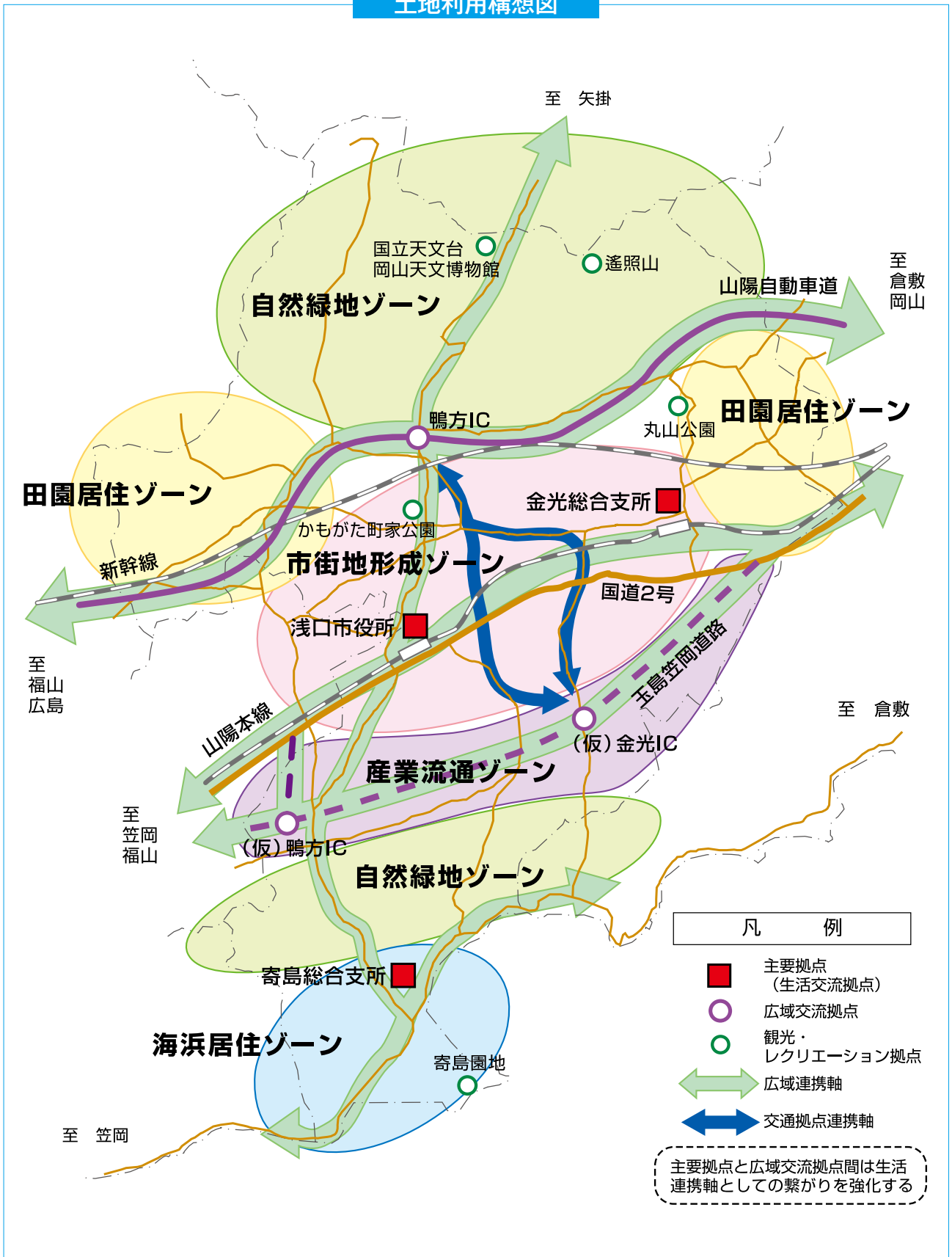
遙照山をはじめとする自然緑地ゾーンについては、生活にうるおいと安らぎを与える自然環境として積極的な保全を図るとともに、レクリエーションや憩いの場としての整備に努めます。

### ⑤ 産業流通ゾーン

国道2号玉島笠岡道路周辺の産業流通ゾーンについては、緑豊かな自然環境の保全に配慮した道路整備を進めるとともに、広域連携軸としての利便性を活かした工業・流通などへの活用などを推進していきます。



# 土地利用構想図



# 第3章

# 主要指標の目標

本市の人口は、国勢調査では依然として減少傾向が続いています。

本計画においての基準年及び基準値は、平成22年国勢調査人口としますが、将来の人口の見通しに当たっては、住民基本台帳の動きも踏まえ、近年の傾向を重視した将来見通しとして、計画目標年である平成28年の総人口を

**35,000人**と設定します。

なお、この目標人口を基準とし推計した年齢別人口や世帯数等は以下のとおりです。

人口・世帯数等の推計

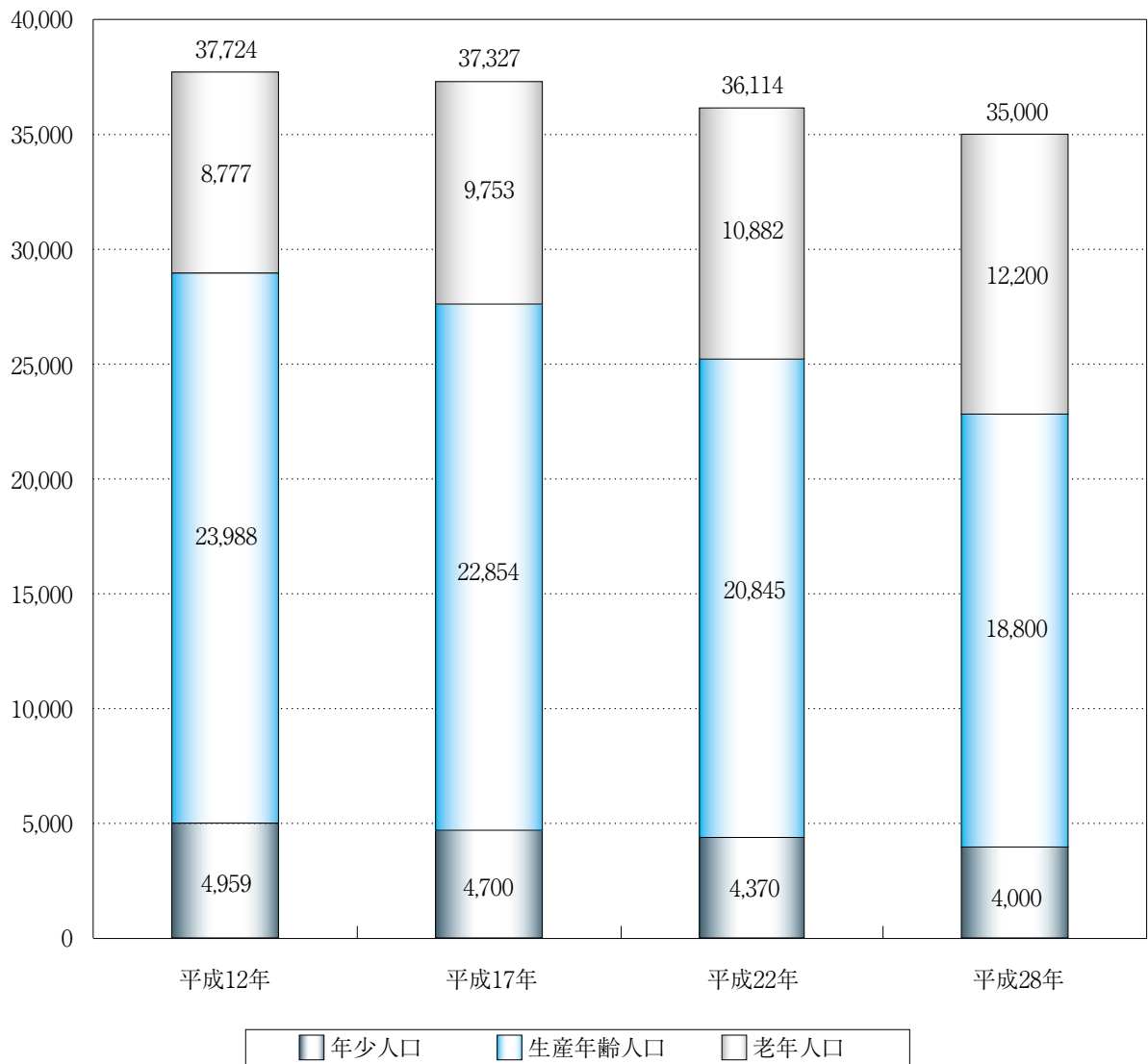
(単位：人、世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成28年	伸び率 (H17 → H28)
総人口	37,724	37,327	36,114	35,000	△ 6.2%
年少人口 (14歳以下)	4,959 (13.1%)	4,700 (12.6%)	4,370 (12.1%)	4,000 (11.4%)	△ 14.9%
生産年齢人口 (15～64歳)	23,988 (63.6%)	22,854 (61.2%)	20,845 (57.7%)	18,800 (53.7%)	△ 17.7%
老年人口 (65歳以上)	8,777 (23.3%)	9,753 (26.1%)	10,882 (30.1%)	12,200 (34.9%)	25.1%
世帯数	11,814	12,246	12,280	12,500	2.1%
一世帯当たりの人員	3.19	3.05	2.94	2.80	△ 8.2%

(注：平成12・17・22年は国勢調査結果。平成17・22年の総人口には年齢不詳人口が含まれています。  
平成28年数値は、設定した目標総人口から、年齢別人口・世帯数・一世帯当たり人員を算出。)

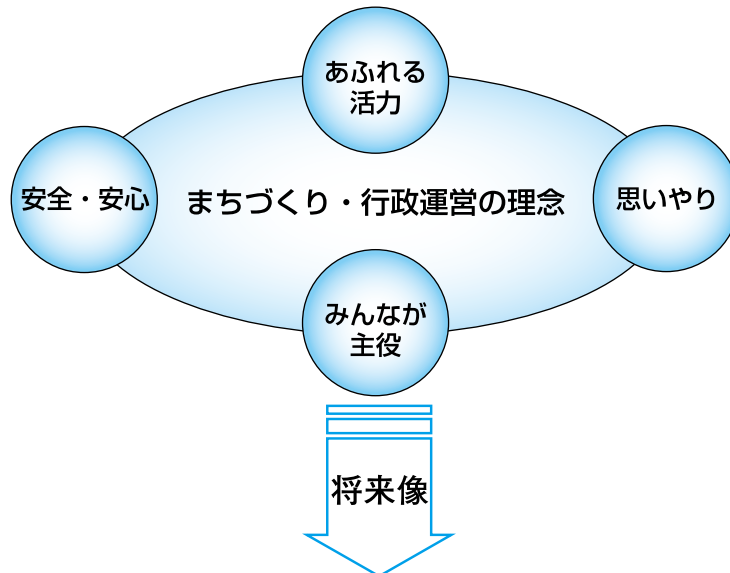
### 総人口及び年齢階層別人口

(単位：人)



# 第4章 施策の大綱

将来都市像である「快適・安心・思いやり 活力あふれる文化創造都市」の実現に向け、総合計画の施策の大綱を次のように定め、総合的・計画的なまちづくりを推進します。



## 快適・安心・思いやり 活力あふれる文化創造都市

### 施策の大綱

1. 暮らし、経済、交流が都市基盤に支えられるまち
2. 資源を活かし、活力を育てる産業のまち
3. 安全・安心、ゆとりある生活のまち
4. 自然、環境が大切にされ、活かされるまち
5. 健やかさがはじけ、笑顔がひろがるまち
6. 豊かな心、広い視野、地域文化を育むまち
7. 市民、グループや組織の活動が生きいき輝くまち
8. 効率的で機動的な行財政の運営

## 1 暮らし、経済、交流が都市基盤に支えられるまち（都市基盤）

日々の暮らし、産業、交流が活発に展開されるためには、特色ある自然と環境を守りつつ、都市活動を支える都市基盤の整備により、利便性、快適性に優れたまちづくりを進めることが大切です。

道路や交通体系、河川や都市公園などの都市基盤の整備を進めるとともに、土地・宅地の有効活用を図ります。また、CATV（ケーブルテレビ）などの情報基盤の充実を図り、利便性が高く魅力ある機能的なまちづくりの実現を目指します。

主要 施策	<ol style="list-style-type: none"><li>1) 地域の中心となる拠点の整備</li><li>2) 広域・地域間交流を担う道路網の整備</li><li>3) 計画的な土地利用の推進</li><li>4) 情報化の推進</li><li>5) 公共交通体系の充実</li></ol>
----------	---

## 2 資源を活かし、活力を育てる産業のまち（産 業）

都市にとって産業は活性化の要であり、まちづくりの根幹を担うものです。産業の高度化やグローバル化\*、そして経済のサービス化\*が進む中、地域資源と産業の結びつきが弱まる傾向がみられ、一方、地域の資源や特質を持つ商品やサービスが評価され、産業を活性化しつつあります。

市民生活の利便とまちの活気につながる商業施設などの環境整備や経営近代化などを促すとともに、山陽自動車道、JR山陽本線などの広域交通の利便性を活かした企業誘致などによる工業の振興を進めます。また、農業、漁業などについては、経営体質の強化や技術力向上などによる活性化の方向を探ることにより、新しい試みと活力のあるまちづくりを進めます。

主要 施策	<ol style="list-style-type: none"><li>1) 活力ある商工業の振興</li><li>2) 地域の特性を活かした農林漁業の振興</li><li>3) 魅力ある観光の振興</li></ol>
----------	---

\* グローバル化：資本や労働力の国境を越えた移動が活発化し、世界における経済的な結びつきが深まること。

\* 経済のサービス化：第3次産業であるサービス産業が、経済構造に占める比重を増していること。

### 3 安全・安心、ゆとりある生活のまち（生活環境）

安全、安心の確保はすべての市民の願いであり、地域コミュニティにおいて、住みやすく、誇りを持って暮らせるまちの実現に向け、生活環境や基盤の整備を進める必要があります。また、安全・安心のまちづくりでは、地域の取り組みを活かすまちづくりが大切です。

公園や緑地、生活排水処理施設などの快適な生活環境基盤の計画的な整備に努めるとともに、消防・防災及び交通安全の推進、防犯体制の充実を図ります。

また、道路や施設の整備にあたっては、子どもやお年寄りをはじめ、犯罪被害に遭いにくく誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン\*によるまちづくりを進めます。市民生活を支え、地域間の交流を高める公共交通については、市域全体の公共交通体系の整備・充実に努めます。

#### 主要施策

- 1) 安全を確保する防災体制の整備
- 2) 治水・治山等防災対策の推進
- 3) 地域安全対策の推進
- 4) ゆとりある住環境の形成
- 5) 上・下水道の整備

### 4 自然、環境が大切にされ、活かされるまち（自然と環境）

市民の暮らしの場であり、同時に県西の拠点都市としての役割を担う市域には、緑豊かな遙照山、そして瀬戸内の海や里見川などの豊かな水辺があり、そこでの自然や生物の営みや人とのかかわりが、悠久とも言える暮らしと文化を培ってきました。

生活にうるおいや安らぎを与えてくれるこれらの自然の保全に努めるとともに、市民の憩いの場となり、来訪者との交流の場となる緑地の創出や親しみやすい水辺空間の整備などに努めます。また、地球環境にやさしく持続可能な資源循環型社会\*の形成に向けて、省資源・省エネルギーやリデュース・リユース・リサイクル\*などに対する意識の向上、市民・事業者・行政の協働による取り組み体制の強化を図ります。

#### 主要施策

- 1) 豊かな自然環境の保全
- 2) 資源を大切にする社会の形成

- \* ユニバーサルデザイン：すべての人が使いやすい施設や建物のデザイン。
- \* 資源循環型社会：生産→消費→廃棄（処理）→再利用→生産といった、資源が循環して活用される社会。
- \* リデュース：減量化。（減らす努力をすること。）
- \* リユース：再使用。（何度も大事に利用すること。）
- \* リサイクル：再利用。（形を変えて再利用すること。）

## 5 健やかさがはじけ、笑顔がひろがるまち（保健・医療・福祉）

少子高齢化が進む中、市民一人ひとりが元気な毎日を送るためには、健康づくり、疾病予防、障害を持つ人などへの支援が重要さを増しています。こうした市民ニーズに応えることのできる機動的な保健・医療・福祉サービスが求められていますが、同時に健康を維持することの大切さに関する市民一人ひとりの自覚と心配りが大切です。

市民がこぞって健やかに生きがいを持って暮らせるよう、介護保険制度や高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉など、きめ細かな福祉行政を進めます。また、子育て支援の充実や高齢者の健康づくりなどの保健・医療・福祉の充実を図ります。

だれもが過ごしやすいユニバーサルな心配りのあるまちづくりや市民がコミュニティの中で互いに支え合うことができる仕組みづくりを進めます。

### 主要施策

- 1) 生きいきと暮らせる保健・医療体制の充実
- 2) 支えあう地域福祉の充実
- 3) 安心して暮らせる高齢者福祉の充実
- 4) きめ細かな障害者福祉の充実
- 5) 安心できる子育て支援の推進
- 6) 社会保障の充実

## 6 豊かな心、広い視野、地域文化を育むまち（教育・文化）

市民一人ひとりが目標や夢を持ち、問題や課題を解決しながら有意義な日々を送る上で、テーマに対応した教育や学習機会の充実が一層重要なものとなっています。

次世代を担う子どもたちが、幼少期から豊かな心を育み、一人ひとりの個性や資質を伸ばして、自ら学ぶ意欲と生きる力のある児童・生徒となるようその育成に努めます。そして、「人権尊重・男女共同参画社会」の考え方を踏まえ、学校と地域、家庭が連携を取り合いながら、児童・生徒を見守り育てる仕組みづくりと、よりよい教育環境の整備に努めます。

また、これまで培われてきた歴史や文化を継承しつつ、生涯学習の場の充実や文化交流・国際交流を推進するなどにより、文化・交流・創造を育むまちづくりを進めます。

### 主要施策

- 1) 健やかな心を育む学校教育の充実
- 2) 豊かな人生を育む生涯学習の充実
- 3) スポーツ活動の振興
- 4) 文化の薫る地域の振興
- 5) グローバルな感性を育む国際交流・理解
- 6) 人権の尊重・男女共同参画社会の確立

## 7 市民、グループや組織の活動が生きいき輝くまち（市民と自治）

少子高齢化、市民ニーズの多様化が進む中、行政主導のまちづくりから市民参画による協働のまちづくりへの転換が求められています。すなわち、市民・事業者・行政が役割を分担し合うことで、受益と負担の関係を改善し、自立性の高いまちづくりを進めることが期待されています。

市民の手による暮らしやすい豊かな地域社会づくりを促すよう、積極的に情報提供やボランティア団体・地域コミュニティ・NPOなどの支援に取り組むこととします。また、まちづくりや行政施策の実施に当たっては、市民の参画・協働を推進し、市民が自らのまちを自らの手でつくることのできるような、生きいきと輝くまちづくりを進めます。

### 主要 施策

- 1) 市民参画の推進
- 2) まちづくりを担う市民組織の充実

## 8 効率的で機動的な行財政の運営（行財政運営）

厳しい財政状況の中、住みよいまちづくりを実現するためには市民・事業者・行政との間での役割分担と協働関係づくりを進める一方、これまで進めてきた行財政改革の見地から、新しい行財政のあり方を探り、構築していく必要があります。

高度化・多様化する市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供するため、国・県や関係機関と協調し、時代の変化に即応する効率的で機動的な行財政運営を目指します。

このため、計画的な事務事業の推進、事業評価システムの確立、職員の育成と適正な定数管理や適材適所への配置、また自主財源の確保、民間活力の導入など、より効率的で健全な行財政運営に取り組みます。

### 主要 施策

- 1) 効率的な行政運営
- 2) 健全な財政運営の推進





**第 3 部**  
**後期基本計画**

## 1 地域の中心となる拠点の整備

### 現状と課題

人口の減少、商業顧客の地域外への流出、鉄道から車中心社会への変化などにより、J R 鴨方駅や J R 金光駅などでは、地域の中核としての機能が薄れています。

これからは「人」を中心としたまちづくりが求められる時代であり、地域の中核としての機能を強化するため、新たな賑わいと交流の場を形成していく必要があります。

### 基本的方向

機能的で快適な都市づくりを推進するため、本市の主要拠点である J R 鴨方駅や J R 金光駅周辺整備を推進し、本市の玄関口として、また賑わいの拠点として都市の交流機能の強化を図ります。

寄島総合支所周辺の拠点では、既存交流施設などの集積を活かした寄島干拓地内の道路整備など、海を活用したふれあいの拠点としての機能充実を図ります。

### 施策の内容

#### 1 駅周辺整備

J R 鴨方駅や J R 金光駅周辺については、利便性の向上や都市機能の充実を見据えた整備を図ります。また、都市計画道路中六線の整備については、事業計画を策定し早期完成を目指します。

#### 2 寄島干拓地内の整備

市有地を含めた干拓地の有効活用と企業誘致の推進、用途未定地の活用策決定、フットサル場を含む三ツ山スポーツ公園の利用促進を図ります。

## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
J R 鴨方駅周辺整備（横断歩道橋）	—	平成 24 年度工事着手
J R 金光駅周辺整備	—	平成 24 年度工事着手
寄島干拓地内の利用促進（フットサル場）	利用者 16,000 人	利用者 16,600 人

### 現状と課題

本市は、国道2号や山陽自動車道が走る国土交通軸上に位置するため、東西に伸びる広域交通網が整備されてきました。現在、国道2号玉島笠岡道路の整備が進められており、市内2カ所のIC（インターチェンジ）の設置が予定されています。これら広域的な道路網の整備とともにアクセス道路や市内地域間を結ぶ幹線道路の整備充実が求められています。

道路の状況

	路線数	実延長(m)	改良率(%)	舗装率(%)
国道	1	6,379.0	100.0	100.0
県道	14	64,762.7	70.0	98.6
市道	2,409	603,596.0	33.3	79.1

注) 平成23年3月31日現在

資料：平成23年度道路施設現況調査

### 基本的方向

国道2号玉島笠岡道路や県道矢掛寄島線バイパスなど、本市の一体性の確保や市民生活の利便性の向上とともに、社会・経済の諸活動を支える広域的な道路ネットワークの拡充に努め、市内外を結ぶ幹線道路及び幹線道路間を結ぶ道路の整備を計画的に推進します。

市内の各地域間の交流・連携によるまちづくりを進めるため、幹線道路の整備を図ります。また、広域交通網としての山陽自動車道鴨方IC及び国道2号、国道2号玉島笠岡道路へのアクセス道路の整備を図ります。

### 施策の内容

#### 1 広域道路網の整備・促進

国道2号玉島笠岡道路の整備については、一部の区間において既に設計協議、用地買収から工事に着手しており、今後とも国と協力し、事業を推進します。

また、都市計画道路金光鴨方線や県道矢掛寄島線バイパスなど市内外を結ぶ県道の整備についても、県と協力しながら早期完成に向け取り組みます。

#### 2 地域間の交流を担う道路整備

市内の地域間を結び市民生活を支える市道の整備については、計画的な改良を推進します。

## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
市道改良率	33.3%	33.7%
市道舗装率	79.1%	79.1%

### 現状と課題

本市は、温暖な瀬戸内海と緑の豊かな自然に恵まれた土地を有しています。また、市の中央部をＪＲ山陽本線と国道２号が東西に走っており、これら広域交通網の利便性から沿線を中心に市街地が形成されています。更に市の南部を国道２号玉島笠岡道路が整備されつつあり、市内２カ所にＩＣが整備される予定で、本市の新たな広域交流拠点として周辺地域の発展が期待されます。

市では、これら広域交通網の利便性を活かしつつ、均衡ある発展と魅力ある住みよいまちづくりを推進していくため、自然環境の保全や経済的、文化的諸条件を配慮しながら、秩序ある土地利用に取り組むことが求められています。

### 基本的方向

海と緑の豊かな自然や整備された広域交通網の利便性を活かしつつ、将来にわたり土地の適正かつ有効な利用を図るため、市街地と農地、緑地などの秩序ある土地利用を計画的に進め、自然環境と都市機能の調和した住み良く魅力的な生活空間づくりに取り組みます。

また、市の将来の都市像を見据えた国土利用計画（市町村計画）、農業振興地域整備計画、都市計画マスタープラン等の策定や見直しを行い、市の一体的な土地利用を推進します。

### 施策の内容

#### 1 計画的な土地利用の推進

##### 1-1 国土利用計画の策定

本市の土地利用に係る基本計画として、国土利用計画法に基づく市町村計画を策定します。

##### 1-2 農業振興地域整備計画の見直し

農業振興地域整備計画に基づき、本市の農業の持続的かつ安定的な発展に向けた取り組みを行うとともに、計画の見直しを行います。

##### 1-3 都市計画の見直し

都市計画マスタープランに基づき、本市の将来の一体的なまちづくりを進めるとともに、市民の意向等を反映し計画の見直しを行います。

## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
国土利用計画（市町村計画）の策定	—	平成 28 年度
農業振興地域整備計画の見直し	平成 23 年度策定	平成 28 年度
都市計画マスタープランの見直し	平成 21 年度策定	平成 28 年度

## 4 情報化の推進

### 現状と課題

インターネットやCATVなどの情報通信基盤は日常生活と切り離すことの出来ない重要なライフラインとなっています。近年では、携帯電話等のモバイル端末が普及しており、それらの端末を考慮した情報発信が必要となっています。

申請や届出等の電子化については、各種講座への申込や応募などの簡易申請が主となっています。今後は、電子申請可能な行政手続きを拡大するとともに申請手続きがより簡易となるような仕組みと体制の構築が必要です。

### 基本的方向

本市の情報化を総合的に進めるため、第2次情報化基本計画を策定し、すべての市民がICT\*技術の恩恵を受けられるよう、情報基盤の整備・活用及び充実した行政情報の発信を図るとともに、行政事務の効率化と行政サービスの向上を目指し、行政手続きや行政情報を電子化するなど電子自治体の構築を推進して、市民と行政との双方向性を持った情報ネットワークづくりを進めます。

### 施策の内容

#### 1 地域情報化の推進

##### 1-1 第2次情報化基本計画の策定

情報化基本計画に基づき、行政手続きや行政情報を電子化するなど電子自治体の構築を推進し、市民生活の向上が望める魅力的なまちづくりを行うため、より多くの情報技術を活用した、第2次情報化基本計画を策定します。

##### 1-2 地域情報ネットワークを活用した行政情報システムの構築

インターネットやCATV等の情報通信基盤を活用し、市民に分かり易い行政情報の発信を行い、行政と市民との情報の共有化を図ります。

##### 1-3 電子自治体の推進

事務の効率化と行政サービスの向上を目指し、各種申請・届出の電子化や各種業務のシステム化を推進するとともに、効率的・効果的な電算システム運用を実現するため、自治体クラウド\*を推進します。



## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
第2次情報化基本計画の策定	平成19年度策定	平成24年度
電子申請件数	2,138件/年	2,500件/年

- \* ICT：Information and Communication Technology の略。情報通信技術。IT（情報技術）にC（通信）を加えた表現。
- \* 自治体クラウド：地方公共団体の情報システム共通化した後、データセンターに集約し、市町村がこれを共同利用することにより、情報システムの効率的な構築と運用を実現するもの。

### 現状と課題

鉄道やバスなどの公共交通機関は、自家用車を保有していない市民や、高齢者、子どもといった交通弱者の通勤・通学、通院や買い物等日常生活における移動手段として不可欠なものとなっています。近年は、自家用車の普及で公共交通機関の利用者は減少傾向にあり、バス路線の廃止や減便による利便性も低下しているのが現状です。今後、高齢化が更に進む中で、移動手段のニーズはますます高くなることが予想されます。

こうした現状を踏まえ、本市では、高齢者を中心とした通院・買い物等に細かく対応する交通手段として、市営バス「浅口ふれあい号」の試行運行を平成23年4月1日から開始しました。

今後は、行政・地域住民・交通事業者が連携し、持続可能な地域に密着した交通手段として定着するよう努めていくとともに、それぞれの交通事業が相互に連携した移動利便性の高い総合的な交通網を構築していく必要があります。

### 基本的方向

路線バスの利用促進と経営の効率化を事業者に要請していくとともに、財政状況を勘案しつつ、必要に応じて路線維持のため支援措置を行っていきます。特に市営バス「浅口ふれあい号」については、市民の意見や要望を可能な限り取り入れながら、利便性向上のため、路線とダイヤ等の見直しを行うとともに、路線バスと市営バスの機能分担を明確にし、共存した交通体系を目指していきます。

また、これらの交通体系でも補完できない山間地域などについては、他の移動手段が確保できるよう現状を把握しながら対策を検討していきます。

### 施策の内容

#### 1 公共交通体系の整備

市民の日常生活における移動利便性向上のため、朝夕の通勤・通学は民間路線バスに委ね、昼間の高齢者を中心とした移動手段は市営バスが担うという新たな交通体系を構築します。

#### 2 市営バス事業の充実

地域を細かくまわる市営バス「浅口ふれあい号」の運行路線やダイヤ等を適宜見直しながら、地域の実情に沿った適切な規模の市営バス事業を充実させていきます。

## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
地域公共交通会議の開催	2回／年	2回／年
市営バス「浅口ふれあい号」利用者数	—	20,000人／年

## 1 活力ある商工業の振興

### 現状と課題

市内大型スーパーや市外の大規模量販店への客足の流れ、インターネット販売の拡大等、消費者ニーズの多様化とともに、店主の高齢化や後継者不足とも相まって、既存商店は厳しい環境下にあります。

こうした中、本市としても商工会等への支援を中心として、農商工連携による新商品の開発や地域活性化事業の拡充を通じた商工業の振興、中小企業への融資制度の積極的な活用・支援等、まちぐるみの取り組みが求められます。

また、本市は、生産量日本一の手延べうどんの産地であり、明治期から手延べ麺の伝統的な産地となっており、今後一層の産地アピールや生産基盤の拡充整備、後継者の育成が必要となっています。

市内には公的工業団地の用地が不足しており、広域交通網の特性を活かした立地環境の整備と雇用創出のための企業誘致への積極的な取り組みが課題です。

商業の状況

(単位：店、人、百万円)

	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年
事業所数	511	440	404	374
従業者数	2,330	2,202	2,121	2,086
年間商品販売額	45,478	38,806	39,108	38,900

資料：商業統計調査

工業の状況

(単位：事業所、人、百万円)

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
事業所数	117	111	106	105	91	86
従業者数	3,359	3,105	3,048	2,741	2,430	2,242
製造品出荷額等	42,913	42,890	42,759	40,637	34,250	34,092

注) 対象は 4 人以上の事業所

資料：工業統計調査

## 基本的方向

商業については、商工会など関係機関と連携し、魅力的な地域密着型商店の育成と経営支援に努めるとともに、浅口地域の特色ある特産物を活かしたブランド育成、農商工連携を通じた生産拡大や販売力強化など、地域性を活かした市民参加型の推進体制を図ります。

工業については、既存中小企業等へ融資等支援拡充をはじめ、伝統的手延べ麺等地場産業の育成・強化に取り組み、地域産業の活性化と雇用の維持・拡大を図ります。

また、広域交通網の特性を活かした工業用地の確保と環境の整備を進め、先端・優良企業の誘致に努めます。

## 施策の内容

### 1 企業誘致の推進

寄島干拓地内への企業誘致を推進し、干拓地内の有効な土地利用を図ります。また、広域交通網の特性を活かした工業団地の造成を行い、環境に配慮した優良な企業の誘致を進め雇用の拡大や定住促進を図ります。

### 2 既存の商工業の振興

商工業者の育成・経営支援等の強化を図るため、融資等の拡充をはじめ、商工会等、産業活性化への支援を進めます。また、伝統ある地場産業の一層の振興をはじめ、農協、漁協、観光協会等関係機関と連携を取りながら、市民参画型の魅力ある加工品の開発やPR等、地域に密着した活力ある産業の振興に取り組みます。

### 3 商工業立地環境の整備と商業施設の集積の促進

恵まれた広域交通網を持つ立地性を活かし、商工業がバランスを持って発展できるよう、まちづくりに調和した環境整備を進めます。

## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
工業団地造成	—	平成 28 年度分譲開始

## 現状と課題

本市の農業は、中央部の平地では水稻と野菜類、植木、北部と南部丘陵地では桃、梨などの果樹類が、北部中山間地域では花きの栽培が行われています。

しかし、近年、農業従事者の高齢化や後継者不足に伴う農地の荒廃が進んでおり、また、営農環境についても、商業施設の進出や宅地の造成、耕作放棄地の拡大等により、散在した農地が増加しています。このため、比較的小規模な農地が多く、ほとんどの農家は水稻と露地野菜の栽培による自給的性格の強い兼業農家となっています。

今後は、持続的な農業生産の維持を図るため、農地の有効利用や担い手の確保・育成に努めるとともに、地域の特性を活かした特産物の生産・加工、伝統的産地である植木の振興、朝市の開催などによる地産地消が求められます。

林業については、水源かん養や災害防止、生態系の保持など森林が持つ環境保全機能等公益的機能を維持確保するため、計画的な森林保全や整備が必要です。

本市には小型機船底引き漁業の集積港である寄島漁港を有しており、県西南部における養殖業漁業の集積地ともなっています。しかし、深刻な後継者不足や漁業就業者の高齢化、漁獲量の減少など水産業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

農家数

(単位：戸)

平成 12 年			平成 17 年			平成 22 年		
総農家数	販売農家	自給的農家	総農家数	販売農家	自給的農家	総農家数	販売農家	自給的農家
2,175	851	1,324	1,937	640	1,297	1,715	504	1,211

資料：農林業センサス

海面漁業漁獲量

(単位：t)

	H14～15	H15～16	H16～17	H17～18	H18～19	H19～20	H20～21	H21～22
漁獲量	862	759	758	812	915	834	911	651

資料：岡山農林水産統計年報

## 基本的方向

農業については、農道や用水路、ため池の整備など農業生産基盤の整備を計画的に進めるとともに、「市担い手確保計画」に基づき、農業の生産性の向上を図ります。また、果樹や植木をはじめとした地域特産物のブランド化、安全・安心な地域農作物による地産地消や食育の推進、農商工連携による地域農産物の加工・販売等を推進して、付加価値の高い特色ある農業の生産振興に努めます。

林業については、森林の水源かん養などの公益的機能の重要性を踏まえて、林業生産基盤である林道の整備など森林資源の適切な維持管理に努めます。

また、荒廃しつつある森林里山への対策として、市民が行う里山保全整備に対して一層の支援を行うなど市民協働の取り組みを拡充します。

漁業については、漁業従事者・後継者の確保・育成に努め、水産資源の保全・育成、経営の安定化を進めるとともに、地魚のおいしいまち「よりしま」を一層アピールします。

更に、地域特産物をPRし販売する直売所の拡充を進めるなど、交流機能の強化を図ります。

## 施策の内容

### 1 農業生産性の向上

農業協同組合、県農業普及指導センター等の関係機関と連携し、認定農業者の掘り起こしや育成に努め、意欲のある担い手の確保を図ります。

また、関係機関と連携して小規模な農地を集積し、一団の集約化した農地で地域特産物の振興を図り生産性の向上を図ります。

### 2 農業生産基盤の整備

農道、水路などの整備やため池の補強整備については、継続箇所のほか未整備箇所や危険箇所を取りまとめ、計画的に整備を進めます。

### 3 森林の保全整備

有害鳥獣被害対策や松くい虫防除対策等を計画的に進めるため、県、市、地域が一体となった取り組みを進めるとともに、市民と協働で森林里山整備を推進します。

### 4 漁業環境の整備

漁業協同組合など関係機関と連携し、漁業従事者・後継者の確保・育成に努めます。

### 5 地域特産物のPR

飲食店や小売店等への特産物の活用、販売強化をはじめ、直売所などの拡充や啓発事業を進めることで地産地消、食育を推進するとともに、地域特産物の一層のPRと消費拡大を図ります。

## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H24～H28）
農道、水路等の整備	整備延長 L =770m/年	整備延長 L =300m/年
ため池の補強整備	3.3カ所/年	3.0カ所/年
認定農業者数	56人	65人
森林・里山づくり活動団体	8団体	15団体

### 現状と課題

本市には、緑豊かな自然環境のもと、遙照山総合公園や岡山天文博物館などが整備されている遙照山・竹林寺山周辺や丸山公園をはじめ、瀬戸内の優れた景観と環境を持つ寄島園地や本州唯一のアケシソウ自生地がある寄島干拓地のほか、日本の歴史公園100選に選定されているかもがた町家公園など、多くの観光スポットがあります。

しかしながら、観光客については、宿泊客の比率が低く、観光バスや自家用車で訪れる通過型観光客が大半を占めています。本市の歴史文化や豊かな自然・景観、特産物などを活かした地域ブランドを確立するなどにより、井笠・倉敷地域を中心とした広域エリアを周遊できるようなネットワークを活かした観光振興を図ることが求められています。

### 基本的方向

晴れの国おかやまの中でも、特に晴れが多い浅口の地域特性を活かし、星、郷、海のある豊かな自然、おくゆきのある歴史文化など地域資源に一層磨きをかけるとともに、それぞれが総合的に機能できるよう連携強化を図ります。観光資源を各テーマ別にネットワーク化し、周遊性のある観光ルートの設定、観光PR、イベント情報などの提供に努めるとともに、専門家の意見を取り入れるなど、魅力ある一体的な振興に努めます。

また、地域の特産物などを活かした新たな観光交流拠点の整備を検討するとともに、近隣の道の駅などと情報連携し、市内各所の観光・文化施設等の機能強化を進めます。

### 施策の内容

#### 1 観光拠点の開発・整備

現在ある市内の観光・文化施設の観光サービス機能、情報発信機能、連携機能を強化するとともに、井笠地域や倉敷地域等近隣の観光施設等とも連携したイベントの開催や情報発信、交流等を行うなど周遊型観光拠点の拡充を図ります。

#### 2 観光振興の総合的な展開

浅口の地場産業や観光振興につながるイベントなど、内容や運営の見直しを検討するとともに、集客につながるための一層の魅力アップを図ります。

また、気軽に訪れることができる食、植物、景観等を取り入れたミニ観光ツアーの実施や新しいトレッキングルートの開発など、観光資源のネットワーク化と周遊性・体験性のある観光ルートの設定など機能充実を図ります。

観光ホームページの充実はもとより、携帯端末による情報発信機能の拡充など新たな観光PRに努め、集客数の拡大を図ります。



## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
観光PRの促進	市観光協会ホームページ開設	インターネット上の観光ルート等作成
観光・交流客集客数	20万人	22万人

## 1 安全を確保する防災体制の整備

### 現状と課題

市域に係る防災に関しては、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関などが処理すべき事務及び業務の大綱を定めた地域防災計画を基本として、防災活動の総合的かつ計画的な取り組みが必要です。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方に未曾有の被害をもたらし、防災に関する多くの教訓を与えてくれました。国および県では、この震災を受けて防災計画の見直し作業を行っており、これにあわせて市も地域防災計画の見直しを行う必要があります。

災害・危機に強いまちづくりを行うためには、防災を支える様々な人たちの防災力向上が重要であり、地域で暮らす人々が助け合う地域主導のネットワーク型のまちづくりが行えるよう、自主防災組織の育成や総合防災訓練の実施、ハザードマップ\*の作成・周知など、市民へ分かりやすい情報提供、普及啓発と、緊急時の情報伝達手段の整備を行っていく必要があります。更に、災害時要援護者の避難支援対策が課題となっており、情報伝達体制や避難支援体制を整えておくことが重要となっています。

また、市民の生命、身体及び財産を守るため、国民保護計画に基づいた国民保護措置を総合的に推進する必要があります。

### 基本的方向

国および県の防災計画見直しにあわせ、東日本大震災の教訓や防災に関する最新情報等を取り入れて地域防災計画を見直し、地域主導のネットワーク型のまちづくりが行えるよう、市域の消防団などの自主防災組織の育成・強化や消防防災施設の充実を図ります。更に、国・県・近隣市町・民間業者などとの応援協力体制を強化します。

総合防災訓練の実施やハザードマップの作成・周知など、市民へ分かりやすい情報提供、防災意識の普及啓発、災害時に緊急情報を迅速に市民へ伝えるための情報伝達手段の整備を行い、市民が安心して暮らせる環境づくりに取り組むとともに、自助・共助・公助が一体となり、災害時要援護者への支援活動が迅速に実施できる体制づくりを進めます。

また、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できるよう、市民の協力を得つつ関係機関と連携を図っていきます。

### 施策の内容

#### 1 防災体制の育成・強化

##### 1-1 防災体制の確立

国・県の防災計画の見直しを踏まえ、地域防災計画を見直すとともに、行政と防災関係機関

及び市民が一体となった防災体制の確立、災害発生時に地域で助け合える地域社会づくりを目指します。

防災行政無線について、市域全体で周波数を統一しデジタル化を図ります。

### 1-2 消防団・自主防災組織の育成・強化

消防団組織については、実践的な訓練や研修などを実施するとともに、地域の実情に応じた活性化策を検討して団員確保に努め、消防団全体の活動能力の向上を図ります。また、女性防火クラブを含む自主防災組織については、市域全域での設置促進と活動の活性化支援に取り組み、組織率の向上を目指します。

### 1-3 市民への情報提供・普及啓発

市域全域を対象としたハザードマップを作成し、全戸配布して防災意識の高揚を図るとともに、地域防災計画で指定された避難所案内板の設置や避難経路看板の設置により、災害に備えた避難誘導や避難場所などの情報提供と周知徹底を図ります。

また、災害時に緊急情報を的確かつ迅速に周知するため、同報系防災行政無線や緊急告知FMラジオ等の伝達手段を整備します。更に、災害時に対応可能な知識を習得できるよう関係機関と連携して総合防災訓練を定期的に行います。

### 1-4 災害時要援護者の避難支援体制の整備

災害時における避難行動を支援するため、災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）に基づき、地域ぐるみの避難支援体制づくりに努めます。

## 2 消防施設整備の充実

消防団の消防施設及び機材の現状把握を行い、計画的な整備を図ります。

## 3 国民保護措置の推進

国民保護計画に基づき、国民保護措置が効果的かつ迅速に実施できるよう、防災に関する体制を活用するとともに、関係機関との連携を図りながら総合的な推進を行います。

## 4 備蓄品の整備

災害時の避難生活、救護活動等において必要な資材、食糧、生活必需物資等について、目標を定めて整備、備蓄を推進します。

## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
地域防災計画の見直し	平成 18 年度策定	平成 25 年度
防災行政無線の統合整備	—	平成 25 年度着手
自主防災組織率	51.5%	10%以上向上
ハザードマップの見直し	平成 19 年度作成 平成 23 年度見直し	平成 25 年度
備蓄品（食糧）の整備	28.2%	100%

\* ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲、避難場所等を地図化したもの。

### 現状と課題

治水対策において、瀬戸内海沿岸部では、異常気象などにより、高潮被害の危険性が増しており、本市では特に台風と満潮が重なることによって起こる高潮被害への対策として、堤防のかさ上げや水門、ポンプの設置を実施しましたが、設置済の水門やポンプ施設等については、安全運転のため保守点検が必要となります。また、引き続き高潮対策として、堤防開口箇所への堰板設置の改善が必要です。高潮の発生が予想される場合は、緊急に堰板を設置する必要がありますが、現状の施設ではかなりの時間と人手を要する状況であり、緊急時の早期対応のため、防潮ゲート（陸閘）の設置が必要となります。

また、里見川などの内陸部の河川の多くは天井川となっており、大雨時には冠水被害が予測されるため改修やしゅん濇等が必要となっています。

治山対策では、山地災害の防止を図る必要があります。

また、現在、土砂災害防止法に伴う危険箇所の調査が岡山県により進められており、その調査結果を踏まえ、地すべり・急傾斜地崩壊対策などの防災対策を強化していく必要があります。

### 基本的方向

台風・大雨による洪水や冠水被害、また海岸部での高潮被害を防止するため、里見川をはじめとする河川の改修や、高潮時の排水対策事業などの治水対策と、砂防事業や地すべり・急傾斜地崩壊対策などの土砂災害防止事業を国・県と連携しながら実施し、防災機能の充実に努めます。

また、水門やポンプ等施設の保守点検を行い、防災機能の維持に努めます。

### 施策の内容

#### 1 河川・水路などの整備・改修

河川の護岸整備を進めるとともに、高潮対策として防潮ゲート（陸閘）の設置や水門及びポンプの保守点検を行い災害からの安全確保を図ります。

#### 2 土砂災害対策の推進

砂防事業や地すべり・急傾斜地崩壊対策事業などの土砂災害防止事業を、国・県と連携しながら実施し、防災機能の充実に努めます。

## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
高潮対策（防潮ゲート）	—	10カ所
河川護岸整備	—	実施延長 500 m

## 3

## 地域安全対策の推進

## 現状と課題

交通安全対策では、本市における交通事故（人身事故）の状況をみると、平成18年以降減少傾向にありますが、死亡事故は毎年発生しており、高齢社会の進展により高齢者が加害者や被害者となるケースも増えてきています。交通事故のない社会を目指すため、関係機関との相互協力体制を確立して交通道德の高揚と交通安全思想の普及を推進するとともに、危険箇所への交通安全施設の整備など交通安全対策への取り組みが一層求められています。

防犯対策では、全国的に凶悪犯罪が多発する中、子どもやお年寄りが犯罪に巻き込まれるケースが増加しており、犯罪に対する安全性の確保が重視されています。警察署や地域防犯団体などと連携を取りながら、犯罪を未然に防止し、市民の自主防犯意識を高めることが必要です。

また、平成18年度に導入した防犯パトロールカーによる安全パトロールの実施や、夜間の犯罪を未然に防止するための防犯灯の設置などを行って、犯罪被害に遭いにくい安全で安心なまちづくりを推進することが課題です。

消費生活に関しては、近年悪質商法や消費トラブル等消費者に対する被害事例が多くなっています。このため、平成23年度から市消費生活センターを開設し、市民からの相談業務等を拡充しています。

交通事故発生件数の状況

(単位：件、人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
人身事故件数	301	273	240	237	220
死亡者数	3	3	1	5	2
負傷者数	405	354	301	301	284

資料：玉島警察署調べ

## 基本的方向

子どもから高齢者まで各年齢層にわたり、交通安全に対する意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、街頭指導や交通安全教室の開催など啓発活動を展開します。また、狭隘道路の拡幅など地域内の身近な道路整備を進めるとともに、歩道の整備、歩道と車道との段差の解消、カーブミラーなどの交通安全施設整備により、誰もが安全で利用しやすい道路交通環境の整備を図ります。

更に、犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、地域防犯教室や防犯ボランティアの参加など地域ぐるみの防犯活動、パトロールの実施を促進するとともに、家庭・地域・学校単位などであいさつ、声かけ運動の実施により市民の防犯意識の高揚を図ります。

また、市民が安心して消費生活を送ることができるよう、市消費生活センター機能を拡充し、消費者トラブルの解決や被害からの救済に努めるとともに、責任と自覚を持って行動できる賢い消費者の育成や啓発活動にも努めます。

## 施策の内容

### 1 交通安全対策の推進

#### 1-1 交通安全施設の整備

子どもや高齢者などの交通弱者が安心して通行できるよう、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設の整備・充実に努めます。

#### 1-2 交通安全教育の推進

関係団体などとの連携を更に深めながら「交通安全県民運動」を中心に交通安全意識の高揚に努めます。

### 2 防犯対策の推進

地域の安全性を確保するため、今後とも警察署やその他の関係機関などとの協力により、家庭・地域・小学校区などでの防犯意識の高揚を図り、地域ぐるみで防犯体制の充実に努めるとともに、防犯パトロールカーによる安全パトロールを強化します。

また、市独自の自主防犯組織に対する支援策について、他市の事例、市内防犯組織のニーズを調査・整理し、他の防犯連合会等と重複しない形での実施を図ります。

更に、夜間における犯罪危険箇所を把握し、効果的な防犯灯の整備に努めるとともに、エネルギー効率と耐久性に優れたLED\*防犯灯に随時更新します。

### 3 消費者対策の推進

市民への助言や事業者とのあっせん等により、消費者トラブルの解決や被害からの救済に努めるため、消費生活センターの充実を図ることはもとより、市関係機関や県消費生活センターとの一層の連携を図り、トラブルや被害が迅速に解決されるよう総合的なネットワーク体制を築きます。

消費者問題が、若者から高齢者まで幅広いことから、学校や家庭、地域、職場等、あらゆる角度からの啓発活動を拡充するとともに、地域・団体等で啓発活動が行えるリーダー等の育成を図ります。

## 成果指標

指標の名称	現況	目標 (H 24 ~ H 28)
死亡事故件数	2件/年	0件/年
人身事故件数	220件/年	200件/年

\* LED：電気を通すことで光を放つ半導体のこと。発光ダイオードともいう。白熱電球・蛍光灯と比べて消費電力が少なく寿命が長い、環境にやさしい照明として注目されている。

## 4 ゆとりある住環境の形成

### 現状と課題

市民が安全・安心でゆとりある生活を実感できる住環境を創出するためには、市民に身近な生活道路や憩いの場である公園・緑地などの生活基盤について、地域の実情を踏まえた重点的・計画的な整備とユニバーサルデザインによるまちづくりを推進することが必要となっています。

また、市営住宅については、現在市内に102戸が整備されていますが、老朽住宅の修繕やバリアフリー化\*など社会情勢の変化や実情に即した適切な維持管理・再編整備を行うことが必要です。

### 基本的方向

ゆとりある生活環境の創出へのニーズに対応するため、ユニバーサルデザインによるまちづくりを基本に生活基盤の整備を進めます。

住宅については、自然エネルギー\*等を活用した質の高い住宅や宅地の供給を促進するとともに、公営住宅の適切な維持管理、再編整備を図ります。

生活に密着した道路については、生活の安全性と利便性を高めるため、計画的な生活道路の新設・改良を推進します。

また、身近に利用できる公園などの整備や市街地の緑化を進めるとともに、里見川などの水辺の空間を活かした河川環境の整備などにより、市民の憩いの場として自然とふれあう空間の形成を図ります。

更に、歴史的建造物の保存・活用による良好なまちなみ景観の形成など、計画的な生活空間づくりに取り組み、地域の特性を活かした住環境の形成を推進します。

### 施策の内容

#### 1 ユニバーサルデザインによる生活基盤の整備

すべての市民が安全・安心でゆとりある生活を実感できる住環境を確保するため、生活道路や公園、緑地などの生活基盤について、地域の実情を踏まえた整備を進め、ユニバーサルデザインによるまちづくりを目指します。

#### 2 公営住宅の適切な管理・運営、再編整備

老朽化している市営住宅の修繕やバリアフリー化など実情に即した適切な管理・運営と再編整備を進めます。



### 3 生活道路の整備

市民の生活に密着した生活道路である市道については、市民の利便性向上と市域の一体性の確保のため、安全性や渋滞緩和などを考慮しながら、計画的に新設・改良と維持・補修を進めます。

### 4 公園・緑地などの整備

市民の憩いの場、ふれあい・交流の場として、身近に利用できる公園などの整備を進めるとともに、親水性豊かなうるおい空間として、里見川などの緑道公園の整備を進めます。

また、公共墓地については市民アンケート結果を参考に、具体的な建設場所等を選定し、整備を行います。

### 5 まちなみ景観の形成

歴史的建物の保存・活用などによる良好なまちなみ景観の形成と、地域の特性を活かした住環境の創出を目指します。

## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
自動車交通不能区間	261,225 m	実施延長 250 m
歩道等設置道路延長	21,577 m	実施延長 500 m

- \* バリアフリー化：高齢者、障害者等が社会生活に参加する上で支障となる障害・障壁を取り除くこと。国が建築物や公共交通のバリアフリー化についてガイドラインを整備している。
- \* 自然エネルギー：太陽光・太陽熱、地熱、風力など自然現象から得られるエネルギー。

## 5

## 上・下水道の整備

## 現状と課題

上水道については、良質な水を安定して供給するため、水道施設の更新・整備に取り組んできましたが、近年の社会構造の変化により給水人口は減少傾向にあり、料金収入は増加が見込めない状況にあります。このような中、施設の維持管理費、老朽化した施設の更新事業に要する経費の増加が見込まれ厳しい状況にあります。このようなことから、経営の健全化が大きな課題となっています。

下水道は、金光、鴨方、寄島の3つの処理区からなり、処理区ごとに終末処理場を整備し、汚水を処理しています。管渠の整備についてはその進捗状況を示す人口に対する普及率は、市全体で65.7%です。今後は、旧町境付近の地形などを考慮して処理区を見直し、あわせて全体計画の変更を実施し、経済的かつ効率的に整備を進めていく必要があります。

また、下水道の利用状況については、管渠の整備済み地域内で、排水設備を下水道に接続している接続率は、平成22年度末現在73.3%となっており、なお一層の接続率の向上への啓発などに努める必要があります。

更に、合併処理浄化槽の設置に関しては、公共下水道の計画区域外において10人槽以下の小型合併処理浄化槽を設置するものに対して補助金を交付し、設置を推進しています。今後も補助事業を進めていくうえで浄化槽に対し、理解を深めてもらえるよう、啓発活動をしていく必要があります。

## 上水道整備状況

(単位：人、カ所、千m<sup>3</sup>、%)

行政区域 内人口 (A)	上水道		簡易水道		専用水道		合計		年間 総配水量 (千m <sup>3</sup> )	普及率 B/A× 100 (%)
	箇所 数	現在給水 人口	箇所 数	現在給水 人口	箇所 数	現在給水 人口	箇所 数	現在給水 人口(B)		
36,919	1	35,412	—	—	1	90	2	35,502	3,640	96.16

注) 行政区域内人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳登録人口+外国人登録人口

資料：水道統計及び水道課調べ

## 下水道等整備状況

(単位：人、%)

行政区域内 人口(A)	排水・処理人口					普及率 B/A× 100 (%)
	公共下水道	集落排水施設	コミュニティ プラント	浄化槽	計(B)	
36,919	24,250	—	—	4,372	28,622	77.5

注) 行政区域内人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳登録人口+外国人登録人口

資料：公共施設状況調査

## 基本的方向

上水道については、受水先の適正な確保に努めるとともに、安全・安心な水を安定的に供給し、災害時における適切な対応ができるよう施設などの整備に努めます。

また、下水道については生活環境の向上と清浄な河川の水を守るために、公共下水道事業など適切な整備手法の採用により計画的な整備を図るとともに、クリーンライフ100構想により、合併浄化槽の接続が有利となる地区については、整備区域の見直しを行い、合併処理浄化槽の設置促進などにより生活排水処理対策を推進します。

## 施策の内容

### 1 上水道の安定供給

安全・安心かつ安定した供給体制を確立するための老朽化施設の改修、下水道整備に伴う布設替など計画的に整備を行っていきます。災害時に適切な対応ができるよう水道施設などの整備に努めます。

### 2 下水道などの整備

#### 2-1 公共下水道の整備促進

現在の公共下水道事業全体計画に基づき、金光・鴨方処理区においては平成32年度の完成を目指します。

#### 2-2 合併処理浄化槽の設置促進

現在、金光地域約645基設置、鴨方地域約1,022基設置、寄島地域約9基設置しており、今後も公共下水道の計画区域外のエリアに対して補助金を交付し、引き続き設置を推進していきます。

## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H24～H28）
下水道処理（面積）	813ha	963ha
下水道処理（整備率）	61%	73%
合併処理浄化槽の設置	1,676基	1,825基

## 1 豊かな自然環境の保全

### 現状と課題

自然環境の保全については、山林や河川への不法投棄など、モラルの低さが原因と思われる事例が多く、環境衛生協議会や市民団体、地区等と協働し、各地域でクリーン作戦や清掃活動を行う等、引き続き環境保全意識の高揚に努めていく必要があります。

地球温暖化対策については、地球温暖化対策地域推進計画及び新・省エネルギービジョンを策定し、計画的に施策を実施しています。市立幼稚園・小学校・中学校で実施している「学校省エネプロジェクト」では、未来を担う子どもたちに、省エネ活動を通じて継続的な環境教育を行っていく必要があります。

### 基本的方向

本市には、豊かな山林をはじめ河川や海など、水と緑の多様な自然環境があります。これらの恵まれた自然環境を後世に引き継いでいくため、市民ボランティアによる清掃活動など、市民・事業者・行政が連携・協働して自然環境や動植物の保護・生息環境の保全に努めます。

地球温暖化対策については、地球温暖化対策地域推進計画及び新・省エネルギービジョンの施策を計画的に進めていき、情報の提供や意識の啓発、環境学習など積極的に取り組み、新・省エネルギーを推進して地球にやさしい環境づくりに努めます。

今後も、環境保全や地球温暖化に関する情報や取り組みを、市報やイベントを通じ、積極的に発信し、モラルの向上や環境教育に努めるとともに、環境保全対策を長期的・包括的に進めていく、環境基本計画を策定します。

### 施策の内容

#### 1 自然環境、動植物の保護と生息環境の保全

自然環境美化に対する市民の意識を高め、クリーン作戦などの取り組みを継続し、清潔で美しいまちづくりを進めます。

また、本州唯一といわれるアッケシソウ（絶滅危ぐ種）自生地保護にに取り組む「アッケシソウを守る会」などのような市民主体の自然を守る活動とも連携し、市内の自然や動植物の保護と生息環境の保全に取り組みます。

## 2 自然環境を活用した環境教育の推進

学校における環境教育を推進するとともに、自然とのふれあいの場、環境学習の場としての水辺の楽校などの施設の有効利用や、山・海の持つ多面的な資源性を活かすとともに、岡山天文博物館などの施設や各種イベントを活用し、青少年だけでなく多くの市民が、環境について学ぶ機会を充実します。

## 3 地球温暖化防止対策の推進

新・省エネルギービジョンに則し、市民・事業者・行政が協働して温室効果ガスの削減や地球温暖化防止活動を積極的に推進します。また、学校での環境学習にも積極的に取り組み、講師の派遣等行っていきます。

## 4 環境基本計画の策定

関連計画との整合性を図りながら、市民の健康で快適な生活を確保するための施策を総合的かつ計画的に推進するための環境基本計画を策定し、市民・事業者・行政が協働して地域の個性を活かした快適な環境づくりに努めます。

### 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
環境基本計画の策定	—	平成 24 年度

## 2 資源を大切に作る社会の形成

### 現状と課題

家庭からのごみの排出量は、ここ数年減少傾向にありますが、商業施設の出店に伴い事業系ごみが増加傾向にあります。リサイクル率については岡山県平均を下回っており、ここ数年横ばい状態にあります。また、金光一般廃棄物最終処分場、岡山県西部衛生施設組合見崎山埋立処分地ともに残余年数に限りがあることから、焼却ごみ残渣等埋立処分するごみを縮減する必要があります。

今後とも、ごみの発生排出を抑制するとともに、リサイクルの促進を図り、循環型社会の実現を目指していく必要があります。そのためには、市民・事業者・行政が一体となって更なる廃棄物の減量化・資源化とともに、適正な処理を推進していく必要があります。

### 基本的方向

一般廃棄物処理基本計画に基づき、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「3R」を基本として、ごみの減量化・資源化を促進し、資源の有効活用に対する意識の向上を図ります。また、ごみの発生が少ないリサイクルの進んだ社会づくりを市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、環境への負荷をできる限り減らした循環型社会の形成に向けた施策を展開します。

### 施策の内容

#### 1 一般廃棄物処理基本計画の改訂

一般廃棄物処理基本計画に基づき、市内のごみ、し尿・浄化槽汚泥の適正な処理を進めながら、平成25年度には必要に応じた計画改訂を行います。

#### 2 ごみの減量化・再利用・リサイクル化の推進

##### 2-1 分別収集の徹底

資源ごみの排出状況の実態把握を行うとともに、ごみ問題に対して関心や理解を深めてもらうよう啓発を行い、市民や事業者と協働して収集率の向上に努めます。

##### 2-2 ごみの減量化の推進

市民、事業者に対する情報提供や啓発活動を強化し、生ごみ処理機購入費補助制度や買い物時等のマイバッグ持参の普及を促進します。

##### 2-3 ごみの再利用の推進

市民、事業者に対する情報提供や啓発活動を強化し、イベント等におけるリユース食器等の利用拡大の普及を促進するとともに、木質系廃棄物のエネルギーなどの利用についても検討していきます。

## 2-4 ごみのリサイクルの推進

市民、事業者に対する情報提供や啓発活動を強化し、資源回収推進団体報奨金制度の普及を促進します。

### 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
一般廃棄物処理基本計画の改訂	平成 20 年度策定	平成 25 年度
ごみ排出抑制（総排出量）	12,794 t	12,040 t （平成 25 年度）
ごみ収集回数の統一	—	平成 25 年度
事業系ごみ減量化・資源化の手引き作成	—	平成 24 年度
家庭ごみの 3 R の促進（出前講座の開設）	—	平成 24 年度

## 1 生きいきと暮らせる保健・医療体制の充実

### 現状と課題

特定保健指導の実施により、生活習慣改善ができる指導を行うようになりました。今後は、保健指導の利用率を上げること及び効果的に市民全体を対象にした保健指導を実施することで、市民自ら健康維持できる体制を作っていく必要があります。また、がん死亡者が増加する中で、がん検診等も継続して実施する必要があります。

健康づくり事業については、健康福祉センターにトレーニングルームがあり、毎日たくさんの市民が利用していますが、運動不足を感じている市民も多く健康づくり事業の市民への広がりが課題となっています。

医療体制については、市民の健康を守る上で重要であるため、今後も継続して体制整備を行います。

核家族化や少子化など家族構成やライフスタイルの多様化が進んで、食生活を取り巻く環境は大きく変化しており、その環境下の中で健康を保持増進していくため、主体的な健康づくりや正しい食習慣の推進が求められています。

医療施設数

(単位：カ所、床、人)

医療施設数				ベッド数	人口10万人当たり		医師数	歯科医師数
合計	病院	診療所	歯科診療所		病院・診療所数	歯科診療所数		
34	3	18	13	290	58.5	36.2	34	17

注) 平成23年4月1日現在

資料：医療施設調査

### 基本的方向

市民一人ひとりが、生涯において健康づくりに励み、安心して暮らせるまちを目指すため、健康診断や健康相談、健康教育など各種健康づくり事業を推進し、疾病予防、早期発見を重点にした対策や食育の推進を進めます。

また、市民が安心して医療を受けられるよう、近隣市町と連携した夜間・休日・救急医療体制の強化並びに質の高い地域医療などに取り組み、安心して暮らせる総合的な医療体制の充実を図ります。



## 施策の内容

### 1 生きいきと暮らせる健康づくり

#### 1-1 健康づくりの推進

健康あさくち21計画（浅口市健康増進計画）に基づき、市民が健康づくりの意識を持ち主体的に取り組み、豊かで充実して人生を送ることができるよう計画的に取り組んでいきます。

また、トレーニングルームの有効活用についても取り組みます。

#### 1-2 各種保健事業の充実

各種検診、健康相談、健康教育など各種健康づくり事業を実施しているほか夜間・休日救急医療体制については広域で実施し、質の高い医療が受けられる体制を確保します。

今後も、国民健康保険等とも連携し、健康づくり事業の充実を図っていくとともに、生活習慣病予防のため保健指導を実施していきます。

### 2 医療体制の充実

浅口医師会に委託し、休日当番医を実施しているほか、広域で第2次救急医療体制を敷いており、今後も、現体制を維持・強化しつつ、市民が安心して暮らせる総合的な医療体制の充実を図ります。

### 3 食育の推進

食育推進計画に基づき、市民が各ライフステージにおいて、規則正しい食生活や栄養バランスの重要性を確認し、適切な食習慣を身につけることができるよう取り組んでおり、今後も総合的かつ計画的に推進していきます。

また、関係団体と連携し地産地消も含めた食育の推進を図ります。

## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
健康寿命*（男）	78.0 歳	78.4 歳
健康寿命（女）	82.4 歳	82.7 歳
乳幼児健診受診率	91.2%	92.0%
健康教室参加者数	373 人	400 人
食育推進計画の見直し	平成 21 年度策定	平成 26 年度
特定健診の受診率	32.1%	65.0%

\* 健康寿命：世界保健機関が提唱した新しい指標で、日常生活を自立して元気に過ごせる期間のこと。

## 2 支えあう地域福祉の充実

### 現状と課題

少子高齢化や核家族化、生活様式や価値観の変化により、地域における相互扶助機能が低下する一方で、保健や福祉に対するニーズが増大・多様化しており、地域社会の果たす役割は非常に大きく、欠かすことのできないものになっています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、市民自らが積極的に福祉に係わり、相互に助け合う地域福祉活動の推進が不可欠であり、市民・事業者・行政がともに手を携えて、地域福祉を充実していく必要があります。

### 基本的方向

住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、市民一人ひとりが福祉を自分のこととして考え、助け合い、地域全体で福祉を支える社会を目指します。

そのため、福祉に対する理解と関心を高めるとともに、地域福祉への参加意識を醸成し、地域に根ざした福祉活動を支援します。

### 施策の内容

#### 1 地域福祉の充実

##### 1-1 地域福祉計画の策定

本市の福祉全体の進むべき方向を明らかにする総合的な計画として、高齢者・障害者・児童に関するそれぞれの個別計画と整合を図りつつ、市民参画のもとに地域福祉計画を策定します。まず個別計画の事業評価や地域福祉推進体制づくりなどについて検討します。

##### 1-2 社会福祉協議会の活動支援

地域における福祉活動を推進するため、地域福祉ネットワークの構築やボランティア活動など、社会福祉協議会事業の充実強化に向けた支援と連携を図っていきます。

#### 2 地域福祉意識の啓発

すべての人が互いに思いやる、ノーマライゼーション\*の理念が実現された地域社会を構築するため、広報紙やパンフレットなど、様々なメディアを活用した広報活動の充実により、市民の地域福祉意識の啓発や福祉活動への市民の積極的な参加意識の醸成を図っていきます。

## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
福祉活動ボランティア登録者数	521 人	800 人
ボランティア団体数	32 団体	40 団体

\* ノーマライゼーション：障害のある人もない人も社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会が自然なことであるとする考え方。

## 現状と課題

本市の高齢化率（65歳以上人口の比率）は、全国や県の状況を上回って進行し、平成22年国勢調査では30.1%に達しました。今後も高齢化率は一層上昇していくことが予測され、なかでも75歳以上の後期高齢者の増加が目立ちます。

本市では、平成18年に設置した地域包括支援センターを中心に総合的な相談窓口の確保や高齢者への支援体制づくりを進め、また、高齢者の権利擁護に努めるなど、高齢者が地域で安心して暮らしていけるまちづくりを進めてきました。「認知症サポーター」には小中学生も参加し、市ならではの活動となっています。

しかし、重度の要介護高齢者や認知症高齢者が安心して自宅で暮らせるような支援体制はまだ十分とはいえず、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に沿って積極的に体制整備を行うとともに、今後も引き続き、高齢者の自立や要支援・要介護状態になることを予防するための支援を充実していく必要があります。人口の高齢化が予測されるなかでは、高齢になっても生きがいを感じながら社会参加・社会貢献していけるような地域をつくっていくことも一層重要となってきます。

要介護認定者数の状況

(単位：人)

	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	224	199	—	311	288	258	275	243	1,798
第2号被保険者	4	4	—	6	13	3	11	4	45
合計	228	203	—	317	301	261	286	247	1,843

注) 平成23年4月1日現在

資料：介護保険事業状況報告

ひとり暮らし高齢者の推移

(単位：人)

平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
561	688	852	1,026	1,158

注) 単身世帯、65歳以上

資料：国勢調査

## 基本的方向

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを一体的に切れ目なく提供していく「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。高齢者の生活実態や地域課題を的確に把握し、一人ひとりに応じた介護予防や生活支援サービスを有効に提供していく体制を充実していくとともに、地域の中で介護予防活動や見守り活動が一層進むよう支えていきます。

また、高齢者が生きがいをもって参加できる地域、高齢者の活躍により心豊かに発展する地域を、市民とともにつくっていきます。

## 施策の内容

### 1 高齢者生きがいつくりの推進

老人クラブ、地区のサロン、ボランティア活動、各種講座、高齢者事業、生涯学習活動等への支援や相互連携の促進を図り、地域間・世代間の交流、地域のふれあい活動を通じた高齢者の社会参加を促進します。また、これまで培ってきた知識や経験を活かし、地域社会に貢献できるよう就労支援をします。

### 2 在宅福祉サービスの充実

今後とも、地域包括支援センターを中心に、総合相談、介護予防、介護予防支援、包括的ケアマネジメント、権利擁護事業などに取り組みます。要支援・要介護者の増加抑制に向け、地域支援事業を推進するなど、予防重視型のケアシステムの構築を進めます。

### 3 介護サービスの提供体制の充実

高齢者実態把握調査を継続的に実施し、高齢者のリスク保有状況を的確に把握していくとともに、それぞれの地域の課題把握に努め、介護サービスの整備だけでなく、地域支援事業やその他の福祉サービスも含む総合的な支援を展開していきます。

### 4 地域包括支援体制の構築

「地域包括ケアシステム」の構築に向けての取り組みを推進し、それぞれの地域の中で「地域包括ケア」が有効に機能するための体制づくりを進めていきます。

## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
要支援や要介護を必要としない高齢者の割合	83.77%	83.80%
認知症サポーター人数	3,710人	7,000人
介護予防教室（一時予防）参加者数（延べ）	2,176人/年	2,500人/年

## 4

## きめ細かな障害者福祉の充実

## 現状と課題

本市の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者は人口の約5%となっており、手帳所持者以外にも加齢による身体機能の低下、自立支援医療（精神通院）、発達障害、難病などにより、生活に不安や困難のある人が相当数いると考えられます。現在、障害者自立支援法に基づき、本市の状況に応じた障害福祉サービス等が適切に提供されるよう努めています。

これらすべての人が、ノーマライゼーションの理念のもと、地域社会の一員として充実した暮らしを送れるよう、個々人の状況にきめ細やかに対応できる施策展開や、市民一人ひとりの理解を深め、自立した生活を支えていく地域社会の形成が求められています。

障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
身体障害者手帳	1,404	1,424	1,431	1,433	1,419
療 育 手 帳	191	205	211	222	237
精神障害者保健福祉手帳	85	94	106	108	121

資料：浅口市障害者手帳交付台帳

## 基本的方向

障害者が住みなれた地域や社会での自立した社会参加を促進するとともに、保健・医療と連携したきめ細やかな福祉サービスの提供を推進します。

また、障害者に対する正しい理解と認識を深めるための啓発・広報活動を推進するとともに、障害者・市民・ボランティアなどの交流を推進します。

## 施策の内容

## 1 障害者の自立と社会参加の促進

障害者のニーズを見極めながら地域生活支援事業の充実を図ります。また、働くことを望んでいる障害者に就労の機会が確保され、職場へ定着できるよう関係機関との連携を推進します。

障害者の移動や就労対策、地域における相談支援体制の強化など施策の充実に取り組みます。また、社会参加を通して生きがいや日常生活の充実が図られるよう交流の機会や活動の場の整備を推進します。

## 2 在宅福祉サービスの充実

地域特性を十分に考慮しながら地域生活支援事業などを展開し、必要な障害福祉サービスが十分行き渡るよう井笠圏域障害者相談支援センターなどの関係機関との連携を強化します。

障害の程度や生活の状況に応じたサービスが提供できるよう、在宅福祉サービスの質的量的な充実に努めます。

## 3 障害者福祉意識の啓発

広報紙やパンフレットなど、様々なメディアを活用した啓発や広報活動を充実させるとともに、障害者との交流やボランティア養成講座などのあらゆる機会を通じて、障害の特性や障害者に対する支援の必要性などの理解を深め、市民の意識の啓発に努めます。

### 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
施設入所者数（地域生活への移行）	43 人	38 人
退院可能精神障害者数（地域生活への移行）	1 人	4 人
福祉施設から一般就労への移行者数	—	4 人

## 5 安心できる子育て支援の推進

### 現状と課題

核家族化や少子化の進行により、家庭や地域での子育て環境が変化をしていく中で、安心して子育てが出来る環境づくりが必要です。

本市においては、これまで保育サービス等の充実を図るため、公立保育所2園の民営化に取り組み、定員増、休日保育の開始など特別保育事業の充実にもつながりました。また、子育て家庭の経済的負担の軽減のため、合併後の見直しに続き、保育料の引き下げや、乳幼児医療費を「子ども医療費」と改め、無料化の対象年齢を中学校3年生まで引き上げを行いました。放課後児童クラブについては、市内全小学校区で事業が行われるようになりました。

今後は、年々増加している保育所への入所希望者の受入先の確保をはじめ、未就園児とその保護者が利用できるサービスや子育てに関する相談事業等の充実を更に図っていく必要があります。また、身体的・心理的虐待、育児放棄（ネグレクト）などの児童虐待が増加しています。その要保護児童と家族への支援についても、関係課や関係機関と連携し、より細やかな対応が必要となっています。

これからも、多様化するニーズを的確に捉え、子どもの伸びやかな発達への支援、その保護者の子育て支援に取り組んでいく必要があります。

保育所の状況

(単位：カ所、人)

公立保育所			民間保育所		
箇所数	定員	入所児童数	箇所数	定員	入所児童数
2	90	74	4	360	435

注) 平成23年4月1日現在

資料：福祉行政報告例

### 基本的方向

安心して子どもを出産し、ゆとりを持って育てられるように、地域全体で子育てを支援していく体制づくりや、子育てと仕事などの両立の手助けができるような環境整備を推進します。増加している保育所への入所希望者の受入先確保のための方策や、一時預かり事業などニーズの高い特別保育事業の拡充などを検討し、預かり保育事業や放課後児童健全育成事業の充実に努めます。

また、要保護児童や発達に課題のある子どもへの適切な対応、虐待などの未然防止・早期発見に努めます。

### 施策の内容

#### 1 特別保育事業の充実

市内保育所で実施している一時預かり事業や休日保育事業などの特別保育事業について、保護者のニーズを的確に捉え、新規開始に向けた検討や見直しに取り組み、充実を図ります。



## 2 保育サービスの充実

保育所の入所希望者が年々増加しており、受入先確保が急務となっているため、国が議論している「子ども・子育て新システム」における幼保一体化に関する動向も見定めながら方策を検討していきます。

また、未就園児とその保護者を対象としたつどいの広場や地域子育て支援センターなど子育て支援サービスについても、広報を工夫する等、利用促進に努めるとともに、次世代育成支援行動計画に基づき、計画的にサービスの充実を進めます。

## 3 預かり保育、放課後児童健全育成事業の充実

「放課後児童健全育成事業」については、各児童クラブでは、入所希望者の増加や保護者の就労形態などによる様々な要望への対応が課題となっており、円滑な運営ができるよう支援に努めます。また、指導員の資質向上のための研修会実施も継続していきます。

「預かり保育」についても利用者のニーズを踏まえた検討・調整を行い、子どもが安心して過ごせるよう支援します。また、一部では部屋が手狭になってきており、必要に応じて整備を進めます。

## 4 公立保育所の民営化

公立保育所2園については、現在、国が議論している「子ども・子育て新システム」における幼保一体化に関する動向を見定め、質量ともに市民のニーズにあった受入態勢が取れるよう、民営化も含め保育所のあり方を検討し、整備を進めていきます。

## 5 遊び・交流の場の整備・充実

子どもが安全に遊べ、利用する親子や地域住民の交流の場所となるよう、既存の公園の整備や充実に努めます。また、放課後子ども教室や職場体験など、子どもが様々な活動を体験する場と地域の人々とふれあう機会を提供します。

## 6 要保護児童等への対応

児童虐待への対応や早期発見・未然防止のため、関係課、保育所・幼稚園・学校、児童相談所など関係機関と連携を密にし、情報共有を図ります。

発達障害児等発達に課題のある子どもについても、関係各所と連携し、早期発見、適切な支援につながるよう努めます。

## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
地域子育て支援拠点事業実施箇所数	3カ所	4カ所
保育所定員数	450人	480人

## 現状と課題

生活保護受給世帯は、平成18～20年度にかけて減少傾向にあったものの、景気の低迷やそれに伴う企業の人員削減などにより、平成21年度以降は増加傾向にあります。平成23年4月には91世帯、117人が生活保護を受給しており、これは市民1,000人当たり3.2人になります。

この91世帯を類型別に見ると、高齢者世帯49世帯（53.8%）、母子世帯3世帯（3.3%）、障害者世帯13世帯（14.3%）、傷病者世帯20世帯（22.0%）、その他世帯6世帯（6.6%）となっています。また、91世帯のうち73世帯が単身世帯で、特に高齢者世帯49世帯では、そのうち43世帯が一人暮らしです。

これらのことから、生活保護制度の適用により、高齢者や障害者、一人暮らしなど、収入が少なく社会的に弱い立場の方の生活の安定を図っていく必要があります。

本市の国民健康保険加入世帯数は、高齢化の進行や長引く景気の低迷などの影響を受けて、年々増加傾向にあります。医療費の増大や税収の低下等、国保財政への圧迫が懸念されており、今後より一層、医療の適正化や安定的な事業運営を推進していく必要があります。

生活保護世帯数の推移

(単位：世帯)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
116	102	89	90	93

注) 年間延べ生活保護世帯数を月数で除したもの。

国民健康保険加入世帯数の推移

(単位：世帯)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
7,586	7,600	5,502	5,548	5,614

資料：国民健康保険事業報告書（事業年報）

## 基本的方向

生活保護制度は、最低限の生活を保障する「最後の安全網（セーフティネット）」という重要な役割・機能を担っているものであり、この制度を適正かつ効果的に実施することにより、最低限の生活の保障と被保護世帯の自立助長に取り組みます。

国民健康保険については、レセプト点検により医療費の適正化に努めます。また、国の方針に添って特定健康診査・特定保健指導などを行い、健康保持に努め疾病を予防するとともに、早期発見・早期治療により市民の健康保持増進を図ります。また、国民健康保険税の収納率確保・向上に努め健全運営に努めます。

## 施策の内容

### 1 自立支援プログラムの策定

生活保護における被保護世帯の生活状況を把握するとともに、世帯の自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに対応する個別の支援プログラムを策定します。そして、そのプログラムに基づき個々の被保護者について必要な支援に取り組みます。

### 2 保健事業の充実

特定健康診査、特定保健指導について、医療機関や関係機関との連携による健康づくりや疾病予防などの保健事業を推進して、疾病の早期発見、早期治療に努め、医療費の抑制に努めます。

### 3 医療費の適正化の推進

診療報酬明細書（レセプト）の内容について、レセプト点検員により過誤請求、重複請求などの点検を行うとともに、関係機関と連携し健康管理の促進に努め、制度の円滑かつ適切な運営を図ります。

## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
自立支援プログラムによる支援	延べ1世帯	延べ10世帯

## 1 健やかな心を育む学校教育の充実

### 現状と課題

子どもたちを取り巻く環境は大きく変化してきており、少子化や核家族化等の影響もあり、子どもたちが人とかかわる機会が減ってきています。また、不登校や児童・生徒の問題行動が、大変深刻な課題となっています。そのため、人間形成の基礎となる幼児期の教育や学校教育の重要性は高まる一方です。幼稚園、小・中学校、家庭、地域社会が一体となって子どもたちの健全な心を育成する体制整備とともに、具体的で有効な施策を実施することがより一層重要となってきました。

幼稚園・小学校・中学校の状況

(単位：園、校、学級、人)

幼稚園				小学校			中学校			
園数		学級数	園児数	学校数	学級数	児童数	学校数		学級数	生徒数
公立	私立						公立	私立		
5	1	19	383	8	78	1,849	3	1	50	1,496

注) 平成23年5月1日現在

資料：学校基本調査

### 基本的方向

子どもたちの生きる力を育むためには、幼児期からの教育の重要性を認識して教育活動にあたることが大切です。そのため、地域や各家庭との連携により、幼児期から落ち着いた環境の中で、健やかな心を育む教育環境の整備を推進します。

学校教育については、児童・生徒自らが興味を持ち、学ぶ意欲を高めたり主体的・創造的な学習を促進させたりすることができるよう、幼稚園や各学校の創意工夫による特色ある学校づくりを推進します。また、子どもたちの不登校や問題行動を防止し、確かな学力を向上させるために、教職員の資質向上に取り組むとともに、地域に開かれた学校づくりを推進し、幼稚園、小・中学校、家庭、地域社会が一体となって子どもたちの健全な心を育む体制整備を進めます。

幼稚園、小・中学校施設については、規模の適正化などの検討を加えながら、計画的な整備と有効利用を進めるほか、安全で快適な学校生活が送れるよう学校施設の整備・改修を順次進めます。

## 施策の内容

### 1 学校施設の整備・充実

#### 1-1 幼稚園、小・中学校大規模耐震改修

耐震診断に基づいて、優先度の高い施設から改修を進めていきます。

#### 1-2 屋外教育環境の整備

子どもが安心してのびのびとスポーツや外遊びが行えるよう、グラウンド整備などを進めていきます。

#### 1-3 給食施設の改修・整備

安全・安心な学校給食の提供や食育の推進のため、最新の衛生管理基準にもとづいた学校給食センターの整備を進めます。

### 2 学校教育の充実

#### 2-1 教育相談体制の充実

スクールカウンセラー等を中心に校内での教育相談を充実するとともに、土曜日に実施している教育相談体制についても、利用状況などを踏まえ、充実を図ります。

不登校の児童生徒に対しては、適応指導教室での適切な指導や教育相談とともに、学校におけるスクールサポーター等の活用により、指導・支援を充実していきます。

#### 2-2 学習指導内容の充実

各学校において、学習指導要領に沿った教育課程を編成し、かつ計画的な学習指導を実施します。

今後も、各学校が、それぞれの実態に応じて適切な研究主題を設定し、研究・実践を充実させていくことができるよう適切な支援を行います。学力向上の視点からも生徒指導の視点からも、幼稚園、小・中学校が連携を強化し、子どもたちの将来の自立を目指して、確かな学力と豊かな人間性の育成に努めます。

## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
教育相談	3カ所・4回	3カ所・6回
幼稚園・小学校・中学校の耐震化率	69.4%	100%

## 2

# 豊かな人生を育む生涯学習の充実

### 現状と課題

本市では、市民が地域の中で生涯学習活動に取り組めるよう、公民館や図書館などの充実に努めてきました。公民館では、現在、中央公民館・金光公民館・寄島公民館で計28講座を実施しています。図書館では、市内3館の貸出・蔵書管理システムを一元化して利便性を確保しています。

図書の貸出数は年々増加傾向にあり、講座等への参加者も年々増加する傾向がみられますが、人口の高齢化の進行等も考慮しながら、活動実態やニーズを踏まえて学習の方法や内容を見直していくことが求められます。また、公民館や図書館などには老朽化した施設もみられ、安全性や使いやすさの確保が課題となっています。

青少年の健全育成は、学校・家庭・地域共通の課題となってきています。本市では、地域ごとの育成団体が活動を続けるほか、「子どもを育む推進委員会」を設置し、家庭・学校・地域・企業・行政が相互に連携協力し、子どもの育成に係わっています。

主な生涯学習・文化施設の状況

(単位：カ所)

文化会館等	公民館	図書館	博物館・資料館
2	5	3	3

注) 平成23年4月1日現在

資料：公共施設状況調

### 基本的方向

市民の一人ひとりの主体性や自発性に基づき、生涯を通じて学ぶことでより豊かで充実した人生を送れるよう、生涯学習機会の拡充や、学習内容の充実を図ります。

生涯学習活動や地域活動の拠点となる公民館や図書館などについては、施設間のネットワーク化とともに、施設の耐震化やバリアフリー化など、安全で使いやすい整備を進めます。また、学習成果の発表の場や活動機会の情報提供などを進め、市民による自主的な取り組みを支援します。

青少年の健全育成については、家庭や学校、地域が一体となった社会環境づくりに取り組み、青少年を育成・指導する人材の養成・確保に努めます。

## 施策の内容

### 1 生涯学習の充実

#### 1-1 各種講座・講演会の充実

公民館講座については、利用状況や市民の意向を考慮し、必要に応じて入替・統合及び新規導入も検討しながら充実していきます。

また、講座卒業生が自立した学習グループになるよう、支援していきます。

#### 1-2 生涯学習情報提供の推進

広報の配布に併せて全戸配布し、周知を徹底します。また、今後とも、ICTを活用した学習情報提供機能（市ホームページ含む）を整備・充実するなど、多様な方法による情報提供の拡充を図ります。

### 2 生涯学習施設の整備

#### 2-1 図書館機能の強化・図書館ネットワークの利便性向上

貸出・蔵書管理システム等の検証・見直しを行い、利用者の利便性向上に努めます。

#### 2-2 公民館、図書館などの整備・充実

生涯学習活動や地域活動の拠点である公民館、図書館などの施設について、耐震化やバリアフリー化を進めます。

#### 2-3 青少年健全育成団体の活動支援

青少年健全育成活動については、「子どもを育む推進委員会」の協議結果を受け市が策定した子どもを育む行動計画に基づき活動支援に努めるとともに、平成24年度に計画の見直しを行います。今後も、団体活動の活性化を図るとともに、市青少年育成活動協議会を軸に、相互に連携を取りながら育成事業を推進します。

## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
市ホームページによる生涯学習情報提供	—	平成24年度
子どもを育む行動計画の見直し	平成19年度策定	平成24年度
貸出図書数	203,868冊/年	214,000冊/年

## 3 スポーツ活動の振興

### 現状と課題

市民が手軽にスポーツを楽しめるよう、市内のスポーツ・レクリエーション施設を充実させるための整備や検討を進めています。

体育協会や、スポーツ少年団などの各種スポーツ団体については、組織の統合が進み、現在では市体育協会として諸々の課題を解決しながら、数多くの活動を展開しています。

また、平成20年度に「総合型地域スポーツクラブ」が発足し、活動しています。今後はこれら各種団体の活動を支援し、バリエーション豊富な、市民のニーズに適合した活動の場を提供できるよう、団体と協議しながら支援していく必要があります。

主なスポーツ施設の状況

施設	箇所数	施設	箇所数
体育館	3	テニスコート	5
プール	2	武道館	2
野球場	1	フットサル場	1
ふるさとかがたプラザ	1	運動場	6

注) 平成23年4月1日現在

### 基本的方向

市民が生涯を通じて手軽にスポーツを楽しめるよう、既存スポーツ・レクリエーション施設の有効利用や施設の整備・充実などを進めます。

また、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図るため、体育協会やスポーツ少年団などの各種団体への支援・指導者の育成などに努めます。



## 施策の内容

### 1 スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

各種スポーツ・レクリエーション施設を充実させるための整備や検討を進めます。

### 2 スポーツ活動の振興

#### 2-1 各種スポーツ団体の育成・支援

スポーツ指導者養成研修会を開催するなど、各種スポーツ団体の育成や活動支援、指導人材の養成に努めます。

#### 2-2 スポーツ振興基本計画の推進

スポーツ振興基本計画に基づき、各種団体が行っている活動を広く市民に周知するとともに、一人ひとりが志向や体力に応じたスポーツを行い、健康で幸せに暮らしていけるまちの実現を目指します。

## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
スポーツ施設の利用促進	258,700 人 / 年	284,570 人 / 年

## 4 文化の薫る地域の振興

### 現状と課題

本市は、西山拙斎、阿藤伯海をはじめとする偉人の足跡、江戸時代の町家に代表される歴史的建造物や様々な史跡、日本最大級の反射望遠鏡を擁する岡山天体物理観測所や岡山天文博物館があるなど、固有の貴重な文化・歴史的資源を有しています。市は、かもがた町家公園を整備し、今では交流の場として市民主体の保全・活用が実現されています。また、岡山天文博物館、かもがた町家公園、阿藤伯海記念公園、市立資料館3館を紹介する浅口市文化施設ガイドを作成しました。しかし、市内の歴史・文化資源には周知や整備の進んでいないものも多く、次世代へと継承していくための保全・整備が大きな課題となっています。

市民の文化活動については、「市文化連盟」と3地域の文化協会を中心に各種の活動が盛んに行われ、平成22年の国民文化祭を機に一層の盛り上がりが見られました。今後は、各地域で育まれてきた文化活動や芸術活動を継続・発展させ、次世代へと継承していくとともに、より多くの市民が地域の垣根を越えて文化活動へ参加する機会を拡充していくことが求められます。

### 基本的方向

市立資料館3館を拠点に、文化財や歴史的資源の保護・活用・公開、郷土の先人の研究や史跡の保存・整備、伝説地についての情報発信等を進め、各地域が培ってきた歴史・文化の薫りを継承するとともに、文化財の情報を整備していきます。

また、市内の博物館・資料館のネットワークを強化し、施設間の共同企画やイベントPR等の相互協力を進め、浅口市としての文化振興に努めます。

市民の文化活動については、各地域で盛んに行われてきた文化活動や芸術活動を継続・発展させるため、文化協会など新旧様々な活動団体の支援、指導者の育成に努めるとともに、市内外の様々な地域・団体との文化交流を促進し、市民とともに浅口市の市民文化をつくっていきます。

## 施策の内容

### 1 文化施設の整備・充実

文化学習活動の拠点となる市内の文化施設・博物館・図書館・資料館等施設間のネットワークを確立します。

また、市民が文化にふれる機会を拡充するため、近隣市町の文化施設と連携して、ホームページ掲載等の相互協力により豊富に文化活動の情報提供ができるよう、ネットワークの拡大と情報の充実に努めます。

### 2 歴史・文化的資源の保全・活用

市指定文化財やその他の文化財についても多角的な調査に努め、市の文化財等の全体的なデータベース化を図るとともに、文化財等の保全に努めます。

### 3 文化・芸術活動の振興

国民文化祭の開催で高まった機運を捉え、公民館を中心とした芸術・文化行事や文化祭などへの次世代を担うグループの参加を促し、年齢・性別・地域を超えた多様な交流の活発化を促進します。

また、市文化連盟に加入する各種文化団体・グループに加え、新規の団体や活動に対しても積極的に支援を行い、市民とともに新しい形の文化交流活動を創造していきます。

## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
文化協会の会員数	2,247 人	2,400 人

### 現状と課題

本市は、地域の国際化とグローバルな視点を持った人材の育成を目指し、中国・高安市、オーストラリア・ティーツリーガリー市との友好提携都市交流を核に国際交流事業を展開し、オーストラリアへの青少年派遣研修、市内小・中学校へのALT（外国語指導助手）配置といった事業を定着させてきました。今後は、友好提携都市について一層の周知を進め、学校や市民団体による多様な交流を広げるとともに、交流の成果を地域づくりに活かしていくことが求められます。

世界的な規模での情報交流や海外旅行を通じ、生活の中の国際化も大きく進んできています。近隣諸国をはじめ、海外の諸国や地域との心豊かな交流を目指し、歴史や文化の相互理解を進めるとともに、諸外国からの来訪者や在住外国人が地域の中で安心して過ごすことができるよう、災害時や急病時の対応をはじめ、緊急時にも対応可能なコミュニケーション支援の体制を確保していく必要もあります。

### 基本的方向

本市が、中国・高安市、オーストラリア・ティーツリーガリー市という2つの友好提携都市と行政や教育分野において積極的に交流していることを広く市民にPRし、これらの交流を市全体に波及させるとともに、その他の海外諸国・地域との相互理解も積極的に進めていきます。

市国際交流協会による交流活動への広い参加を呼びかけるとともに、県や民間団体が実施する海外派遣事業、ホームステイ事業等も積極的に紹介し、市民の国際交流への参加を促進することで、国際理解を深め、地域に根ざした国際化の推進を図ります。

また、市内小・中学校へのALTの配置により、コミュニケーション能力の向上と、相互の文化や生活習慣の違いを体験することで、国際理解の推進を図り、子どもたちが世界の中での日本を考え、世界と調和できる人材となるよう、支援・育成していきます。更に、県や近隣市とも連携しながら、諸外国からの来訪者や在住外国人とのコミュニケーションを支援するネットワークを構築していきます。

## 施策の内容

### 1 国際交流の推進

友好提携都市との相互のホームステイや、家族と一緒に楽しむ外国料理教室など、身近な家庭生活に根差した国際交流事業を実施する中で、歴史、文化の違いの理解を促進していきます。

また、本市国際交流協会を中心に、県の国際課や国際交流協会、他市の国際交流団体と連携して、諸外国からの訪問者や在住外国人の緊急時に備え、多言語に対応する通訳等のボランティアネットワークを構築し、どこの国の方も安心して暮らせる「思いやり」のある多文化共生社会の創造を目指します。

### 2 国際的に活躍できる青少年の育成

#### 2-1 青少年海外派遣研修事業

オーストラリア・ティーツリーガリー市への青少年派遣は、英語でのコミュニケーション能力の向上を目的とするだけでなく、オーストラリアの環境意識の高さや地球に優しい暮らしの実践、自然との共生を目指すボランティア活動などを学ぶ機会とし、研修での経験を本市のボランティア活動への参加や環境問題への取り組みへと発展させることを目指します。

#### 2-2 国際理解教育の推進

市内小・中学校に配置しているALTは、学校での英語教育の推進はもちろん、異文化理解・コミュニケーションの推進に向けても一層重視していきます。英語教育研究協議会の充実を図り、市共通の指導マニュアル（小学校英語活動全体計画：英語版も含む）を充実するとともに、ALTの学校以外の事業での積極的な活用を進めます。

## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
ALTの講師としての活用	5回/年	6回/年
国際交流協会会員数	107人	120人
小学校英語活動全体計画の見直し	平成21年度策定	随時見直し

### 現状と課題

今日もなお、外国人・女性・障害者・子どもの人権保護や同和問題といった人権問題の解決は、社会全体の大きな課題となっています。最近では、インターネット上の書き込み等匿名性と拡散性を伴う差別事象が発生するなど、人権問題は多様化・複雑化してきています。

本市では、人権教育推進協議会を組織し、人権教育推進体制を確立するとともに、指導者養成講座・自立促進事業・交流活動事業・幼小中PTA人権教育研修会などを市全域において実施しています。今後とも、すべての市民の人権が尊重される社会の実現を目指し、様々な分野の人権問題の解決に向けて、啓発・教育事業の継続・充実を図っていく必要があります。

男女共同参画社会の確立に向けては、男女共同参画基本計画を策定し、各種施策を総合的かつ計画的に実施してきました。男女平等についての認識は高まりつつありますが、社会の仕組みや生活習慣の中には、依然として固定的な性別役割分担意識が残っている現状もみられます。また、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程の場への女性の参画や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、配偶者等からの暴力（DV）の根絶といった課題もあります。これらの解消に向けては、市民・事業者・行政などが課題を共有し、協働して解決に向けた取り組みを推進していくことが重要です。

### 基本的方向

すべての市民の基本的な人権が尊重される社会の実現を目指し、学校・地域社会・家庭・職場などのあらゆる場や機会を通して、人権啓発・人権教育を推進していきます。

男女共同参画社会の実現に向けては、男女共同参画基本計画に基づき、男女がともに個性と能力を発揮し、ともに責任を担うまちづくりを推進していきます。そのため、全庁的な推進体制を充実させるとともに、市民・事業者と協働して、家庭・地域・職場などにおける一層の意識改革を推進し、社会環境づくりのための諸施策に取り組んでいきます。

## 施策の内容

### 1 人権啓発、人権教育の推進

同和問題をはじめ様々な分野の課題解決に向けて、人権教育推進協議会での議論を尊重しながら、関係機関・団体と連携して、人権啓発・人権教育の各種事業の継続・充実を図っていきます。

### 2 男女共同参画社会の確立

全庁的な推進体制により、男女共同参画基本計画を着実に推進するとともに、国・県との連携を密にし、市民をはじめ、事業者・行政などさまざまな団体等と協働しながら男女共同参画社会の実現を目指します。

平成25年度には、男女共同参画基本計画の進捗状況や社会状況を踏まえ、更なる男女共同参画の推進を目指し、第2次浅口市男女共同参画基本計画を策定します。

## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
人権相談開催回数	36回／年	36回／年
第2次男女共同参画基本計画の策定	平成20年度策定	平成25年度
審議会等への女性登用率	22.9%	30.0%
男女共同参画市民講座の開催	5回／年	6回／年
男女共同参画出前講座の開催	－	3回／年

## 1 市民参画の推進

## 現状と課題

近年、社会や経済の成熟化に伴い、市民ニーズや価値観が多様化し、行政単独では、効果的・効率的に解決できない地域課題が増えています。

これらの課題を解決するためには、以前のような行政主導のまちづくりから、市民と行政が適切なパートナーシップを築き、互いの特性を活かして連携・協力することにより実現される「協働のまちづくり」への転換が不可欠です。

市民のまちづくりへの参画意識を高めるためには、行政が積極的かつ的確な情報発信を行い、市民との情報の共有化を図ることが求められます。その上で、市民がまちづくりへ参画できる仕組みを効果的に取り入れ、「自分たちのまちは自分でつくる」という自治意識の醸成を図り、市民主体のまちづくりを推進していく必要があります。

## 基本的方向

これからのまちづくりの推進にあたっては、幅広い市民の主体的な参画と協働が不可欠です。市民に開かれた市政運営のため、市民がまちづくり活動に参画できる制度の拡充を図ります。事業の実施に当たっては、計画段階から市民参画と協働を推進し、市民が誇りと愛着を持てる地域づくりを目指します。そして、本市の協働のまちづくりの基本的な考え方と進むべき方向を明らかにするための基本方針を策定し、市民主体のまちづくりを推進していく体制を整えます。

また、行政の持つ情報の積極的な公開や広報活動の充実により、行政情報の即時提供と市民ニーズの把握と迅速な対応が可能となる広聴広報活動に努めます。



## 施策の内容

### 1 市民との協働の推進

市民主体の地域社会の形成のためには、市民の思いや意見を市政に反映させるしくみづくりが重要であり、市民の参画機会を拡充して、市民と行政が情報を共有し、ともに知恵を出し合う協働のまちづくりを進めます。

また、本市の協働のまちづくりの基本的な考え方と進むべき方向を明らかにするための協働のまちづくり基本方針を策定します。策定に際しては、検討委員会を設置し、市民の意見が反映される協働の手法を用います。

### 2 市民主体のまちづくりの推進

地域の各種団体や個人が参画・連携し、地域活性化の事業に取り組んでいる、市民主導によるまちづくり団体の育成・強化を進めます。

### 3 情報公開の推進

#### 3-1 広聴広報活動の推進

広報紙における「市政にひとこと」や市ホームページにおける「お問い合わせ」及び「市長への手紙」などを活用しながら、今後も広聴広報活動を推進していきます。

#### 3-2 広報紙や市ホームページなどによるPR

「広報あさくち」により毎月の情報提供を行っています。今後も、わかりやすく親しみやすい広報紙づくりに努めます。また、市ホームページについては行政施策やイベント情報などを随時情報提供しています。今後も内容の充実を図り、インターネットの特性を活かした即応性が高い、使いやすいホームページ作りに努めます。

## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
市民意識調査の実施	—	平成 25 年度
協働のまちづくり基本方針の策定	—	平成 25 年度

### 現状と課題

近年、地域社会に対する市民意識の低下や市民の流動化により市民相互の繋がりが希薄になっており、加えて、人口の減少や少子高齢化、核家族化の進展により地域コミュニティ基盤の弱体化が懸念され、世代間の連携も困難になっています。

地域が本来備えている連帯感やつながりを維持し、より強固なものにしていくためには、自治組織の育成やネットワーク強化、人材の育成を通じて、住民自治の気運醸成を図り、市民と行政が協働して地域の諸問題に取り組む必要があります。

また、自発的に問題解決のための活動を行うNPOやボランティアの地域社会におけるニーズや活動領域は年々拡大傾向にあり、行政と協働することにより、新たな公共サービスの担い手としての期待が高まっています。

### 基本的方向

地域で活動するコミュニティ組織やNPO、ボランティアなどは、市民協働によるまちづくりの担い手です。

地域のコミュニティ組織を支援するため、地域活動を牽引する人材の育成に力を注ぐとともに、コミュニティ組織相互の交流の場の提供や活動の拠点となる集会施設や広場の整備などを推進します。

更に、地域で活動を行うNPO、ボランティアなどの団体の組織強化と活動の活性化を図るために、人材の育成、団体間の情報の共有、協力関係を築くためのネットワーク化に取り組みます。

そして、公益性の高い活動を展開しているボランティア、NPOとの協働を進め、地域の実情に応じたきめ細やかで柔軟な公共サービスを提供します。

## 施策の内容

### 1 コミュニティ組織の充実と活動の支援

#### 1-1 地域づくりリーダーの育成

コミュニティ活動の核となる人材の掘り起こしと育成を図るため、講座や研修会を実施し、学習機会の充実に努めます。また、コミュニティ間の相互連携の機会を創出し、ネットワークを強化することにより、地域活動の一層の発展を支援します。

#### 1-2 公会堂や自治会館など活動の場の整備

地域のコミュニティ活動の拠点施設である公会堂などの集会施設については、既存施設の修繕や設備の充実などを中心に進めながら、施設の機能充実を図っていきます。また、身近な憩いの場となる広場については、既存広場の設備充実により、地域の市民の交流促進に努めます。

#### 1-3 コミュニティ組織の活動支援

「地区交付金交付事業」を継続し、市内コミュニティ組織の自主的な活動を財政的に支援していきます。

### 2 ボランティア・NPOなどの育成と活動の支援

市民にとって、ボランティアやNPOの活動がより身近に感じることができるよう、情報を効果的に発信し市民意識の高揚に努めます。

また、ボランティアやNPOの持つ特性を発揮し活動を活性化させるために、市社会福祉協議会等と連携して団体育成に努めるとともに、情報交換などを行う場を提供するなどし、団体間のネットワークを構築します。

## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
コミュニティ施設整備箇所数（改修含む）	43カ所	80カ所
地域づくりリーダー育成講座の受講者数	—	80人

# 第8章

# 効率的で機動的な行財政の運営

## 1 効率的な行政運営

### 現状と課題

景気の低迷や少子高齢化などにより、地方行財政を取り巻く環境が厳しさを増す中、地方分権の進展により、自治体が所管する事務も増大、高度化しつつあります。

こうした状況の中で、地方公共団体は、行政組織の見直しを更に進めるとともに、施策や事務・事業の必要性や有効性を客観的に判断できる行政評価システムの確立、指定管理者制度の導入などをはじめとする民間活力の積極的な導入などにより、行財政改革の推進が求められています。

本市においても、財政の健全性を確保しつつ増大する行政需要に対応するため、行財政改革の断行が必要となっています。また、周辺自治体と連携し各種の事務・事業を共同処理している一部事務組合などの広域行政を活用し、より効率的・効果的な行政運営に取り組むことが課題となっています。

また、人材の活用に関しては、市職員の適正な配置に努めるとともに、資質向上のため意識改革を図り、専門的知識や技術を習得させる人材育成が必要です。

### 行政組織図

浅口市

(平成23年4月1日現在)

議事事務局					
部・支所	課・室				
企画財務部	総務課	財政課	政策課	協働推進課	
生活環境部	税務課	市民課	環境課		
健康福祉部 (福祉事務所)	社会福祉課	子育て支援課	高齢者支援課	健康推進課	
産業建設部	産業振興課	建設課	建設業務課	都市計画課	工業団地推進室
上下水道部	水道課	下水道課			
金光総合支所	市民生活課	健康福祉課	産業建設課		
寄島総合支所	市民生活課	産業建設課			
会計課					

浅口市教育委員会事務局

課・分室
学校教育課
文化振興課
生涯学習課
金光分室
寄島分室

選挙管理委員会
監査委員
農業委員会
固定資産評価審査委員会

## 基本的方向

本市を取り巻く社会・経済状況などの変化に適切に対応しつつ、市民のニーズに対応し、公正で効果の高い事業を実施していくため、市民事業仕分けの実施や行政評価の適切な運用に努めます。

的確な事業・サービスを実現できるよう、組織機構の継続的な見直しを行い、時代の変化に柔軟に対応できる行政組織とするとともに、適正な人員配置と組織の効率化・スリム化、職員の能力開発や意識改革を図り、職員の資質向上に努めます。あわせて、多様化、複雑化する市民ニーズに対応する専門的知識や技能を有する職員の育成・確保、政策形成能力の向上を図り、市民サービスの維持・向上に努めます。

更に、国・県や関係機関との協調、周辺自治体や一部事務組合との機能分担と相互補完による広域行政を推進し、圏域の一体的な行政能力の向上と発展を目指します。

## 施策の内容

### 1 事務・事業の効率的な実施

第2次行政改革大綱・行政改革プランにより、効率的で効果的な行政運営を行うため、行政評価や市民事業仕分けなども行いながら、その適切な運用に努めます。

### 2 組織の効率化・スリム化

第2次行政改革大綱・行政改革プランに基づき、多様化、複雑化する市民ニーズに柔軟に対応できる適正な人員配置、組織のスリム化・整備・再編により、本市に適した効率的で効果的かつ機動的な行政組織づくりを進めます。

### 3 サービス向上、組織強化

人材の育成確保に向け、第2次行政改革大綱・行政改革プラン及び人材育成基本方針により、研修体制を充実させ、計画的に職員のレベルアップを図り、より質の高い行政サービスの提供を目指します。

### 4 広域行政の推進

笠岡地区消防組合や井笠地区農業共済事務組合などの一部事務組合による各種事務・事業の共同処理により、効率的・効果的な行政運営に努めます。

## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
職員研修受講者数（延べ人数）	188人／年	200人／年
人事評価制度の導入	試行実施	平成25年度

## 2 健全な財政運営の推進

### 現状と課題

長引く景気の低迷等により、歳入の根幹をなす税収の減少や、厳しい国の財政状況を反映した地方交付税の減額が予想される一方で、市民ニーズの多様化などにより行政需要は高度化し増大しており、本市の行財政を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

今後は、普通交付税合併算定替も考慮し、行財政改革により徹底した経費の削減や合理化を図り、経常経費の抑制に努めながら政策的経費の増加を図るよう、財政構造の弾力性の確保と健全財政の維持が求められています。

### 基本的方向

第2次行政改革大綱・行政改革プランに基づき、計画的な財政運営に努めるとともに、受益と負担のバランスや公平性、公共性に配慮し、自主財源の確保に努めます。

また、財政基盤の安定・強化を図るとともに、行政コスト削減のための様々な取り組みを行い、健全で効率的な財政運営を図ります。

### 施策の内容

#### 1 健全で効率的な財政運営

徹底した経費の節減と合理化に努め、限られた財源の効果的な配分に努め、効率的な財政運営に取り組みます。

#### 2 自主財源の確保

自主財源の確保に努め、また市税徴収対策としての滞納繰越分の整理による増収や、各種使用料、手数料の適正化に努め財政の健全化を進めます。

#### 3 行政コスト削減

合併によるスケールメリットを享受するため、類似事業の整理統合を図るとともに、事務の効率化に努め、経常経費の縮減を図ります。

## 成果指標

指標の名称	現況	目標（H 24～H 28）
経常収支比率*	83.7%	85.0%
実質公債費比率*	13.7%	13.5%
将来負担比率*	70.8%	70.0%
徴収率（現年度分）	98.2%	98.3%

- \* 経常収支比率：地方自治体の財政の弾力性を示す指標。数値が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表しています。
- \* 実質公債費比率：自治体の財政健全度を示す新たな指標。標準的な財政規模に占める借金返済額の割合。数値が高いほど、財政の悪化度が高い。
- \* 将来負担比率：自治体の財政健全度を示す指標。標準的な財政規模に占める将来負担するべき実質的負債額の割合。数値が高いほど、将来財政を圧迫する可能性が高い。





# 資料編

## 総合計画後期基本計画策定経過

平成23年

6月～7月	基礎資料収集等
7月上旬～中旬	市民アンケート調査（18歳以上市民、無作為抽出2,000名）
7月上旬～中旬	中学生アンケート調査（市立中学2年生、303名）
7月28日	総合計画後期基本計画策定プロジェクトチーム設置
7月下旬～8月下旬	施策評価等 検討（プロジェクトチーム）
8月上旬～10月中旬	後期基本計画素案 策定（プロジェクトチーム）
8月上旬・10月下旬	総論（修正案）検討
8月23日	第1回総合計画審議会（諮問）
10月下旬	基本構想（修正案）検討
11月14日	第2回総合計画審議会
12月1日～20日	総合計画後期基本計画（素案）意見（パブリックコメント）募集

平成24年

1月24日	第3回総合計画審議会（答申）
3月	浅口市総合計画後期基本計画策定

# 浅口市総合計画審議会条例

平成18年3月21日

条例第25号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、浅口市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所管事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、浅口市総合計画に関する事項について調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 一般住民
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任又は解嘱をされるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、最初の会議は市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月21日から施行する。

附 則(平成19年3月27日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 浅口市総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属 等
高 橋 範 昌	浅口市議会 議長 <b>【会長】</b>
原 彰	浅口市議会 総務文教常任委員会委員長
青 木 光 朗	浅口市議会 民生常任委員会委員長
柚 木 毅	浅口市議会 産業建設常任委員会委員長
守 屋 靖	浅口市コミュニティ推進協議会 会長
遠 藤 純 二	浅口市消防団 団長
中 嶋 嶺	金光町ヘルスポランティアの会 会長
山 田 直 子	浅口市愛育委員会 代表
田 中 美智子	浅口市婦人協議会 会長
武 田 きよみ	障害者支援施設「あお空」 施設長
中 濱 文 子	民生委員・児童委員 代表
田 淵 純 雄	浅口商工会 会長
原 田 玲 子	浅口市教育委員会 委員長 <b>【副会長】</b>
瀬 嶋 富士夫	岡山西農業協同組合鴨方支店 支店長
三 宅 秀次郎	寄島町漁業協同組合 代表理事組合長
山 下 隆 志	浅口市社会福祉協議会 会長
大 本 裕 志	岡山県備中県民局協働推進室長
田 村 諭	浅口市副市長

## 浅口市総合計画後期基本計画策定プロジェクトチーム員名簿

氏 名	職 名	所 属 名
櫛田 忠	部長	企画財政部 <b>【総括者】</b>
小西 通夫	次長（政策課長）	企画財政部 <b>【副総括者】</b>
武 弘一	主幹	総務課
大島 永太郎	主幹	財政課
田辺 義博	課長補佐	政策課
大島 政弘	課長補佐	協働推進課
中嶋 利恵	課長補佐	税務課
米田 恵美	係長	市民課
佐藤 秀志	主幹	環境課
三井 明	主幹	社会福祉課
平本 仁至	主幹	子育て支援課
井上 峰子	主幹	高齢者支援課
佐能 三保子	課長補佐	健康推進課
多田 幸子	課長補佐	産業振興課
山本 青司	課長補佐	建設課
岡本 道雄	主幹	建設業務課
三宅 清正	係長	都市計画課
田中 有正	係長	工業団地推進室
池元 浩二	書記	農業委員会事務局
上田 尋之	係長	水道課
小幡 利彦	係長	下水道課
清水 和子	課長補佐	金光総合支所 市民生活課
小山 朋子	課長補佐	金光総合支所 健康福祉課
岡本 直樹	係長	金光総合支所 産業建設課
三宅 勝朗	主任	寄島総合支所 市民生活課
丸本 真弓	係長	寄島総合支所 産業建設課
平松 直美	課長補佐	学校教育課
大橋 久美	係長	文化振興課
仁科 道也	主事	生涯学習課
大月 光星	主事	金光分室
岡田 進	主事	寄島分室

浅 政 第 1 0 8 号  
平成23年 8月23日

浅口市総合計画審議会  
会長 高橋 範昌 殿

浅口市長 栗山 康彦

浅口市総合計画（素案）について（諮問）

このことについて、浅口市総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

平成24年1月24日

浅口市長 栗山康彦様

浅口市総合計画審議会  
会長 高橋 範 昌

### 浅口市総合計画（素案）について（答申）

平成23年8月23日付け浅政第108号で本審議会に諮問のあった、浅口市総合計画（素案）について、慎重に審議を重ねた結果、下記の意見を付して別添のとおり答申します。

#### 記

- 1 計画の実現については、市民の意見を十分尊重し、市民の理解と協力、参加を得ながら、行政と市民が一体となって推進するとともに、国、県等関係機関と緊密な連携のもとに、浅口市のめざす将来像の実現に努められたい。
- 2 事業の実施にあたっては、効率性や緊急性を十分勘案し、健全な財政を維持しながら計画的に実行し、市民の福祉向上につながるよう努力されたい。

# アンケート調査結果概要

総合計画後期基本計画を策定するにあたり、市民及び中学生を対象にしたアンケート調査を実施しました。その概要は次のとおりです。

## 市民アンケート調査

市民アンケート調査は、前回の計画を策定する際にも実施しており、「3. 住んでいる地域への愛着」以降については、前回のアンケート調査結果との比較を含めて掲載しています。

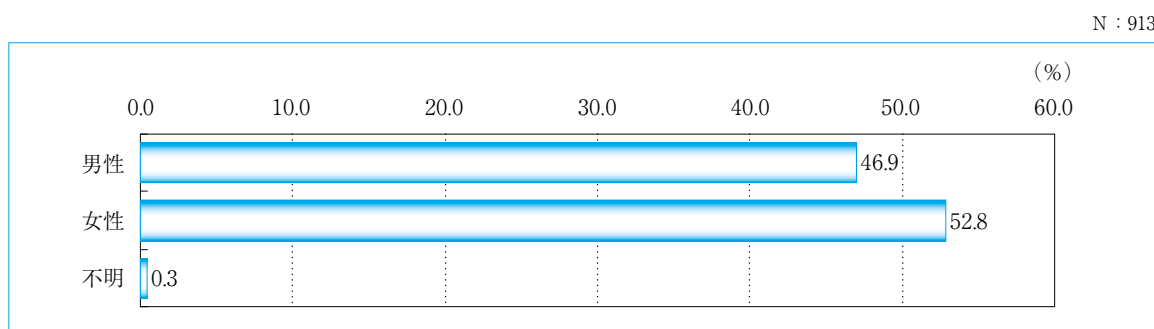
### 1. 調査の概要

調査対象及び配布数	18歳以上の市民から2,000名を無作為抽出
実施時期	平成23年7月上旬～7月中旬
回収数（有効回答数）	917票（913票）
回収率（有効回収率）	45.9%（45.7%）

### 2. 回答者の属性

#### 2-1. 性別

◇ 調査対象者の性別は、「男性」の46.9%に対して「女性」が52.8%と、やや女性が多い。

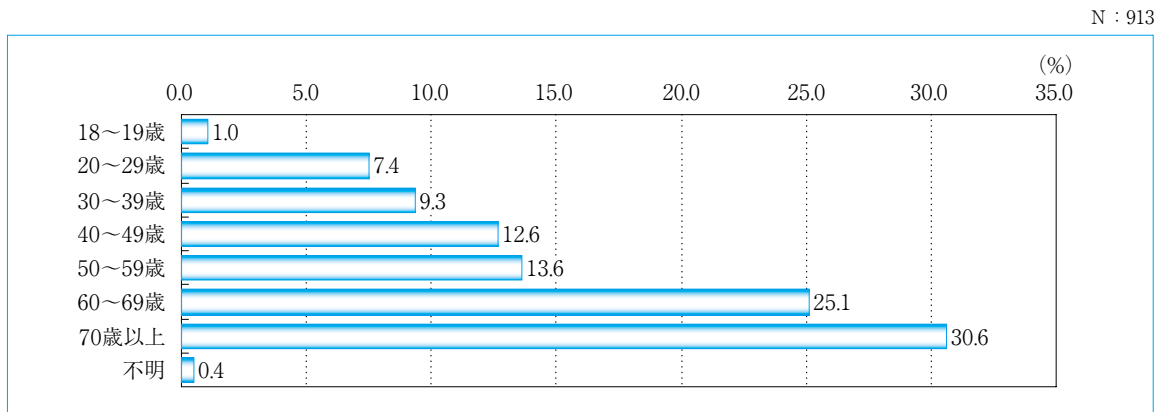


注) 「N」は回答数（以下省略）



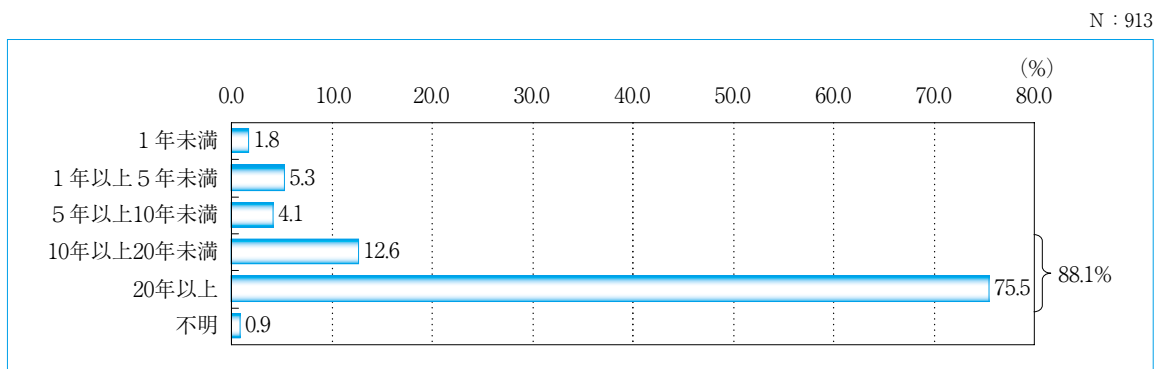
## 2-2. 年齢

- ◇ 回答者の年齢については、「70歳以上」が30.6%と最も多く、次いで「60～69歳」が25.1%、「50～59歳」が13.6%の順となっている。



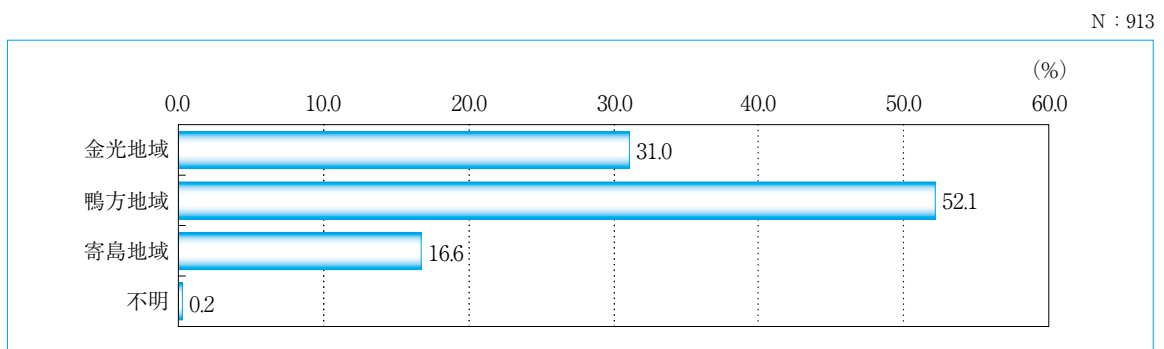
## 2-3. 居住年数

- ◇ 回答者の浅口市での居住年数については、「20年以上」が75.5%と最も多く、これを含め、住み始めて10年以上の人が88.1%を占める。



## 2-4. 居住地域

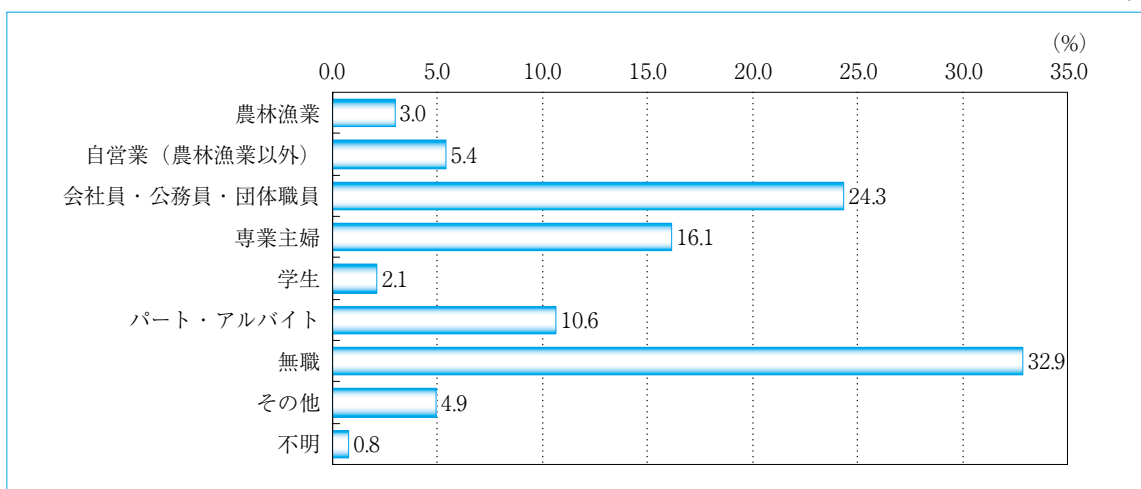
- ◇ 回答者の居住地域については、「鴨方地域」が52.1%と最も多く、次いで「金光地域」が31.0%、「寄島地域」が16.6%の順である。



## 2-5. 職業

- ◇ 回答者の職業については、「無職」が32.9%と最も多く、次いで「会社員・公務員・団体職員」が24.3%、「専業主婦」が16.1%の順である。

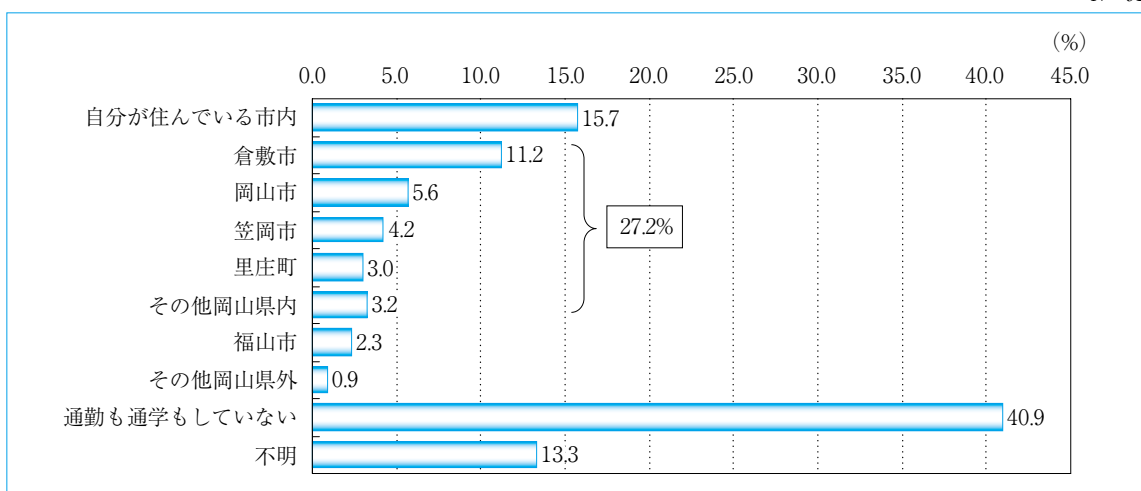
N : 913



## 2-6. 通勤・通学先

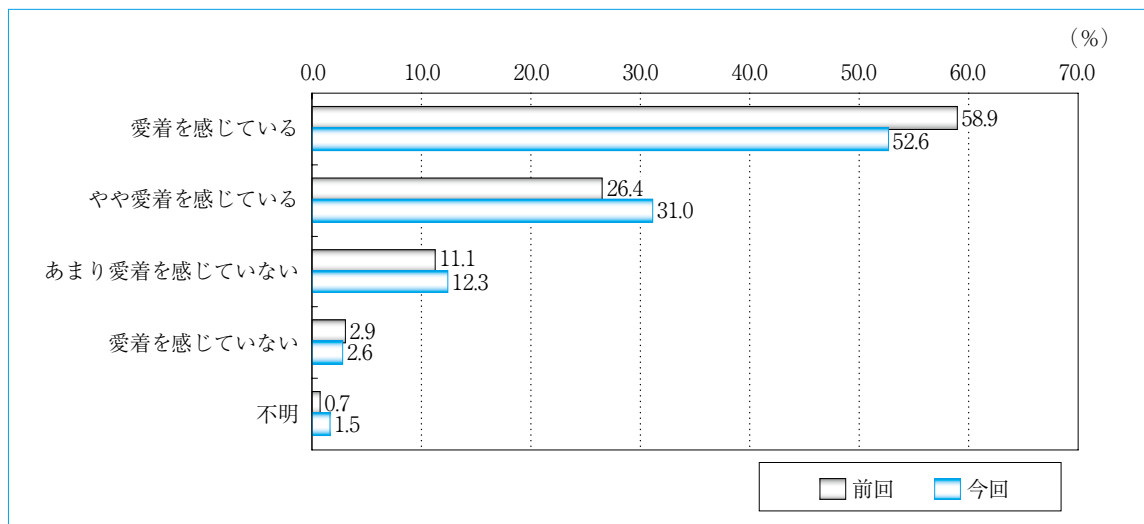
- ◇ 回答者の40.9%が「通勤も通学もしていない」となっている。
- ◇ 「自分が住んでいる市内」に通勤または通学している人は15.7%である。
- ◇ 浅口市以外の岡山県内に通勤または通学している人は27.2%を占める。

N : 913



### 3. 住んでいる地域への愛着

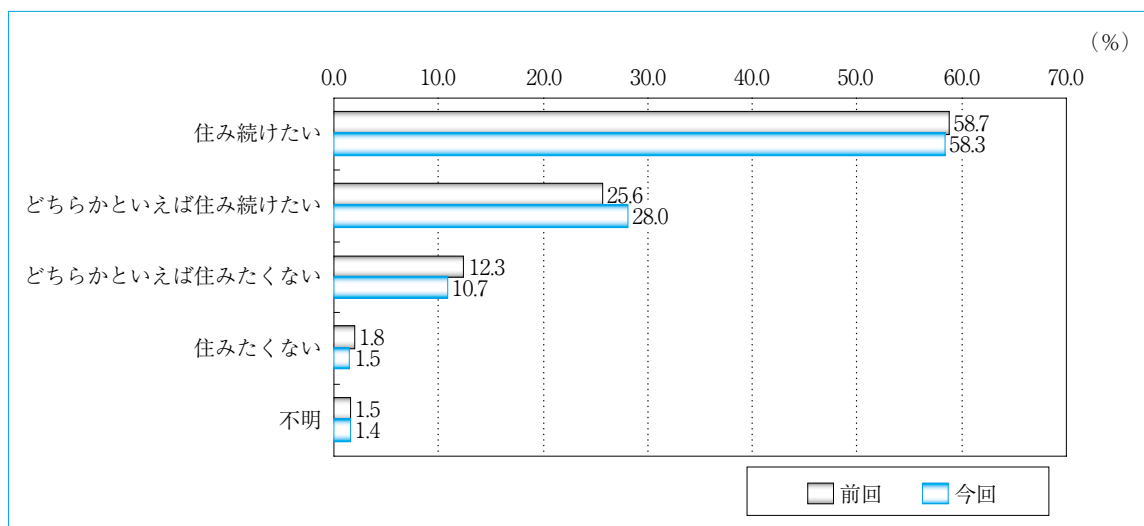
◇ 「愛着を感じている」は、前回の58.9%から今回の52.6%に減少しているが、「愛着を感じている」+「やや愛着を感じている」を合わせて“愛着派”として捉えてみると、前回の85.3%と今回の83.6%とほぼ同じ結果となっている。



### 4. 居留意向

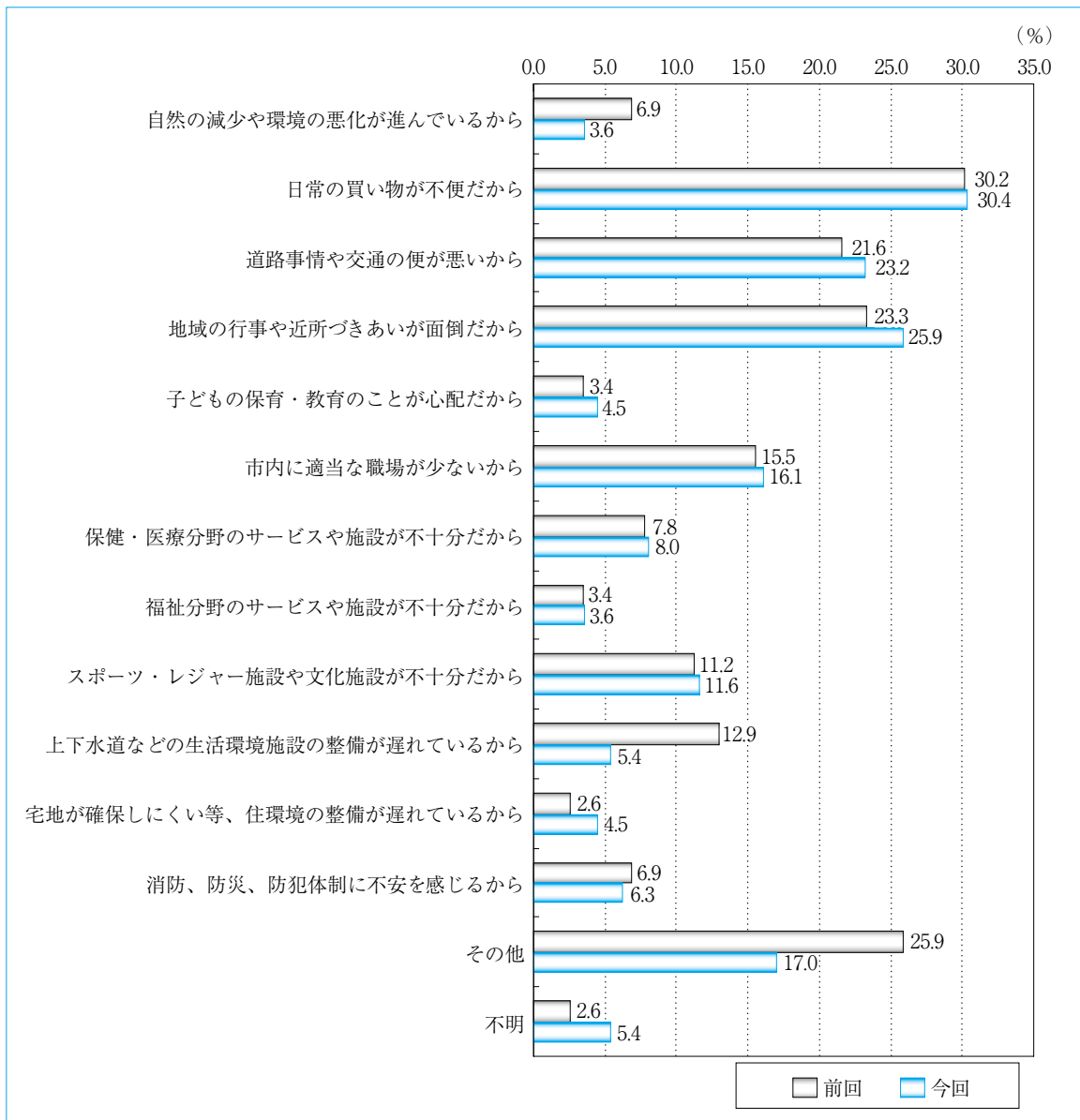
#### 4-1. 今後の居留意向

◇ 居留意向については、前回と今回はほぼ同じ結果で、「住み続けたい」+「どちらかといえば住み続けたい」を合わせた“定留意向派”は、前回の84.3%に対し今回は86.3%となっている。



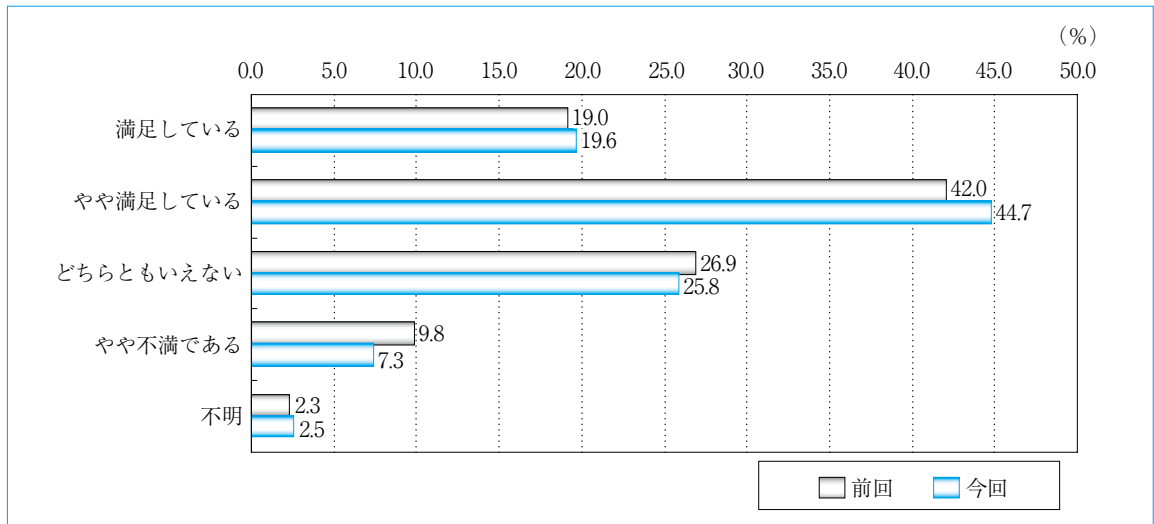
4-2. 居住意向がない理由 (4-1. 今後の居住意向「どちらかといえば住みたくない」「住みたくない」) ※複数回答

- ◇ 「その他」を除き、居住意向がない理由の上位3つは前回も今回も同じもので、「日常の買い物が不便だから」、「地域の行事や近所づきあいが面倒だから」、「道路事情や交通の便が悪いから」となっている。
- ◇ 前回と今回で大きく変わったのは、「上下水道などの生活環境施設の整備が遅れているから」という理由が、前は12.9%であったのが、今回は5.4%と少なくなっている。
- ◇ 「その他」についても、前回は25.9%に対し、今回は17.0%と減少しているが、その他の内容については前回・今回ともに、特に偏った意見はみられない。



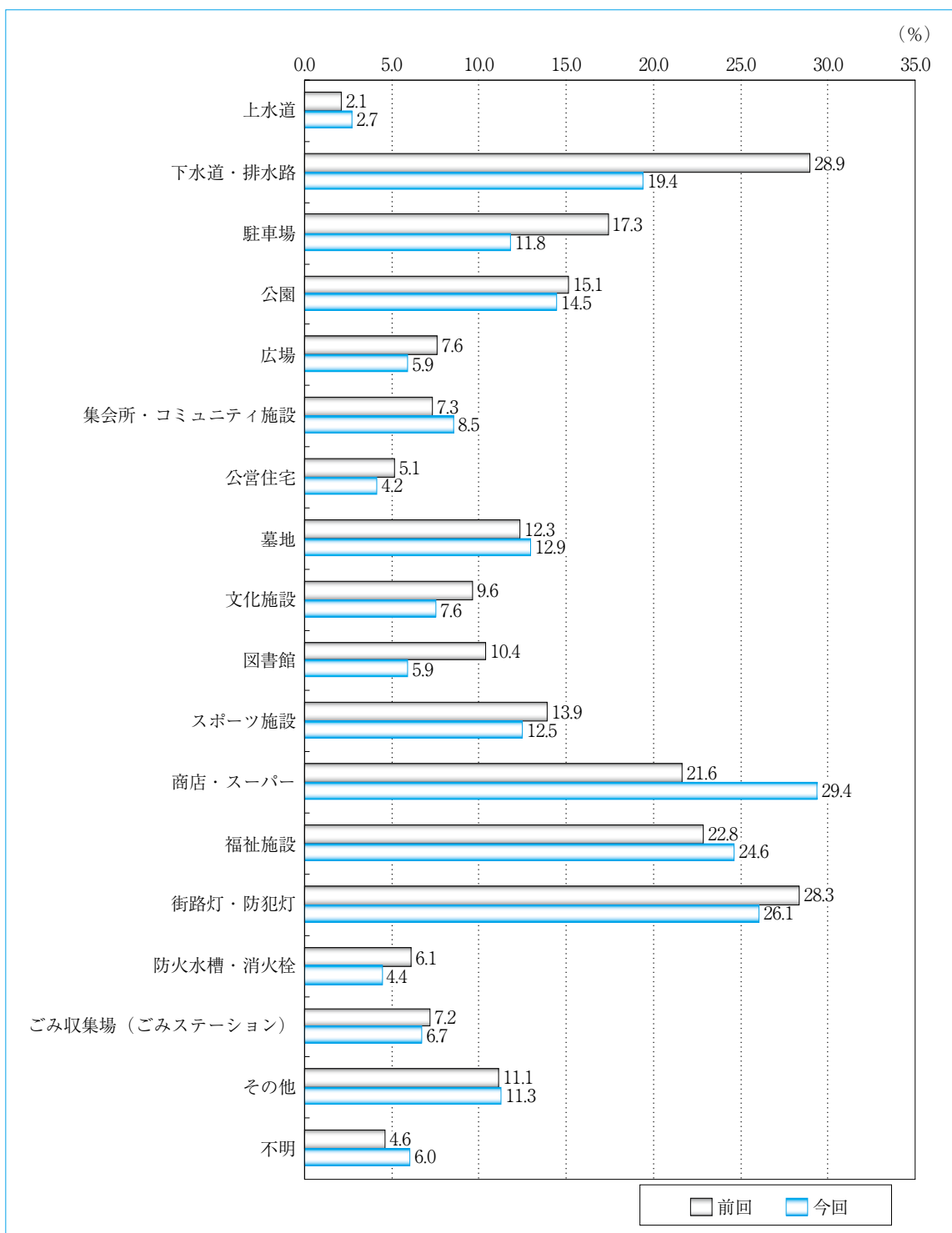
## 5. 浅口市の暮らしやすさ

- ◇ 「満足している」、「やや満足している」共にわずかではあるが今回の方が増えており、「満足している」+「やや満足している」を合わせた“満足派”は、前回の61.0%から今回は64.3%となっている。



## 6. 身近な住環境の中で整備が必要な施設 ※複数回答

- ◇ 前回と今回を比べ、幾つか大きく変わったものがみられる。
- ◇ 前回に比べ、今回最も多く増えたものは「商店・スーパー」(前回 21.6%→今回 29.4%)である。
- ◇ 逆に、前回に比べ今回減少幅が多かったものは「下水道・排水路」(前回 28.9%→今回 19.4%)、「駐車場」(17.3%→11.8%)等である。
- ◇ それ以外のものについては、若干のプラス・マイナスはあるものの大きな変化はみられない。



# 中学生アンケート調査

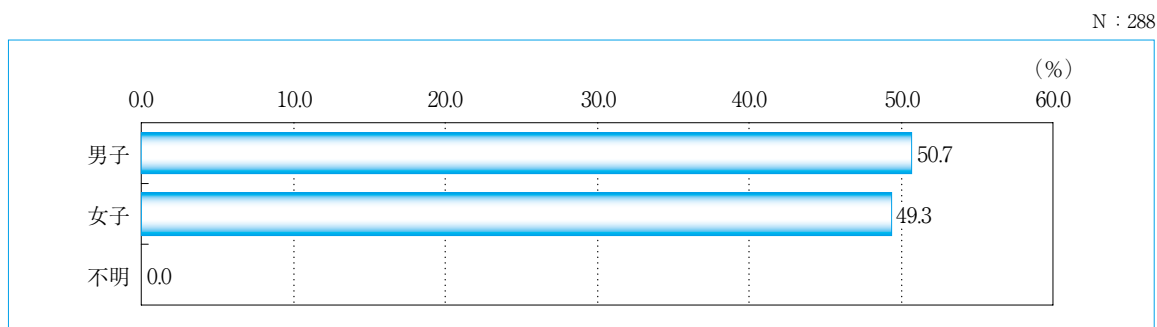
## 1. 調査の概要

調査対象及び配布数	市立中学2年生、303名
実施時期	平成23年7月上旬～7月中旬
回収数（有効回答数）	300票（288票）
回収率（有効回答率）	99.0%（95.0%）

## 2. 回答者の属性

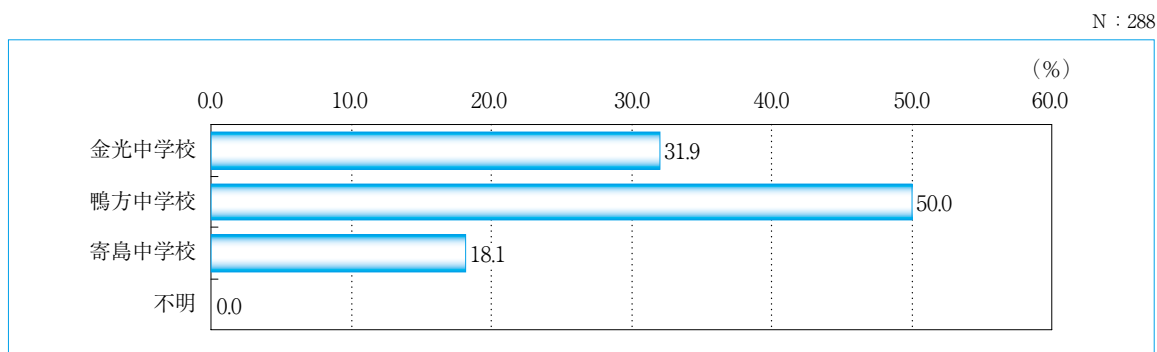
### 2-1. 性別

◇ 性別は、「男子」が50.7%、「女子」が49.3%で、ほぼ半々となっている



### 2-1. 在籍する中学校

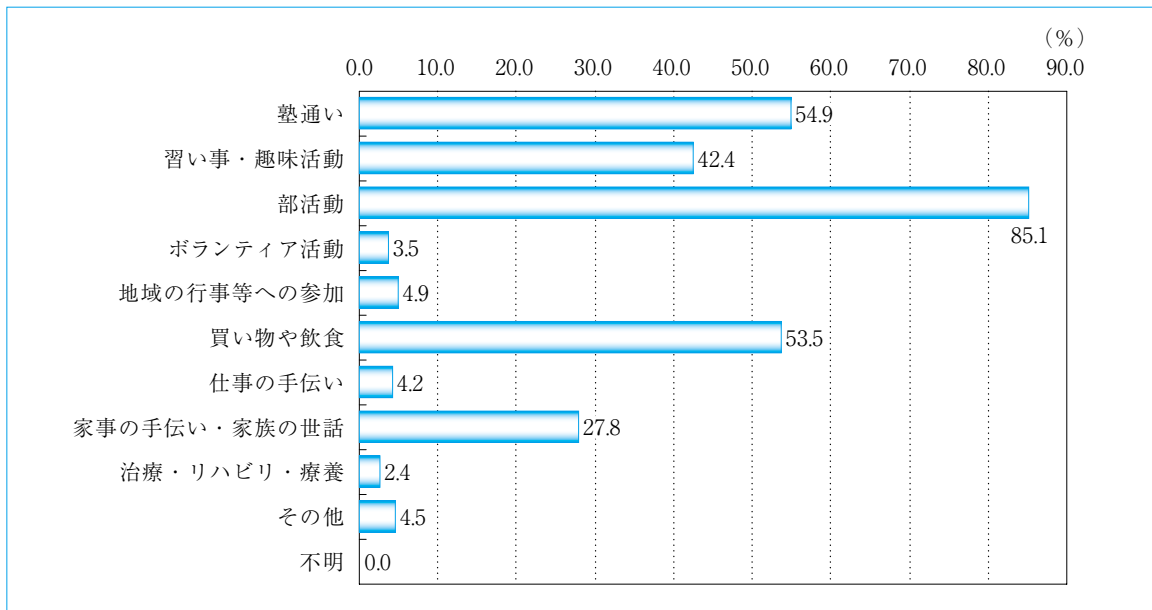
◇ 「鴨方中学校」が50.0%で半数を占め、「金光中学校」が31.9%、「寄島中学校」が18.1%となっている。



### 3. 放課後や休日の過ごし方 ※複数回答

◇ 「部活動」が最も多く85.1%、「塾通い」が54.9%、「買い物や飲食」が53.5%で、これが上位3つの活動となっている。

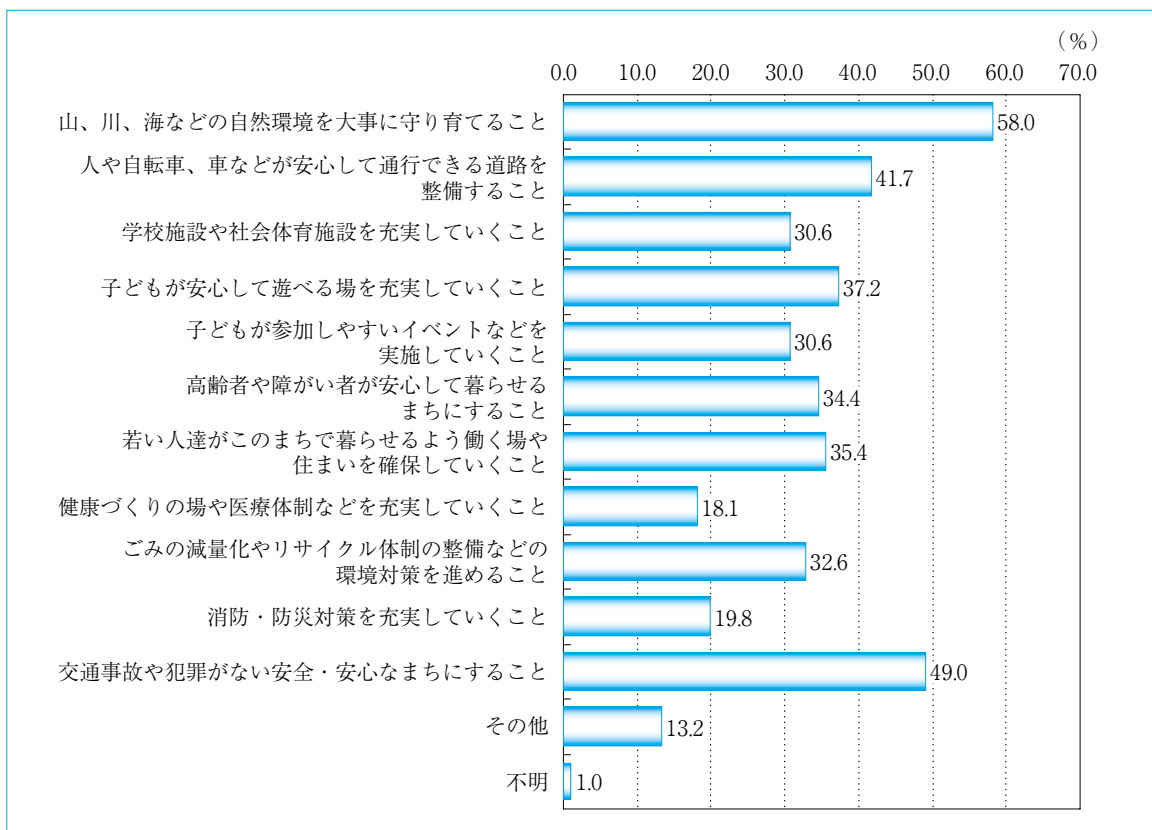
N : 288



### 4. 今住んでいるまちでもっとよくして欲しい事 ※複数回答

◇ 「山、川、海などの自然環境を大事に守り育てること」が58.0%で最も多く、次いで「交通事故や犯罪がない安全・安心なまちにすること」が49.0%となっている。

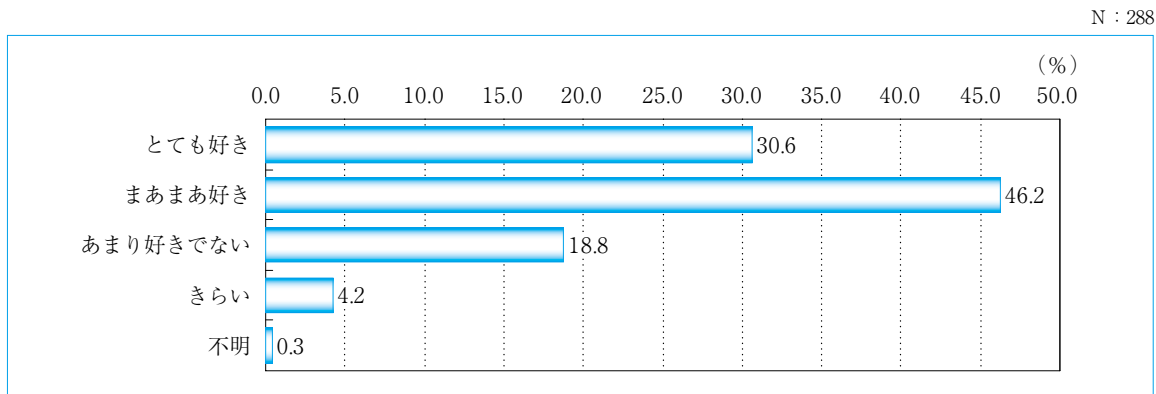
N : 288





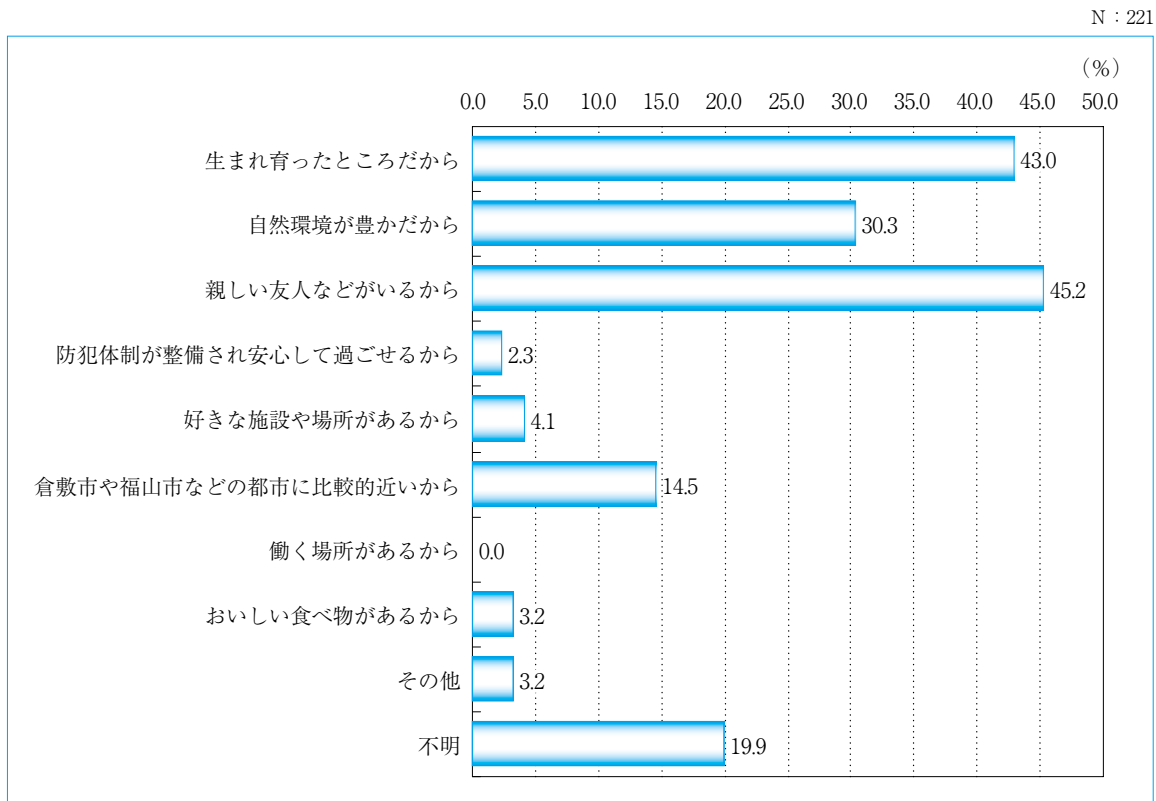
## 5. 浅口市が好きですか ※複数回答

- ◇ 「とても好き」が30.6%、「まあまあ好き」が46.2%で、両者を合わせると76.8%の子どもが浅口市を好きと回答している。



### 5-1. 好きな理由 ※複数回答

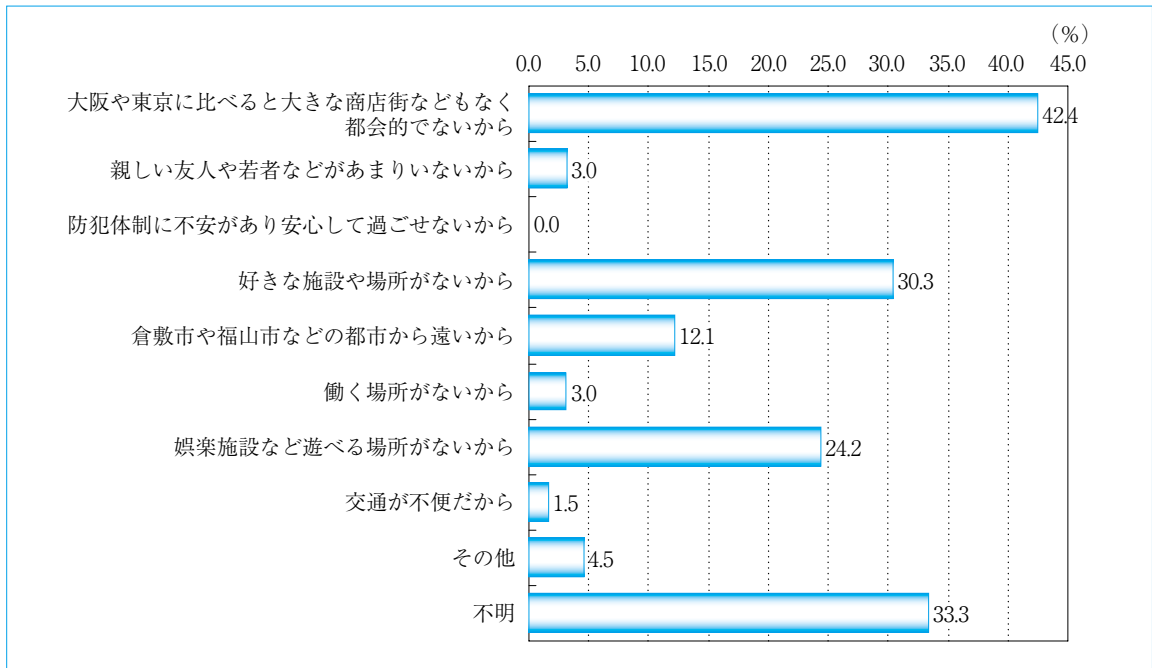
- ◇ 「親しい友人などがいるから」が45.2%、「生まれ育ったところだから」が43.0%、「自然環境が豊かだから」が30.3%で、これが上位3つの好きな理由となっている。
- ◇ 前の設問の「今住んでいるまちでもっとよくして欲しい事」の第一位が「山、川、海などの自然環境を大事に守り育てること」であることと関連してみると、子どもにとっても“自然環境”に対する認識の高さが窺える。



## 5-2. 嫌いな理由 ※複数回答

- ◇ 「大阪や東京に比べると大きな商店街などもなく都会的でないから」が42.4%で最も多くなっている。
- ◇ 「5-1. 好きな理由」で“自然環境”があがっていることと併せて考えると、浅口市が好きな子どもは“自然の良さ”を挙げ、浅口市が嫌いな子どもは“自然よりもむしろ都会性を志向する”ということによるものと思われる。

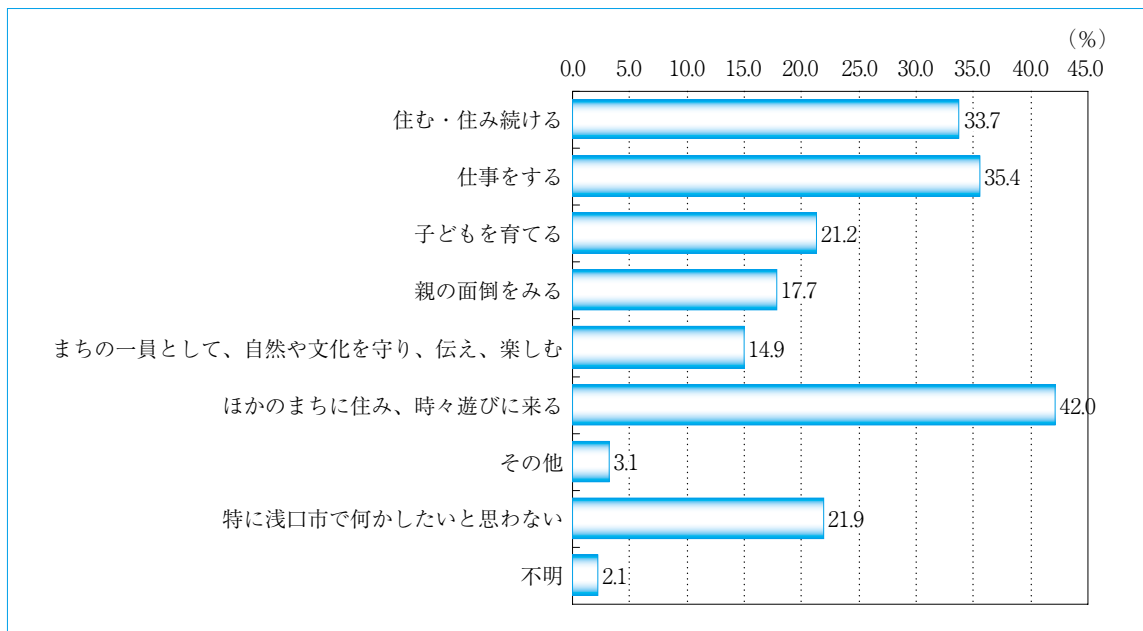
N : 66



## 6. 大人になったとき、浅口市でしたいこと ※複数回答

- ◇ 「ほかのまちに住み、時々遊びに来る」が42.0%で最も多く、次いで「仕事をする」が35.4%、「住む・住み続ける」が33.7%となっている。
- ◇ 前の設問の「浅口市が好き」というのは8割近くあるものの、将来の定住となると、半数近くは市外での定住を考えている。

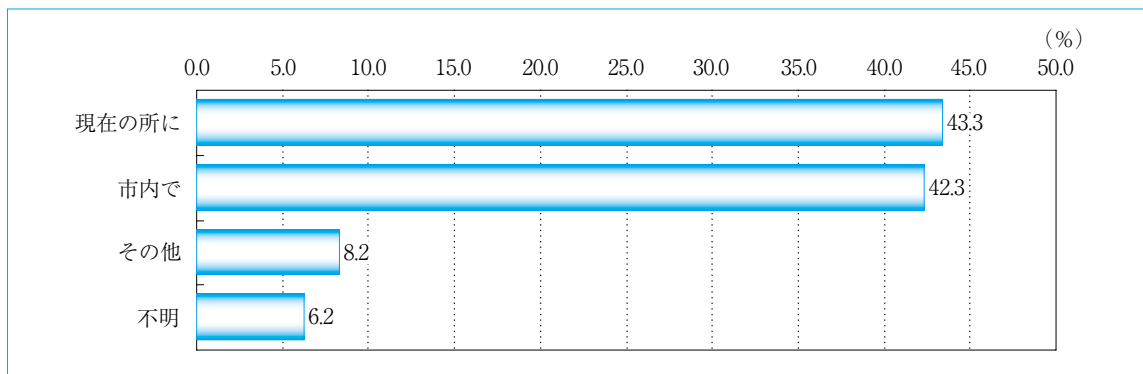
N : 288



## 7. 浅口市に住む・住み続ける時の場所 ※複数回答

- ◇ 大人になったときに浅口市に住む・住み続けると回答したものの中で、どこに住むかという問に対しては「現在の所に」が43.3%と「市内で」が42.3%とほぼ同じ割合となっている。

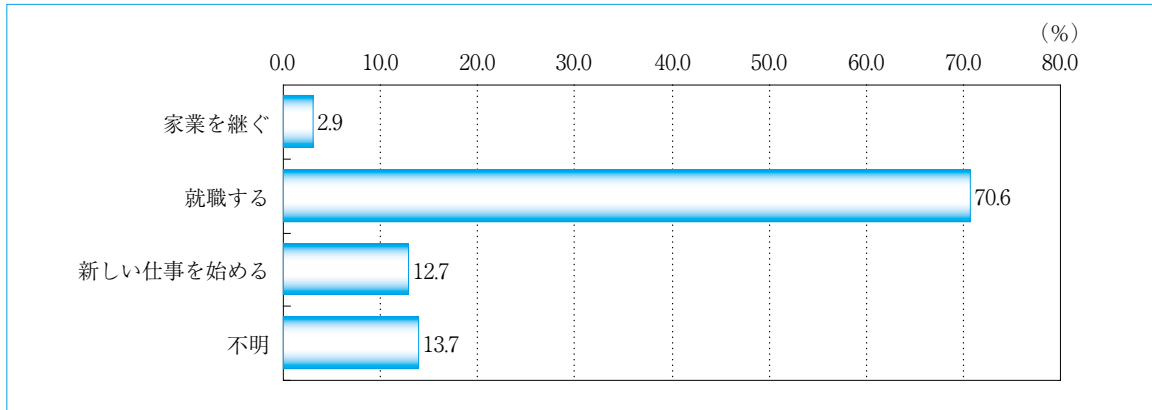
N : 97



## 8. 大人になったときの仕事について ※複数回答

- ◇ 大人になったときに浅口市で仕事をすると回答したものの中で、仕事のしかたについては、「就職する」が70.6%で大半を占めるが、「新しい仕事を始める」という回答も12.7%みられる。

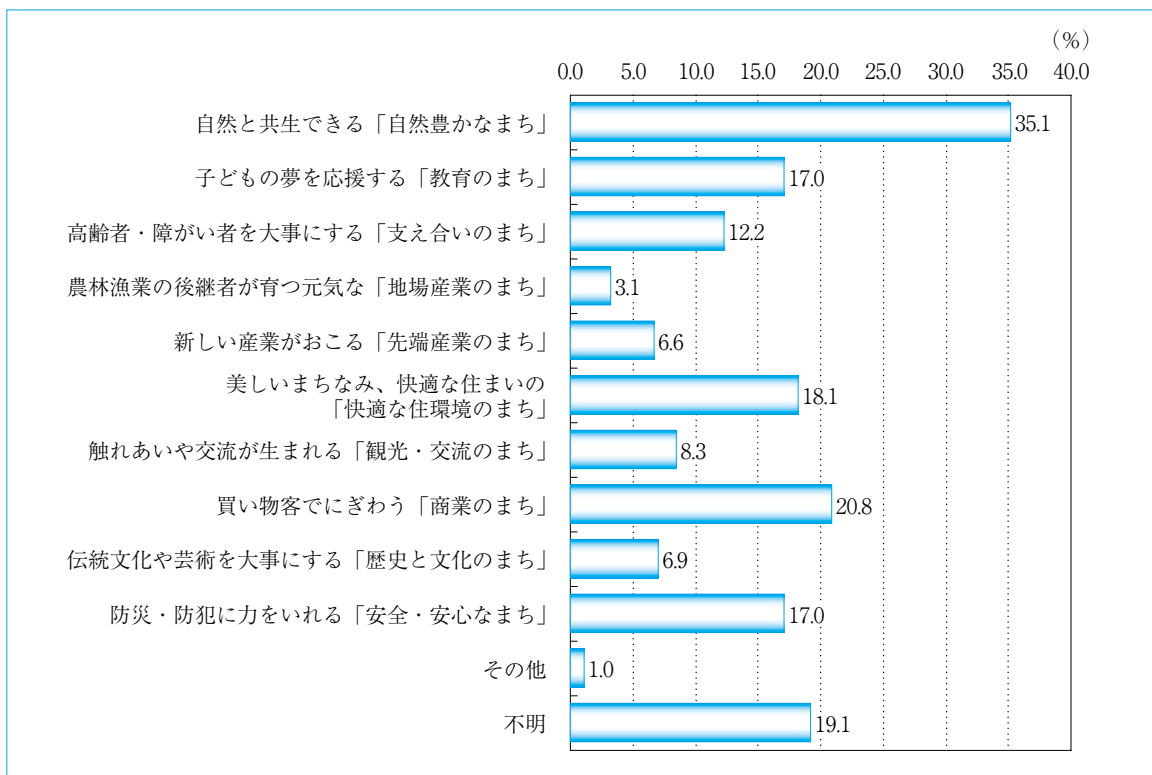
N : 102



## 9. 浅口市が目指すべきまちづくり ※複数回答

- ◇ 「自然と共生できる「自然豊かなまち」」が35.1%で最も多くなっている。先の質問の結果とも併せて考えると、「浅口市の良さは自然環境であり、この豊かな自然環境を守り続けることは子どもの願いでもある」とみることができる。

N : 288



## 浅口市総合計画 後期基本計画

「快適・安心・思いやり 活力あふれる文化創造都市」

---

平成24年3月発行

発行／浅口市

編集／浅口市企画財政部政策課

〒719-0295

岡山県浅口市鴨方町六条院中 3050 番地

T E L 0865-44-9013

<http://www.city.asakuchi.okayama.jp/>

---

